

令和 2 年

第 4 回美浜町議会定例会会議録

令和 2 年 12 月 1 日 開会

令和 2 年 12 月 15 日 閉会

愛知県知多郡美浜町議会

令和 2 年第 4 回美浜町議会定例会会議録目次

12月 1 日（火曜日）第 1 号

議事日程	1
会議に付した事件	1
会議に出欠席した議員	1
説明のため出席した者の職、氏名	1
職務のため出席した者の職、氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第64号から議案第77号まで14件一括提案説明	3
散 会	1 1

12月 3 日（木曜日）第 2 号

議事日程	1 3
会議に付した事件	1 3
会議に出欠席した議員	1 3
説明のため出席した者の職、氏名	1 3
職務のため出席した者の職、氏名	1 3
開議の宣告	1 3
町政に対する一般質問	1 4
○ 9 番 横田貴次議員	1 4
1 国勢調査の結果について	
2 美浜町の財政運営の状況について	
(1) 赤字決算の要因について	
(2) 基金の運用について	
(3) 予算編成における事業の精査について	
(4) 今後の取り組みについて	
○ 8 番 中須賀 敬議員	2 3
1 ごみの出し方の変更点について	
(1) 可燃ごみ袋の有料化について	
(2) プラスチック製容器包装の分別収集について	
(3) 草木類の資源化について	
2 美浜町小中学校再編計画について	
(1) 河和南部小学校と河和小学校の統合について	
(2) 目指すべき学校の姿について	
○12番 横田全博議員	3 2

1 今後の財政運営について	
(1) 当初予算編成方針について	
(2) 歳入の見込みについて	
2 経営視点からの行財政改革を	
(1) 行財政改革の取組について	
(2) 企業誘致について	
○ 1 番 山本辰見議員	4 0
1 自衛隊員募集の名簿提供について	
(1) どの部署からの要請で、どの部署に通知があったのか。	
また、その要請内容はどのようなものか。	
(2) 庁内で対応（回答）の検討部署、または検討組織はどのようになっているか。	
また、具体的にはどのように対応し、情報の提出先はどこか。	
(3) 本人の承諾なく情報提供ができる法的な裏付けはどのようなものか。	
(4) 昨年までは「閲覧」で対応してきたと聞くが、今度はなぜ「名簿提供」することになったのか。	
2 ごみ減量化について	
(1) 住民説明会の計画について	
(2) 草木の資源化について	
(3) 硬質プラスチックの焼却について	
(4) 家庭系可燃ごみ袋有料化について	
○ 7 番 大嵯暁美議員	4 9
1 コロナ禍における地域での高齢者支援について	
(1) 高齢者の健康実態調査について	
(2) 「高齢者サロン」などの住民主体の通いの場の取り組みについて	
(3) 「高齢者サロン」などの住民主体の通いの場への支援について	
2 生涯学習課の業務の1つ「生涯学習の企画、調整及び推進に関すること」について	
(1) 生涯学習課で主催する企画の開催回数について	
(2) 来年度の開催について	
散 会	5 5
12月4日（金曜日）第3号	
議事日程	5 7
会議に付した事件	5 7
会議に出欠席した議員	5 7
説明のため出席した者の職、氏名	5 7
職務のため出席した者の職、氏名	5 7
開議の宣告	5 7
町政に対する一般質問	5 8

○ 3 番 森川元晴議員	5 8
1 人口減少と既成市街地再建計画の関係について	
(1) 過疎化の要因について	
(2) 地域の整備の状況について	
2 4 m未満の道路について	
3 既成市街地の区画整理事業について	
○ 2 番 鈴木美代子議員	6 5
1 介護保険料の改善について	
2 国民健康保険税の改善について	
3 補聴器購入助成制度の実施を	
散 会	7 2

12月8日（火曜日）第4号

議事日程	7 3
会議に付した事件	7 3
会議に出欠席した議員	7 3
説明のため出席した者の職、氏名	7 3
職務のため出席した者の職、氏名	7 4
開議の宣告	7 4
議案第64号（質疑・討論・採決）	7 4
議案第65号（質疑・討論・採決）	7 5
議案第66号（質疑・委員会付託）	7 6
議案第67号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第68号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第69号（質疑・委員会付託）	7 7
議案第70号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第71号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第72号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第73号（質疑・委員会付託）	7 8
議案第74号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第75号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第76号（質疑・委員会付託）	8 2
議案第77号（質疑・委員会付託）	8 2
発議第8号（提案説明・質疑・討論・採決）	8 3
散 会	8 4

12月15日（火曜日）第5号

議事日程	8 5
------------	-----

会議に付した事件	8 5
会議に出欠席した議員	8 5
説明のため出席した者の職、氏名	8 5
職務のため出席した者の職、氏名	8 6
開議の宣告	8 6
議案第66号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 6
議案第67号（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 8
議案第68号から議案第70号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	8 9
議案第71号から議案第72号まで 2 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 1
議案第73号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 2
議案第74号から議案第76号まで 3 件一括（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 3
議案第77号（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 5
議員派遣の件について	9 6
議会閉会中の継続調査事件について	9 6
閉 会	9 7

令和 2 年12月 1 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 2 年 12 月 1 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 64 号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議案第 65 号 知多南部衛生組合同約の変更について

議案第 66 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議案第 67 号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 68 号 指定管理者の指定について

議案第 69 号 指定管理者の指定について

議案第 70 号 指定管理者の指定について

議案第 71 号 指定管理者の指定について

議案第 72 号 指定管理者の指定について

議案第 73 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 74 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 75 号 令和 2 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 76 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 77 号 令和 2 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番 山 本 辰 見 君

2 番 鈴 木 美代子 君

3 番 森 川 元 晴 君

4 番 石 田 秀 夫 君

5 番 杉 浦 剛 君

6 番 廣 澤 毅 君

7 番 大 崎 暁 美 君

8 番 中須賀 敬 君

9 番 横 田 貴 次 君

10 番 荒 井 勝 彦 君

11 番 大 岩 靖 君

12 番 横 田 全 博 君

13 番 野 田 増 男 君

14 番 丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（16 名）

町 長 齋 藤 宏 一 君

副 町 長 八 谷 充 則 君

教 育 長 山 本 敬 君

総 務 部 長 杉 本 康 寿 君

厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君

産 業 建 設 部 長 鈴 木 学 君

教 育 部 長 夏 目 勉 君
秘 書 課 長 中 村 裕 之 君
福 祉 課 長 三 枝 美代子 君
環 境 課 長 富 谷 佳 宏 君
水 道 課 長 夏 目 明 房 君

総 務 課 長 大 松 知 彰 君
住 民 課 長 藪 井 幹 久 君
健康・子育て
課 長 宮 崎 典 人 君
産 業 課 長 三 枝 利 博 君
生涯学習課長 谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開会〕

○議長（大岩 靖君）

皆さん、おはようございます。

令和 2 年第 4 回美浜町議会定例会開催に当たり、皆様の御出席をいただき、ありがとうございました。

昨日の臨時会でもそうですが、私は昨晚、去年の 12 月の議事録を少し見てみました。私の挨拶の中で、コロナの「コ」の字も全く見えませんでした。ただ、皆さん御存じのように、今年になってこのコロナの影響が想像を絶する威力を示しております。昨日も臨時会終了後に厚生部の報告で、本年度 10 月 15 日よりインフルエンザワクチンの無料接種が始まりました。昨年の数字だけ拾ってみますと、昨年の 10 月から 1 月までで町内の受診者が約 3,700 人受けたそうです。今年は 10 月 15 日から 10 月末までで既に 1,800 人を超えているそうです。あくまでもインフルエンザワクチンということで、インフルエンザの予防ではありますが、この意識こそ大切なことではないかと思っております。私たちも、このコロナに対する意識を常に持ちながら、健全な町政・行政を執行していただくためにも、常に持っていたいと思いました。今後もこのコロナ、まだまだ収束のめどはついておりませんが、その意識だけはしっかりと認識していただきますようよろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくようお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、開会に先立ち、町長より招集の御挨拶をお願いします。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

本日、令和 2 年第 4 回美浜町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御出席いただき、まづもってお礼を申し上げます。

師走を迎えまして、今年も早いもので残り 1 か月となりました。朝晩の冷え込みも日ごとに増し、いよいよ本

格的な冬将軍の到来を実感させられる今日この頃であります。議員の皆様方におかれましても、多忙な師走の中、体調管理に十分御留意をいただくとともに、町行政に対しまして、御支援・御協力をくださいますようお願い申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回美浜町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

監査委員より、令和2年8月分、9月分及び10月分に関する現金出納検査結果の報告がありましたので、報告書の写し並びに本定例会に説明員として出席の報告があった者の職、氏名の一覧表及び議員派遣報告書の写しをお手元に配付しましたから御確認願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大岩 靖君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番 鈴木美代子議員、13番 野田増男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（大岩 靖君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から12月15日までの15日間と決定しました。

日程第3 議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてから

議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）まで14件一括提案説明

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村

職員退職手当組合理約の変更についてから議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）まで、以上14件を一括議題とします。

以上14件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

本日御提案申し上げますのは、議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてをはじめとして14件でございます。全案お認めくださいますようお願い申し上げ、早速、提案理由を御説明させていただきます。

初めに、議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございますが、地方自治法第290条の規定により、愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることに伴い、愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更をお願いするものでございます。

次に、議案第65号 知多南部衛生組合理約の変更についてでございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、組合理約の一部を変更することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてでございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙公営制度を設けたく、本条例の制定をお願いするものでございます。

次に、議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、南部保育所の再編及び河和北保育所の名称を変更するため、本条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第68号から議案第72号の指定管理者の指定についてでございますが、関連がございますので一括で御説明をいたします。議案第68号では、美浜町漁村センターを矢梨区に、議案第69号では美浜町産業会館を美浜町商工会に、議案第70号では河和港観光総合センターを河和区に、議案第71号では千歳の家を切山区に、古布老人憩の家を古布区に、議案第72号では野間公民館を野間区長会に、布土公民館を布土区に、上野間公民館を上野間区に、奥田公民館を奥田北・中区にと、それぞれ現在管理の委託をしております団体に公募によらない選定の方法で指定管理者を指定するものでございます。以上5議案について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、第1条におきまして、歳入歳出それぞれ8,061万9,000円を増額し、補正後の予算総額を109億6,247万2,000円とするものでございます。第2条は小学校費の繰越明許費の補正でございます。第3条は小学校費の地方債の補正でございます。

次に、議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ481万9,000円を追加し、補正後の予算総額を23億1,827万7,000円とするものでございます。

次に、議案第75号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、補正後の予算総額を3億3,804万4,000円とするものでございます。

次に、議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ913万円を追加し、補正後の予算総額を19億3,201万円とするものでございます。

次に、議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、第2条におきまして収益的支出を139万6,000円減額し、補正後の予算額を4億9,271万5,000円とし、第3条におきまして資

本的支出を188万2,000円減額し、補正後の予算額を3億1,696万1,000円とするものでございます。第4条では予算第7条で定めた職員給与費の金額を減額するものでございます。

私からの提案理由の説明は以上でございます。

なお、議案第64号から議案第77号までの詳細につきましては、順次担当部課長から説明いたしますので、慎重に御審議いただき、お認めくださいますようお願い申し上げます。

〔降壇〕

○総務部長（杉本康寿君）

議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてでございますが、資料1、愛知縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更新旧対照表を御覧ください。

愛知縣市町村職員退職手当組合の構成団体であります尾張市町交通災害共済組合から脱退の申請があり、令和3年3月31日をもって脱退させることとし、愛知縣市町村職員退職手当組合理約を変更することについて、地方自治法第290条の規定により、組合を組織する団体の議会の議決が必要なため、協議をお願いするものでございます。

議案第64号についての説明は以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第65号 知多南部衛生組合理約の変更についてでございますが、知多南部衛生組合では、令和3年度より火葬場建設工事が本格化し、令和4年度よりごみ処理焼却施設解体工事を実施いたします。

そのため、クリーンセンターが混雑し、ごみ搬入時における住民の通行に危険が及ぶことが懸念されますので、現在クリーンセンター内で行っております資源物の受入れを新たに知多南部リサイクルステーションとして内海地区の旧焼却施設跡地へ仮移設を予定しております。

資料2の新旧対照表を御覧ください。

このことから、附則第3項において知多南部衛生組合が設置する知多南部リサイクルステーションの解体が完了するまでの間は、同組合が共同処理する事務及び経費の支弁の対象となる施設に知多南部リサイクルステーションを加えるよう組合理約を整備するものでございます。

なお、議決後は愛知県知事と協議をし、施行日につきましては、知事より許可のあった日からとなります。

議案第65号についての説明は以上でございます。

○総務部長（杉本康寿君）

次に、議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてでございますが、公職選挙法の一部改正に伴い、美浜町議会議員及び美浜町長の選挙において、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成について、公費負担の対象となります。

資料3の美浜町議会議員選挙・美浜町長選挙選挙公営公費負担の上限を御覧ください。

内容につきましては、町議会議員及び町長選挙ともに選挙運動用自動車の使用として、一般乗用旅客自動車運送業者と使用に関し有償契約をした場合は、1日1台6万4,500円を上限に、または、一般運送契約以外の契約であります自動車借入契約である場合は、1日1台1万5,800円、燃料代7,560円及び運転手の費用1万2,500円を上限に、立候補届の日から選挙の期日の前日までの5日間が対象となります。

次に、選挙運動用ビラの作成につきましては、町議会議員選挙では、1枚当たり7円51銭を上限に1,600枚、町長選挙では、1枚当たり7円51銭を上限に5,000枚が対象となります。

次に、選挙運動用ポスターの作成につきましては、町議会議員及び町長選挙ともに525円6銭にポスター掲示場の数66か所を乗じて得た額に5万円を加えた金額にポスター掲示場の数で除した金額、すなわち1枚当たり1,283円を上限に66枚が対象となります。

これらの経費につきましては、供託物が没収されなければ適用され、それぞれの事業者からの請求に基づき、本町から事業者に対し支払いを行う選挙公営制度のため、本条例の制定をお願いするものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日からでございます。

議案第66号についての説明は以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、資料4、美浜町立保育所設置及び管理に関する条例新旧対照表を御覧ください。

改正内容は、南部保育所を再編するため名称及び位置を削除し、河和北保育所を河和保育所に名称変更するものでございます。

再編の理由といたしましては、南部保育所は、入所児童数の減少に伴い集団で行う遊びや行事の実施が困難なこと、加えて平成26年度から合同保育を実施しており、学齢に即した保育を提供できないことの課題がございましたが、河和北保育所への収容が可能となったため再編を行うものでございます。

なお、美浜町保育所運営委員会へ諮問し、令和2年9月11日付で南部保育所の再編が適当であるとの答申をいただいております。

施行日につきましては、令和3年4月1日でございます。

議案第67号についての説明は以上でございます。

○産業建設部長（鈴木 学君）

次に、議案第68号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町漁村センターの管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、矢梨区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第69号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町産業会館の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、美浜町商工会が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第70号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に河和港観光総合センターの管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、河和区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第68号から議案第70号についての説明は以上でございます。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

次に、議案第71号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町立老人憩いの家の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、切山区及び古布区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第71号についての説明は以上でございます。

○教育部長（夏目 勉君）

次に、議案第72号 指定管理者の指定についてでございますが、美浜町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき、指定管理者に美浜町公民館の管理を行わせるに当たり、平成18年度から適切に管理を行ってきたことによる公募によらない選定の結果、廃止予定の河和南部公民館を除く4つの公民館につきまして、野間公民館については野間区長会、布土公民館については布土区、上野間公民館については上野間区、奥田公民館については奥田北・中区が指定管理者の候補者として選定され、同条例第6条の規定に基づき、その結果を通知したところでございます。

つきましては、同条例第7条の規定による指定管理者の指定をするに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案第72号についての説明は以上でございます。

○総務課長（大松知彰君）

次に、議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳出から御説明しますので、補正予算書18、19ページを御覧ください。

1款議会費、1項議会費の議会運営事業においては、人事院勧告に基づく議員期末手当の0.05か月の減額分を計上いたしました。

職員人件費につきましては、このページ以降、各款にわたり、人事院勧告に基づく特別職及び一般職の期末手当0.05か月分が減額されております。また、本年度の人事異動に伴う増減及び各課の時間外勤務手当等の人件費の増減が計上されておりますので、各款ごとの人件費の説明は省略させていただきます。

20、21ページを御覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目財政管理費のふるさと納税寄附運営事業においては、ふるさと納税寄附額の増加に伴う返礼品の発送に要する経費を計上いたしました。6目財産管理費の庁舎管理事業においては、新型コロナウイルス感染予防のための消耗品、備品の購入費及び庁舎雨漏り修繕工事費を計上いたしました。物品出納事業においては、新型コロナウイルス関連事業に要した申請書用紙及び封筒の印刷に係る経費を計上いたしました。8目電子計算費では、ペーパーレス対応型パソコンや各種対応機器の購入費及びペーパーレス会議システムの導入委託料を計上いたしました。

22、23ページを御覧ください。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費の戸籍住民基本台帳事務においては、個人番号カード交付に必要な会計年度任用職員の報酬や職員の時間外勤務手当の増を計上いたしました。

24、25ページを御覧ください。

2 款総務費、4 項選挙費の選挙管理委員会事務においては、選挙投票事務受付の効率化のためのシステム購入費を計上いたしました。

26、27ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、介護保険繰出金においては、介護保険特別会計の診療報酬改定に伴うシステム改修等に係る繰出金を、後期高齢者医療事業においては、令和元年度療養給付費の確定に伴う負担金の増と課税制度の改正に伴うシステム改修に係る後期高齢者医療特別会計繰出金を計上いたしました。

2 項児童福祉費では、令和元年度事業費確定に伴う子ども子育て交付金等の返還金と児童手当交付金等の返還金をそれぞれ計上いたしました。

28、29ページを御覧ください。

3 目児童福祉施設費の放課後児童クラブ運営事業においては、児童の交通手段確保のための通信運搬費の増を計上いたしました。

4 款衛生費、1 項保健衛生費の保健センター管理運営事業においては、保健センター内の屋内消火栓設備及び誘導灯設備の修繕料を計上いたしました。

3 項知多南部衛生組合分担金においては、令和元年度事業費の確定に伴う分担金の減を計上いたしました。

30、31ページを御覧ください。

7 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費では、プレミアムつき商品券発行事業に対し愛知県から補助金が交付されることによる財源更正を計上いたしました。

32、33ページを御覧ください。

8 款土木費、6 項住宅費の住宅管理事業においては、令和3年度から取扱いが変更となる共益費の徴収に係る町営住宅管理システムの改修費を計上いたしました。

34、35ページを御覧ください。

9 款消防費、1 項消防費の災害対策事業においては、災害時のデジタル地図情報システム導入のためのネットワーク整備に係る経費と避難所用LPガス発電機の購入費を計上いたしました。

36、37ページを御覧ください。

10 款教育費、2 項小学校費の体育館天井落下防止対策事業においては、野間小学校体育館のつり天井撤去のための委託料と工事費を計上いたしました。

3 項中学校費、2 目教育振興費の教育振興事業においては、令和3年度教科書改訂に伴う教師用教科書等の購入に係る経費を計上いたしました。

次に、歳入について御説明いたします。

14、15ページを御覧ください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金においては、個人番号カード交付事務のための個人番号カード交付事務費補助金を、2 目民生費補助金では、高齢者医療制度の改正に伴うシステム改修に係る高齢者医療制度円滑運営事業費補助金を、6 目教育費国庫補助金では、野間小学校つり天井撤去に係る学校施設環境改善交付金を計上いたしました。

17 款県支出金、2 項県補助金、5 目商工費県補助金では、プレミアムつき商品券発行事業に係るげんき商店街推進事業費補助金を、7 目消防費県補助金では、避難所用発電機購入のための南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を計上いたしました。

19 款寄附金、1 項寄附金の一般寄附金では、ふるさと納税による寄附金の増を計上いたしました。

20款繰入金、2項基金繰入金では、今予算が歳入超過となったため、財政調整基金繰入金の減を計上いたしました。

22款諸収入、4項雑入では、令和元年度の事業費確定による児童手当負担金と子ども子育て交付金等の過年度精算金を計上いたしました。

16、17ページを御覧ください。

23款町債、1項町債、6目教育債では野間小学校体育館つり天井撤去工事のための財源として、校舎等大規模改修事業債を計上いたしました。

次に、補正予算書7ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正でございます。

令和3年度に繰り越す事業については、10款教育費、2項小学校費として、先ほど御説明しました野間小学校体育館天井落下防止対策事業を追加するものでございます。

次に、補正予算書8ページを御覧ください。

第3表地方債補正でございます。

こちら先ほどの野間小学校体育館天井落下防止対策事業に伴う校舎等大規模改修事業債を追加するものでございます。

議案第73号の説明は以上でございます。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳出から御説明しますので、補正予算書60、61ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、3目一般被保険者療養費において168万7,000円を、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費において163万2,000円をそれぞれ増額計上いたしました。これは医療費の増が見込まれるため、増額をお願いするものでございます。

また、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金において150万円を増額計上いたしました。これは社会保険との重複加入の判明や減免による還付金の増により増額をお願いするものでございます。

次に、歳入を御説明しますので、58、59ページを御覧ください。

3款県支出金、1項県負担金、1目保険給付費等交付金において、歳出で計上しました医療費の増額分を計上いたしました。

5款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金において、歳出で計上しました還付金の増額分を計上いたしました。

議案第74号の説明は以上でございます。

次に、議案第75号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳出から御説明しますので、補正予算書76、77ページを御覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において36万3,000円を増額計上いたしました。これは令和3年1月1日施行の地方税法の一部改正に伴う後期高齢者医療システム改修経費でございます。

次に、歳入を御説明しますので、74、75ページを御覧ください。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金においては、歳出で計上しましたシステム改修委託料と同額を増額計上いたしました。

議案第75号の説明は以上でございます。

○福祉課長（三枝美代子君）

次に、議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、歳出から御説明しますので、補正予算書の92、93ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において913万円を増額計上いたしました。これは制度改正による介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修費でございます。

3 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費において、国から新たに交付される介護保険保険者努力支援交付金に伴う財源更正でございます。

次に、歳入を御説明いたします。90、91ページを御覧ください。

2 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目介護保険事業費補助金において、歳出で計上しましたシステム改修費が人口規模に応じて国から交付されるため153万5,000円を増額計上いたしました。7 目介護保険保険者努力支援交付金においては、国が設定した評価指標に対し、高齢者の介護予防及び健康づくりにおける市町村の取組の達成状況に応じて交付されるため、増額計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、4 目事務費等繰入金においては、歳出で計上しましたシステム改修費913万円から国庫補助金153万5,000円を差し引いた額を一般会計より繰り入れるため、増額計上いたしました。

2 項基金繰入金、1 目基金繰入金においては、介護保険保険者努力支援交付金の交付に伴い、介護保険給付費準備基金からの繰入れを減額いたしました。

議案第76号の説明は以上でございます。

○水道課長（夏目明房君）

次に、議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

別冊の美浜町水道事業会計補正予算書及び予算説明書の21ページを御覧ください。

収益的収入及び支出、1 款水道事業費用、1 項営業費用、3 目総係費においては139万6,000円を減額計上いたしました。これは人事異動及び人事院勧告に基づいた給与改定に伴う人件費の減額でございます。

資本的収入及び支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備新設改良費においては188万2,000円を減額計上いたしました。これは人事異動及び人事院勧告に基づいた給与改定に伴う人件費の減額でございます。

議案第77号の説明は以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

議案第64号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合規約の変更についてから議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）までの説明が終わりました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日12月2日は休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、明日12月2日は休会することに決定しました。

来る12月3日は午前9時から本会議を開き、町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前 9 時48分 散会〕

令和 2 年12月 3 日（木曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 2 年 12 月 3 日（木曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 2 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 岩 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（18 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
秘 書 課 長	中 村 裕 之 君	企 画 課 長	戸 田 典 博 君
防 災 課 長	小 島 康 資 君	税 務 課 長	山 本 圭 介 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
健康・子育て 課 長	宮 崎 典 人 君	環 境 課 長	富 谷 佳 宏 君
学校教育課長	近 藤 淳 広 君	生 涯 学 習 課 長	谷 川 雅 啓 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

今朝は大変すがすがしい朝を迎えました。皆様御存じのように、連日コロナに関する報道がされております。

私はほぼ毎日今役場に登庁しているのでありますが、最近、玄関口の消毒が置いてあるのですが、全ての方が

使われていないというところを目にします。2日、3日前の新聞に、こんな記事が載っておりました。コロナ感染による重症化率のことが出ておりました。30歳代を1とした場合、60歳で25倍、70歳代で45倍以上、80歳代におかれましては70倍以上という重症化率の数字が出ておりました。確かに国はG o T oということで、経済も回さなくては駄目だけれども、コロナを甘く見てもらっては困るという専門家の意見もあります。私たちも常にその意識を持ちながら、町民の皆様方にもきちっと伝えられるよう、皆様方もそれぞれ体に気をつけていただきたいと思います。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの5名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含め50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、9番 横田貴次議員の質問を許可します。横田貴次議員、質問してください。

〔9番 横田貴次君 登席〕

○9番（横田貴次君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA、9番 横田貴次でございます。

3月の議会以来、半年ぶりにこの場に立たせていただきました。新型コロナウイルス感染症がこのような私たちの日常、多くのものを生活の日常を、そして常識を奪い去られた、改めて身にしみる思いでこの場に立たせていただいております。

私の生業は、配管資材、設備機材のパイプニップルというものを製造販売させていただいております。業績は第2波に合わせてなのか、落ち込む一方で、売上げについては50%ダウン、そして25%から30%、もう今後も見込めないのかなというような大変厳しい状況をいっています。

今から、まさに会社の生死をかけて、どのような判断をし、どのような会社を運営していくか頭を抱えているところではございますが、振り返って本町の税収、税財収の今後を考えたとき、新型コロナウイルスの影響が今後どのような形で本町の財政運営に影響していくのか、そのような心配も片方でしております。

そのようなことから、本日は、国勢調査の結果と本町の財政運営の状況について、2つの項目について伺いをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出した通告書に基づき質問をさせていただきます。

初めに、国勢調査の結果について伺います。

1920年、大正9年に初めて実施されて以来、今回で100年の節目を迎えた国勢調査が実施されました。普通交付税の交付団体である本町にとって、交付税額の算定基礎となる町人口の調査結果はいつ頃明確になるのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、2項目め、美浜町の財政運営の状況について、4点伺いをさせていただきます。

1点目、赤字決算の要因について伺いをいたします。

パネル資料を御用意させていただきました。パネル資料1の表1は、平成26年度から令和元年度までの本町決算統計であります。平成27年度を除き、過去5年間の実質単年度収支は、合計で8億9,000万円の赤字を計上しています。財政調整基金の残高も踏まえ、一般の企業経営の観点からすると、この状態では7年後には資金が底をつき、破綻を迎えることになります。令和元年度は小中学校のエアコン設置や、合併処理浄化槽の設置補助金の増加が要因と考えられますが、平成26年度から赤字決算の要因をどのように分析されているのかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、2つ目に、基金運用について伺いをいたします。

同じくパネル資料1の表2は、平成23年度から令和元年度までの本町の基金残高の推移を表とグラフで示したものであります。年度間の財源不足に備えるため設置されている財政調整基金が減少傾向にあります。本町の財政規模から約10億円を積立て目標にしていると過去の議会答弁で伺いましたが、適正規模の財政調整基金の運営を実現するため、今後どのような取組が考えられるかお聞かせいただきたいと思います。

続いて、3つ目、予算編成における事業の精査について伺いをいたします。

パネル資料2を御覧ください。この資料は、平成20年度から令和元年度までの町税の歳入推移を表3に、高齢者福祉費、障害者福祉費の歳出状況を表4に、それぞれ表とグラフに示したものであります。平成20年度から12年間で町税の収入が約6億円減少する中、老人福祉費、障害者福祉費は約4億円上昇しています。10億円もの財源が逼迫していると感じております。限られた税収で財政運営を行う中、これまで事業の取捨選択をどのように進めてこられたのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、4つ目の質問です。

今後の取組について伺います。安定的な財政運営を実現するためには、町税の歳入増加につながる施策が必要であることは明白です。企業経営に置き換えると、今後7年間の間にコストを削減し、しっかりと売上げを確保し、こういった取組を確実に進めていくことが急務であると感じています。これが実現できないと、企業は破綻を迎えてしまいます。行政であっても状況は同じだと認識しています。今後の取組として、どのようなこと

を考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上、2つの項目、5つの質問をさせていただき、壇上の質問を閉じさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。

横田貴次議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、国勢調査の結果についての御質問でございますが、まず初めに、今回の国勢調査に御協力いただきました町民の皆様に、この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。また、コロナ禍においても、調査員として調査活動に携わっていただきました調査員及び指導員の方々においても厚くお礼を申し上げます。

さて、議員も御承知のとおり、この国勢調査は10月1日を調査期日とし、日本に住んでいる全ての人・世帯が対象となる我が国の最も重要な統計調査であり、統計法においても基幹統計調査として定められております。今回の調査で得られた様々な統計データは、国・都道府県及び市町村等で行う行政の基本資料として利用されるほか、社会福祉、雇用対策、防災対策など幅広い分野で利用され、住みよいまちづくりに生かされます。

今回の町人口の調査結果につきましては、速報集計として、令和3年6月に公表を予定しており、人口、世帯に関する最終結果としては、同年11月の公表予定となっております。

なお、全ての調査結果が判明するのは、令和4年8月の予定となっております。

次に、美浜町の財政運営の状況についての御質問の1点目、赤字決算の要因についてでございますが、平成26年度につきましては、主に町税が1億5,000万円、普通交付税が7,600万円ほど減少したことによるものでございます。平成28年度決算については、平成27年度の法人税収が好調だったため、地方交付税が約1億8,000万円減額となったこと、平成29年度においては、前年度繰越金が約2億3,000万円、平成28年度と比べ減少したことによるものであり、平成30年度は、地方交付税が7,700万円ほど減額になったことと、町税が5,000万円ほど減収となったことによるものでございます。令和元年度は、浄化槽整備事業や知多南部衛生組合、知多南部広域環境組合への分担金が増加したことによるものでございます。

年度ごとに分析した結果は、おおむね今申し上げたとおりでございますが、この間の目的別経費を分析しますと、平成26年度から令和元年度の間に老人福祉費が4,500万円、障害者福祉費が1億5,000万円ほど増加をし、年平均で4,000万円ほど伸びております。また、町税はこの間に5,500万円ほど減少しており、これらが複合的に組み合わさって、各年度の財政調整基金の取崩し額が積立額を上回ったことが、実質単年度収支の赤字の要因であると分析をしております。

次に、御質問の2点目、基金の運用についてでございますが、美浜町も他の自治体と同様に、少子高齢化による医療・福祉・介護関連経費の増加は避けることができないと考えており、これらの財源を確保すべく、聖域を設けずに、各事業の費用対効果の分析や人件費の見直しを行い、これまで以上に無駄を省くとともに、歳入増加策についても積極的に挑戦し、財政調整基金の確保に努めてまいります。

次に、御質問の3点目、予算編成における事業の精査についてでございますが、年々厳しさを増している財政状況において、既存事業の見直しを徹底するのはもちろん、財政状況の今後の見通しを丁寧に御説明し、費用対効果が乏しい事業に対しては、住民の皆様の御理解を得ながら、事業の縮小や廃止を含め検討を行ってまいりま

す。いずれにいたしましても、本町が持続可能な財政状態が維持できるよう継続的に取り組んでまいります。

次に、御質問の4点目、今後の取組についてでございますが、歳入増加の施策として企業誘致等にも積極的に取り組み、必要な環境整備や町所有の土地、建物を歳入増加の手段として活用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、国・県の各種補助金申請やふるさと納税についても、財源の確保ができるよう努力してまいります。よろしくお願いします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○9番（横田貴次君）

順次、再質問させていただきたいと思います。

国勢調査の結果について、最初にお伺いいたしました。1920年、大正9年に初めてこの調査が始まったとお聞きしております。なぜ始まったかというのは、日本という国が世界において一等国の仲間入りをするため、国の状況を正確に把握する必要があるというようなことで始まったと聞き及んでおります。大正9年に始まったにもかかわらず全国で未確認の集落がたくさん見つかって、中にはちょんまげ姿の国民もいらっしゃったというように何かの本で読んだ記憶がございます。また、源氏は滅びたのかと官吏に聞く国民もいたというようで、本当に古い歴史を持って行われてきた大切な調査だなと思っております。

調査結果の公表スケジュールについてお伺いいたしましたが、私ども交付税を受ける町でございますので、人口推移というのは本当に大切な指標になってくると思うのですが今回、新型コロナウイルスの影響というのは多分大変であったらと思うのですが、調査結果の回答率、回答の皆さんがインターネットや直接家を訪問して調査に当たったと思うのですけれども、今回の回答率を発表の時期も踏まえてなののですけれどもコロナの影響というのはどのような形であったのか、またコロナの影響はあまりなかったのかその辺のところを最初にお伺いしたいと思います。

○企画課長（戸田典博君）

今回の国勢調査では、新型コロナウイルス感染症のため、調査員と世帯の方が対面しないようにするため、インターネット、郵送等のお願いをしてまいりました。

その結果、町民の皆様の御協力によりまして前年度世帯数を分母といたしますが、インターネットの回答率が4,048世帯、全体の43.5%、また郵送による回答が3,874世帯、全体の41.6%、合わせて7,922世帯、85.1%の方々に御協力をいただきました。

また、現在の状況といたしましては、指導員さんからの審査も終了いたしまして12月中旬頃に愛知県へ提出するための準備を進めております。

最後に、今回国勢調査に御協力をいただきました町民の皆様に、この場をお借りいたしまして厚くお礼を申し上げます。

○9番（横田貴次君）

先ほど壇上の町長の答弁ですと、令和3年6月に人口につきましては速報値がいただけるということですが、実際交付税の算定基礎になってくる人口というのは、もう4年度以降に関係してくるという理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（大松知彰君）

普通交付税の算定につきましては、来年度から国勢調査の数字を使用させていただく予定です。

○ 9 番（横田貴次君）

結構早いなということで、発表の時期は基本的にずれは生じていないということで理解してよろしいでしょうか。公表されるタイミングというか時期というのは、5年に1度のことなので、私も全く記憶に乏しいのですけどもいかがでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

先ほど令和3年6月という予定なのですが、このコロナの影響で、当初は令和3年3月頃を予定しておりましたが、やはり3か月ほど延長している結果となっております。

○ 9 番（横田貴次君）

やはり交付税を頂いている団体としてみると、これが5年この人数で走るということでございますのでこればかりが影響してくるとは思いますが、ちょっと心配している面もあったのでお伺いをいたしました。

続きまして、美浜町の財政運営の状況についてお伺いをさせていただきたいと思います。

初めに聞いた赤字決算の要因についてお伺いいたします。壇上での町長の答弁を伺っていますと、税収がだんだん減少する中、現行の住民サービスの質、量を現状維持するために非常にタイトな予算編成が余儀なくされているのだな、税収が予想以上に減少したときには赤字決算になってしまうというような形でおよそ理解をいたしました。

表にも示したのですが、米印5番の実質単年度収支ということに、私議員就任以来、非常に数字を小まめに見てきたのですが、注意書きのところにもパネルには示してあるのですが、前提として実質単年度収支とは、家計に置き換えて考えると単純に給料の収入と生活費、支出ですね、そちらのバランスはどのような状況なのかを推しはかる、そんな目的でこういう項目が設けられているというような理解でよろしいでしょうか。

○総務課長（大松知彰君）

単年度の赤字、黒字の収支ももちろんでございますが、実質単年度収支につきましては、財政調整基金の繰入額と積立額も加味して算出されることになっておりますので家庭で申し上げますと、貯金の取崩し額も含めて足した数字と御理解いただければと思います。

○ 9 番（横田貴次君）

今、町長の答弁を聞きますと、結構町税と交付税の減少による影響が多いと感じました。私たち民間企業で申し上げますと、年間の税収に当たるものは私どもでいう1年間の売上げをどう立てるかというようなものであると思います。これ結構シビアに私どもも来期の売上げ予想というものは、景気の動向と先方、お客様の状況を見て慎重に推しはかるわけでございますけれども、行政の立場となって来年度の税収を見込むというのは大変難しいものなのではないでしょうか。不安定な部分が多いものなのか、これだけ予算の段階でしっかりと準備を整えながらも、これだけの税収に変更が生じるのは、こういった原因が多いのでしょうか。

○税務課長（山本圭介君）

ただいまの御質問ですが、行政における税収の予想は難しいでしょうかということなのですが、税収の予測につきましては、前年までの調定額ですとか、本年の課税状況、また税の収納率ですとか、翌年度の税制改正等々を内容を踏まえて予想をしているところでございますが、特に町民税の法人部につきましては、景気の動向などにより大きく変動してまいりますので予測が大変難しいものとなっております。

○ 9 番（横田貴次君）

やはり税収の中で法人町民税というのは大きなウェートを占めておられるのだなと感じました。隣町である武豊町も同僚議員のお話を聞いていますと、先ほど申し上げた普通交付税の不交付団体だったのが、2年後にはま

た交付団体になったという、その要因というものは、やはり企業からの税収が大きく増減があるということで聞いておりますので、美浜町にとっても、この企業の税収というものは大切なものだと改めて感じました。

このまま赤字決算を頻発に出していくと、財政調整基金の残高というものはどんどん減っていくということが予想されます。私たち企業でいうと運転資金が枯渇していく、家庭ですと家計がどんどん苦しくなっていくということでこの状態は何とか脱せねばいけない状態だと私は感じておりますが、このような状態で、どうしても各市町村が努力をしても難しいということであると、国からの補助メニューだとか、そういったものはあるのか、ないのか、また、本当にこのままの状態で美浜町が走っていくと、よく私たちが一番考えたくない行政が破綻してしまうというような危機があるのか、その辺のことはどのような形で認識されていますか。

○総務課長（大松知彰君）

まず、補助メニューにつきましては過去の例を見ますと、リーマンショックですとか外的な要因で景気が落ち込み税収が下がった場合においては、そのときそのときに政府の支援策、減った町税に対して減収補填債を借りてそれを交付税算入してくれるとか、その時々に応じていろいろな財政措置がなされております。今回もコロナのことがありますので何らかの措置が出されるとは思いますが、現時点では詳細は分かっておりません。またそういうものが出されましたら積極的に活用して、少しでも財政がよくなるように努めてまいりたいと思います。

また、財政調整基金についてでございますが、近年美浜町の財政調整基金は減り続けておりますが、財政調整基金の枯渇をもって即座にいわゆる財政破綻になるわけではありません。しかしながら、もしそういう状況に陥れば極めて厳しい財政運営を強いられることは間違いありません。一般的に財政調整基金が枯渇するような場合には、財政再建計画を策定し、その計画に従って、人件費の削減や行政サービスの見直し、公共施設の整理統合等を行って再建を進めていくこととなりますので、本町においても可能な限りそのような事態を招かないよう継続して努力してまいります。

○9番（横田貴次君）

そうですね、税収と住民に対する行政サービスの維持というものは、本当にどのような状態においても再優先して行っていかなければならないことだと私どもも理解しておりますので、ぜひ今後も努力をしていきたいと思えます。

続きまして、2つ目の質問です。

基金の運用についてお伺いをしていきたいと思えます。

先ほどお話にもありましたが、財政調整基金をいかに保っていくかということで答弁にもありましたけれども、聖域を設けず各事業の費用対効果の分析や人件費の見直しを中心に無駄を省いていくというような趣旨の内容であったかなと思えますが、これまで人件費、職員の適正配置という計画を美浜町は取ってこられたと思うのですが、こういった取組の成果というのは今どのような形で得られているのか、進捗状況をまずお聞かせいただきたいと思えます。

○秘書課長（中村裕之君）

人件費及び職員の人員削減に係る現在の進捗状況について御答弁いたします。

まず、人件費削減における進捗状況におきましては、普通会計決算ベースで、平成27年度は約16億2,400万円、5年後の令和元年度におきましては14億8,700万円と、この5年間で約1億3,700万円の削減を行っております。

なお、歳出額に係る人件費の割合といたしましては、平成27年度は23.1%、5年後の令和元年度には18.9%でありまして、この5年間で4.2%の削減率となっております。

一方、職員の人員削減に係る進捗におきましては、美浜町第5次定員適正化計画、これは平成28年度から32年

度、令和2年度まででございますが、5年間で10名を削減いたしました計画でありましたが、人口減少に伴います事務のスリム化ですとか、民間委託、指定管理者の導入におきまして、また、退職者の補充抑制等を行いました結果、この5年間で20名の削減を行っております。

次年度以降、人口減少によります税収減に加えまして、コロナ禍による税収減が避けられない昨今の中、住民サービスの維持を念頭に踏まえつつ今後も人件費の抑制並びに職員数の適正化に努めてまいります。

○9番（横田貴次君）

細かい数字まで御提示、ありがとうございました。私どもも会社を営んでおりますと、人というのはやはり企業の宝でございますし、少な過ぎても業務に支障が出てきますし、人件費も上限を切って下げればいいというものではなくて、やはりスタッフのモチベーションが下がったりとか、そういったこともありますので、あまりひどい経費削減、人員削減、また人件費カットというのは望んではいませんが、可能な限りこれまで美浜町も努力されてきておるといような形で今受け止めさせていただきました。

経費の削減には限界がございます。その一方で、やはり歳入の増加にも力を入れていかねばならないなという中で、今後の基金運用について、歳入の増加策、積極果敢に挑戦するというで伺いました。やはり税収増加につながるというのは、本町にいろいろ優良な企業がお越しいただくとか、本町に向けての投資額が増えればやはり税収もそういった面では増えると思うのですけれども、皆様も記憶に新しいと思いますが、大型養鶏場の事業の計画がここのところ提出されたと私どもも伺っております。町民の皆様からは様々な反対意見等、私どもも議員として受け止めさせていただきましたが、美浜町としてやはり税収増加につながる事業であるということで慎重に検討も進めてこられたのだと思います。申請が取下げになった事業ではありますが、大変残念だと思う一方、こういった大型の事業の計画がもし実現しているとするならば、今回の一つの例として大型養鶏場というものを取り上げましたが、どれほどの税収増の見込みがあったと試算されていますでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

ただいまの養鶏場の事業計画が実行された場合の本町の税収見込みでございますが、当事業は、事業区域、事業面積及び飼養羽数等については、申請当初から変更申請を行う予定と伺っておりました。事業者から申請の取下げとなった事案で、固定資産税を算出するには規模等が確定しないため、算出は非常に難しいことでございますが、当初計画の事業面積が9.6ヘクタールと伺っております。それを算定いたしますと、土地については約360万円となります。

ただし、この土地に加え、鶏舎の建屋分、施設の償却資産が加算されますが、建屋の材質や機械器具の評価が判明いたしませんので総額の計算はできませんが、かなりの税収が見込まれると予想をされます。

○9番（横田貴次君）

私どもも税収に関する、今からどのような企業さんがどのような規模で事業展開をされていくのかという観点で考えますと、基本的に私は、大型の商業施設というよりも工場というのでしょうか、そういった企業さんが来ていただいたほうが、設置する製造機械ですとか建物だけの固定資産税よりも機械の固定資産税が増えるのかな、本当、素人にちょっと毛の生えた程度で理解をしておるわけでございますが、よく伺った2年ほど前に来たときの養鶏場の計画では、私どもも記憶が定かではないのですけれども、60億円、70億円、80億円ぐらいの投資が見込まれているというような話も聞きました。ぴんと来ないのですけれども、例えば10億円程度の投資事業があると大体何%ぐらいの固定資産税の収入が見込めるのだよというような、そのような簡単な指標というのがあればお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

まずは、固定資産税の算出方法につきましては、課税標準額に固定資産税率1.4%を掛けた部分が固定資産税の総額となります。

例えば、土地を除いて今回の場合、建物の部分と償却資産が10億円あった場合、固定資産税率1.4%を掛けますと1,400万円、10億円で1,400万円の税収が見込まれるということになります。

○9番（横田貴次君）

1.4%ということで、やはり私どもの企業ベースとも一緒であります。大体少なく見積もっても50億円ぐらいの事業だとしても7,000万円の税収が今回かなわなかったということで、関係した職員の皆様も、美浜町の町民の皆さんの健康も考えながら今回いろいろな形で活動してこられたと思いますが、今後もぜひそういった歳入の増加に加わるかないうような事業というものを、町民の生活をお守りするのが第一であります、税収という面でも大きく考えて取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、予算編成における事業の精査についてお伺いをしていきたいと思います。

これまで私も予算決算に関わらせていただきまして、数々の事業が見直しをされてきていると感じておりますが、高齢者、障害者の皆さんを手厚く支援するために、社会福祉費4億円増加して歳入は6億円減少しているところで先ほども壇上で申し上げましたが、一つ気になっていましてのが町内各区から毎年多くの要望事項が寄せられていると思うのですけれども、本町が展開する住民サービス事業と別に、町内各区のこういうところを修繕してほしい、ああいったところをもっとよくしてほしいというのが寄せられていると思いますが、そういった各区の要望事項への影響というのを、私、これだけ財政が逼迫してくると心配しているのですけれども、およそどのような要望で推移して現状としてどのような要望がかなえられているのかという面で心配しています。もし資料があればお聞かせいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○企画課長（戸田典博君）

横田議員の御質問の区への影響でございますが、毎年各区から区の要望事項につきましては4月の区長会の際に御依頼をさせていただきまして、6月頃取りまとめをいただいたものを提出していただいております。その後全ての区にヒアリング調査を行いまして、事業の内容につきまして担当課より説明をさせていただいております。

毎年全ての区から約450から500件ほどの要望をいただき、そのうち大体新規要望につきましては約100件程度いただいております。主な要望内容といたしましては、先ほどおっしゃられたとおり、道路の舗装、修繕、また排水路の整備、カーブミラーや防犯灯の設置の要望が多くを占めております。

各課とも全ての要望箇所につきましては、現場も確認をさせていただきまして、町民の皆様に危険が及ぶような箇所につきましては早急に対応させていただいております。しかしながら、道路の拡張、新設等、施設整備、急を要しない、少し我慢をしていただくような案件につきましては、財政状況を加味しながら延期をしていただく案件もあるのも事実でございます。

○9番（横田貴次君）

財政がもうちょっと豊かなかなえられることも多いと理解しましたが、今後、この逼迫した財政の中で、事業の見直しをしていくために、町民の皆さんにもやはり理解を得なければいけないということで、私どもも先ほどの区の要望もしかりなのですけれども、やはり町民の皆様には大分美浜町の財政逼迫しているのだよと、危険な状態なのだよということは、行政の立場から言うと心配をかけるということであまり申し上げたくない言葉かもしれませんが、本当に皆さんで協力し合わない、もっともこの町で暮らすための生活が困窮していくのだというようなこともしっかりと説明をしていかなければいけないと思うのです。

ですので、今の答弁にもありましたが、財政状況の今後の見通しの説明についてやはり正しく町民の皆様にも御理解をしていただくために、この内容については歯に衣を着せることなく正しい数字で示していただいて、私たち議員もそこに付随してついていきたいと思いますので、今後事業の見直し等を行う場合には早めに議員にも情報をいただいて、地域での説明責任も共に果たしていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最後にお伺いしました、今後の取組について伺います。

平成29年9月の一般質問であったと思うのですがけれども、私、刑務所の誘致をしたかどうかというような形で一般質問で申し上げた記憶があります。これも町の税收増につながる、人口増にもつながるということで、いろいろ自分なりに妄想を膨らませておるわけでございますけれども、そういった国家プロジェクトも加味しながら一般企業の誘致もしっかり進めていかねばならないということで、これまでの美浜町の取組として幅広く風呂敷を広げていろいろな企業が来ていただくということもあるのですが、本町が持つ特性に合った企業というのは必ずあると思うのです。ですので、幅広く募集するだけではなく、美浜町にはどういった企業が来るとこの町のよさを生かせるのかという側面もある程度美浜のほうからターゲットを絞って売り込みに行くということも必要だと思うのですが、そういった研究というのは何かされておりますか。

○総務部長（杉本康寿君）

まずは、企業誘致における業種とか土地利用がございます。この中で本町の特性といたしましては、本町の行政面積は4,620ヘクタールございます。そのうちで市街化区域が517ヘクタールありまして、残りが4,103ヘクタールが市街化調整区域となっており、その中には様々な規制がかかるものがあります。農振法とか、三河湾国定公園の特別地域とか、2種の特別地域などの指定がございます。様々な指定がございまして、その行為をするには厳しく制限がされるという格好の部分が多うございます。このような土地利用の制約がございますけれども、既存の施設が存在しているところは比較的規制が少ないとなっております。この部分を将来を見越しまして、用途廃止後の公共施設を企業用地として確保してまいりたいと考えております。

また、誘致をする業種でございますが、公共施設の周辺には民家も多く存在いたしますので住環境に影響のない業種が望ましいと考えております。

また、先ほどの国家プロジェクトの誘致の件でございます。国家機構の誘致となりますとかなりの敷地面積が必要となってまいります。本町の土地利用の状況と造成工事を考慮いたしますと、国による計画から構想、着工までかなりの年月を要すると見込んでおります。このことから、用途廃止後の公共施設ではある程度の用地が確保できるため、企業用地としてできるのではないかと現在調査研究を進めているところでございます。

○9番（横田貴次君）

最近、新聞紙上でよく目にする核燃料の最終処理施設の候補地ということで北海道の寿都町、また神恵内村というところだったのでしょうか、こちらでもテレビでよくスペシャルで放映されておりましたけれども大変ショックだったのが、過疎を取るか、核を取るかという判断で寿都町におきましては、候補地と立候補することによって、交付税措置で2年間で20億円交付税が受けられるということで、もう町民の最後の生活を守るという意味で立候補されたと聞いております。

確かに人口でいうと、美浜町はまだ2万人を超す人口を維持しておりますが、寿都町が2,891人、神恵内村におきましては819人ということで大変人口が減っているというところも鑑みているのですが、国が発表している核燃料最終処理施設の日本国内のエリアを映しますと、知多半島の先である美浜、南知多町のところが、大変輸送では優位性がある土地だということでその視野にも一つ入っているのです。ですので、先ほど来申し上げましたとおり、町民の皆様は今からしっかりと財政状況をお伝えして共に考えていくような町政をしない

と、本町もいつかこのような選択を最後にさせられるおそれがあるのではないかとことを危惧しています。

齋藤町長には、御高齢でありますけれども、こういった国家プロジェクトもしっかりアンテナを立てていただいて、日本全国、副町長と共にいろいろな営業活動も展開していただきたいな、本当に美浜に住む一人ではありませんけれども、現在、世の中を見ていますと、新型迎撃ミサイルシステム、イーグリス・アショアが見直しになって今イーグリス艦の建造をしているということで、私も横須賀で友達がイーグリス艦建造の関係の商売をしていますけれども、今非常に忙しいというところでございます。イーグリス艦がこれだけ増えるとやっぱり港も増やさないとかなぞということで、本町の特性として、海に接している我が町としてもそんな可能性があるのではないかと、先ほど申し上げた刑務所の可能性もしかりなのですけれども、時間はかかるかもしれませんが、将来的にこういったことも視野に入れてやはり本町も考えていかねばならないのだろーと思ひます。

もう時間となりますが、全国をしっかりと駆け巡って、齋藤町長にも営業活動を頑張ってもらひたいと思ひますがいかがでございしょうか。

〔終了合図のブザーが鳴る〕

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田貴次議員の質問を終わります。横田貴次議員は自席に戻ってください。

〔9番 横田貴次君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで、感染症予防対策として、換気休憩を行いたいと思ひます。再開を10時10分といたします。

〔午前9時55分 休憩〕

〔午前10時10分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 中須賀敬議員の質問を許可します。中須賀敬議員、質問してください。

〔8番 中須賀敬君 登席〕

○8番（中須賀 敬君）

皆さん、おはようございます。チャレンジMIHAMA所属の8番 中須賀敬です。本日は、ごみ減量化に向かつてごみの出し方が変更する点についてと、美浜町小中学校再編計画について質問させていただきます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、あらかじめ提出させていただきました一般質問通告書に基づいて質問させていただきます。

まず、1つ目ですが、ごみの出し方の変更点についてお尋ねさせていただきます。令和3年、来年の4月からごみの出し方が大きく変更になりますが、改めて変更内容について伺わせていただきます。町民の方が分かりやすいように丁寧に御説明いただきたいと思ひます。

まず、1つ目として、可燃ごみ袋の有料化についてであります。現在でも指定ごみ袋を購入により入手しております。したがって、今回は有料化ではなく値上げではないのかという、そういう声もよく伺ひます。そこで、可燃ごみ袋の有料化について詳しく解説していただきたいと思ひます。

次に、2つ目として、プラスチック製容器包装の分別収集についてであります。来年4月からプラスチック製容器包装の分別が新しく始まりますが、具体的に分かりやすく説明していただきたいと思ひます。

また、新しくグレーの指定袋を作ると伺ひましたが、値段はどうなりますかお聞かせください。

3番目に、草木の資源化について伺ひます。草木の資源化とはどのような計画なのか御説明いただきたいと思ひ

います。

続きまして、大きな2番目として、美浜町小中学校再編計画についてでございます。

近年の人口減少、少子化の影響により、美浜町における児童生徒数は年々減少しております。本町においては、これまで美浜町小中学校再編のための基本構想、また昨年度には、美浜町小中学校再編実施計画を策定し、学校再編の基本コンセプトや具体的な目標年次について示されているところであります。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策や臨時休校の影響もあり、学校運営も新しい生活様式の中で大変御苦労されていることとは承知しておりますが、学校再編に向けての進捗状況について以下の2点を質問させていただきます。

1つ目は、学校再編の第1段階である河和南部小学校と河和小学校の統合について、令和4年4月を実施年次としておりますが、現在の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

2つ目、広報みはま6月号の学校再編の特集では、令和7年4月を目標年次として町の中央部に全ての児童生徒が通学する小中一貫校を設置し新たな学校教育の創造を目指すとありますが、具体的にはどのような学校を目指すのですか。簡潔にお答えいただきたいと思います。

私の壇上での質問は以上でございます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

中須賀敬議員の御質問にお答えいたします。

私からは、御質問のごみの出し方の変更点についてをお答えし、美浜町小中学校再編計画については、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、ごみの出し方の変更点についての御質問の1点目、可燃ごみ袋の有料化についてでございますが、ごみ袋の有料化とは、ごみ袋の製造費にごみ処分費用の一部を上乗せして販売することをいいます。現在販売している可燃ごみ袋には処分費用が含まれていないため、有料化とは定義されません。とはいっても、可燃ごみ袋を購入される住民からすれば、袋の単価が上がることに変わりはなく、値上げと感じられるのもごもっともなことであります。

今回、ごみ袋を有料化し、いわゆる値上げをする目的は、住民負担の公平性が挙げられ、可燃ごみの減量化に積極的に取り組まれた方については、袋の購入量が減ることにより家計の支出も減少してまいります。取組に消極的な方におかれましては、袋の購入費が負担と感じ、ごみ減量化の意識を持ち始める転機となることが期待をされます。このように、ごみ減量化に努力した方ほど費用負担が軽減され、公平性を実感できる制度となります。

次に、御質問の2点目、プラスチック製容器包装の分別収集についてでございますが、令和3年4月から収集するのは、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装となります。具体的には、コンビニ弁当の容器やプリンのカップ、スーパーの肉や魚のトレイなどが挙げられ、該当の品目にはプラマークが表示されておりますので、これらのプラスチック類を分けて専用の指定ごみ袋で出すこととなります。

なお、分別収集を始めるに当たり、新しくグレーの指定袋を作成いたしますが、価格につきましては有料化の対象ではないことから、ミックスペーパー用ごみ袋と同様の値段となります。

次に、御質問の3点目、草木類の資源化についてでございますが、可燃ごみに含まれる草木類が約15%あることから、知多南部衛生組合へ直接持ち込まれる草木類について、焼却処理ではなくて、堆肥化することで可燃ごみの減量化と資源化を図る計画でございます。

なお、地区の集積所へ出される草木類につきましては、資源物として分けて収集できないことから、可燃ごみ扱いとなりますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、美浜町小中学校再編計画についての御質問の1点目、河和南部小学校と河和小学校の統合についてでございますが、河和南部小学校の児童が学習指導要領に沿った十分な教育を受けられるように、複式学級の懸念を将来にわたって払拭するとともに、多様な考え方に触れ、広い人間関係を構築できるよう、令和4年4月の河和小学校との統合を進めております。

昨年度より、河和南部小学校PTA役員や保護者の皆様、地元区長との協議を重ね、先月の20日には、新型コロナウイルス感染症対策のため延期になっておりました河和南部学区における住民説明会も、河和南部小学校体育館においてようやく開催することができました。

特に、これまで保護者の皆さんや区長さんたちから御心配の声が多かった児童の通学方法につきましては、PTA会長をはじめ保護者の方々にも参画いただき、スクールバス検討会議を設置し検討をしております。先日の住民説明会におきましても、具体的なバスの乗降場所や運行ルートの方について意見交換をさせていただきましたが、今後も児童の安心安全な通学の確保のため協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、目指すべき学校の姿についてでございますが、児童生徒数減少に伴う小中学校の単なる統廃合ではなく、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことができるよう、9年間を通じて教育課程を編成し、系統的な教育を目指す新設の小中一貫校の設置を将来構想として考えております。具体的には、外国語教育や国際交流の充実、スポーツ活動の充実、さらには町内に立地する日本福祉大学との連携の拡大など、本町の恵まれた地域資源など特色を十分に生かした新たな学校教育の創造を目指したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○8番（中須賀 敬君）

よく分かりましたけれども、何となく分からないところもあるので、1つずつ質問させていただきます。

まず、ごみ袋、可燃ごみ袋の有料化についてであります。有料化の制度については分かりました。

では、4月から始まる可燃ごみ袋の値段はどのようになりますでしょうか。近隣の市町との比較も含めて値段設定を教えてくださいと思います。

また、有料化後のごみ袋は、販売予定はいつからでしょうか。まず、その2点についてお答えください。

○環境課長（富谷佳宏君）

まず、有料化後の可燃ごみ袋ですけれども、こちらは色につきましては、まず現在の緑色から水色に変更となります。

それから袋の大きさと値段についてでございますが、こちら45リットルの袋でございますと、10枚入り1袋で500円、30リットルなら10枚入り1袋300円、20リットルなら10枚入り200円となり、近隣では半田市、常滑市、武豊町と同じ価格と容量となっております。南知多町におきましては、一番小さい袋が20リットルではなく15リットルとなっておりますので、10枚入り1袋150円という予定をしておると聞いております。

また、袋の販売時期についてでございますが、こちらは年が明けました令和3年2月中には店頭に並ぶように

準備してまいります。町内のどの取扱店においても同一価格で販売することとしておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、現在使っている緑色のごみ袋、可燃用のごみ袋ですね。新年度からは使えなくなるということだと思いますが、来年の4月以降に手元に残っているごみ袋は、この扱いはどうなるのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

現在使われている緑色の可燃ごみ袋につきましては、可燃ごみ袋の有料化を最初にお知らせした広報の5月号でもお知らせしておりますが、令和3年4月から各地区の集積所へ出されても回収されないことや、計画的な購入をお願いしておるところでございます。有料化の実施も残り4か月弱となりましたが、またここで改めて緑色の現在使われている可燃ごみ袋の計画的な購入をお願いしておきたいと思います。

しかしながら議員御指摘のように、4月以降に手元に緑色の可燃袋が残ってしまうということは想定されるところでございます。そこで、新しく始まるプラスチック製容器包装のごみ袋との交換を考えております。交換するのは10枚入り1袋単位で未開封のものに限ることとし、交換の時期は令和3年5月以降を予定しております。詳細は決まり次第お知らせしていきますが、プラスチック製容器包装のごみ袋と交換をするということで、より一層プラスチック容器包装の分別の推進につなげてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、来年4月からのごみ出しの変更についてまとめた「ごみ減量化通信」、手元にもありますけれどもこれですね。このごみ減量化通信を6月から出していますが、私も毎月拝見させていただいていますがその中に、家庭系ごみについて知多南部クリーンセンターへの直接持込みがこれまでは無料でしたが、4月以降は有料になるという記事がありました。このことについて御説明ください。

○環境課長（富谷佳宏君）

この件につきましては、構成町である美浜町、それから南知多町におきまして、可燃ごみ袋の有料化を実施することに伴い、知多南部クリーンセンターへ直接持ち込まれる家庭系のごみも有料化されるということでございます。金額につきましては、1回につき10キロごとに100円となり、こちらで有料となりますのは、可燃ごみ、それから粗大ごみ、あと埋立てごみの3種類となります。

可燃ごみにつきましては、袋に入れて持込みすることをお願いしていますが、有料化後の可燃ごみ袋に入れる必要はございません。つまり水色の袋でなくても、直接持込みの場合は受け取ってもらえるということになります。ただ袋につきましては、半透明で中身が確認できるものとなっておりますので、先ほどの中須賀議員からの御質問の中で、来年度、住民の手元に残った緑色の可燃ごみ袋について、プラスチック製容器包装用のごみ袋との交換をさせていただくという旨をお答えさせていただいたところでございますが、残った緑色の可燃ごみ袋につきましては、引き続き来年4月以降もクリーンセンターへ直接持込みする場合の袋としては使用できるということになりますので、ぜひそのように御活用いただけたらまた幸いかと存じます。

なお、瓶や缶、ペットボトルといった分別収集で集めるものや、町長の答弁にもありました草木類、新しく始まりますが、こうした草木類につきましては資源物扱いとし、これまでどおり令和3年4月以降も無料で引き取るということとしております。

こうして、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみといったごみ類については有料、瓶、缶、ペットあるいは草木類といった資源物につきましては無料で引き続き受け取るということで、それぞれの差別化を図ることで家庭から出るごみの分別が促進すること、これを期待しておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

家庭系の可燃ごみを直接持ち込むときにも、有料化後の水色の袋の使用を求められると二重支払いになってしまいますから、え、と心配しておりましたがよかったです。しかも残った緑色の可燃ごみ袋を持込みに使えるということは、袋の単位でしか交換してもらえないということです。半端がどうしても出ちゃいますのでありがたいことだと思います。

では、直接持込みと言え、令和4年以降新ごみ処理施設の供用開始後、知多南部クリーンセンターがどのようになるのか教えてください。

○環境課長（富谷佳宏君）

令和4年度以降の知多南部クリーンセンターについてでございますが、先ほどからお話しております分別ごみや草木類といった資源物の受入れのほか、可燃ごみ、粗大ごみにつきましても、今現在武豊町に建設が進む新ごみ処理施設へ持ち込むための中継施設というのもクリーンセンター内に整備してまいります。

そのため、令和4年4月以降も、可燃ごみ、粗大ごみ、それからあと不燃ごみ、あるいは資源物につきましても引き続き知多南部クリーンセンターでは受け取ってまいります。ですので、よく令和4年4月以降はクリーンセンターがなくなるのではないかとということも耳にしますけれども、そういったことはございません。引き続きごみは引き取り、可燃物ですとか新しい武豊で処理するごみにつきましては、中継施設を介してそちらへ持ち込むという形で計画しておりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

では、次に、プラスチック製容器包装の分別収集について、出し方などもう少し詳しくいただきたいと思います。お願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

基本的には、先ほど町長からの答弁にありましたように、プラマークのついたプラスチック類が分別収集の対象となります。スーパーで買う魚や肉のトレイであれば、プラマーク、矢印で三角になっておりまして「プラ」と片仮名で書いてあるマークですけれども、こうしたトレイにつきましては表示はないですけれども見ると透かしみたいな感じで凸凹で表示がついておりますので、本当に単品でプラスチックというものであれば、単純にそれを新しく作るグレーの袋に入れて分けていただくという形になります。

ただし、単純にプラマークだけの表示であれば分かりやすいですけれども、中には複合のものもございます。例えばペットボトルでございますが、ペットボトルにつきましては、プラマークのところに横に小さく「キャップ」「ラベル」と小さい文字が添えられております。これを見ますと、プラマークについてキャップとラベルということになります。ということは、ボトルのキャップと剥がしたラベル、この2つについてがプラスチック製容器包装という表示になります。それをグレーの袋へ入れていただきます。残ったペットボトルにつきましては、月に2回行っております分別収集の品目の一つとなりますのでそちらへ出していただくという形になります。ですので、少し仕分してもらう作業も必要になることもあるかと思いますけれども、中にはきちんと、どう分けてくださいというキャップ、ラベルといった該当する品目もまず書いてありますので、少し注意して商品を見ていただきますと分けられるものというのが分かるかと思います。

出し方についてでございますが、プラスチック製容器包装は新しく作るグレーの指定ごみ袋に入れて東部地区であれば毎週金曜日、西部地区と美浜緑苑につきましては毎週水曜日の午前8時までに地区の集積所へ出していただきます。可燃ごみやミックスペーパーと同様の出し方となりますのでよろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

今、水曜日と金曜日というお話でしたが、それはミックスペーパーの収集日と同じになりますが、同じ日に同じ集積所に出されても構わないということでしょうか、いかがでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

確かに集積所では、グレーのプラスチック製容器包装用のごみ袋とオレンジのミックスペーパー用のごみ袋が集積所の中で袋ごとで一緒になってしまうことにはなりますが、収集するパッカー車で一括で全てを集めた後、処理先でこれを袋ごとで分けます。オレンジとグレーの袋に分けてそれから処理されていくという工程を取りますので、同日に両方を同じように出していただくということで大丈夫でございます。

ただ、1つだけお願いしておきたいのが、処理先で分けるというのはオレンジの袋かグレーの袋かという単位ごとでございます。一番困りますのは、オレンジのミックスペーパー用の袋にプラスチックも入れる紙も入れる、一つにまとめるという形で両方の品目を混ぜて出していただきますと、さすがにそこまで分けてという形のとができなくなりますので、必ずグレーの袋にはプラスチック製容器包装だけを、オレンジのミックスペーパー用の収集袋にはミックスペーパーだけを入れていただくように、両方が混じらないようお願いしたいと思います。

○8番（中須賀 敬君）

ごみの減量化通信では、硬質プラスチックが可燃ごみに変更になるとの記事もありました。今までは分別で燃えないごみとして集めていたものですが、せっかく可燃ごみを分けて全体の減量化を図ろうとする中、なぜ今まで不燃ごみとして別に集めていた硬質プラスチックを可燃ごみへ変更するのか御説明ください。

○環境課長（富谷佳宏君）

硬質プラスチックを可燃ごみへ変更することは、令和4年度から始まる新ごみ処理施設での共同処理に向け、知多南部広域環境組合の構成市町、半田、常滑、それからあと武豊、美浜、南知多等と排出品目ごとの処理方法を検討した結果、可燃ごみとして扱うという結論に至ったものでございます。

議員御指摘のとおり、可燃ごみの品目を増やすことになり大変心苦しい思いをしていますが、反面、これまでより硬質プラスチックが出しやすくなったことにもなるかとも思っております。非常に心苦しいところではございますが御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○8番（中須賀 敬君）

分かりました。では、先ほどクリーンセンターに直接持ち込まれる草木類については資源物として扱われるが、資源物として扱われる持ち込まれたものはこれまでどおり無料で変更はないという答弁でしたが、集積所へ出されてしまった草木類については可燃ごみ扱いとするということでした。可燃ごみ扱いならば有料ということですが、これから集積所に出す草木類も無料にすることはできないのでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

クリーンセンターへの直接持込みであれば、草木類だけを分別してストックヤードへまとめることができます。

集積所へ出される草木類を資源物とするためには、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装と同様に、草木類だけで専用の収集日を設けて可燃ごみと分けるために別日で収集するという必要がございます。可燃ごみの排出量を考えますと、ミックスペーパーやプラスチック製容器包装のように一括回収して分別というわけにはいきません。また、専用で収集するパッカー車をさらに1台出す必要もあり、収集費用との兼ね合いというのもあるかと思っております。

これらの事情から、今回は直接持込みの草木類を対象に資源化を始めていく計画としております。町民の皆様におかれましては、できる限り草木類は直接持込みしていただけると幸いと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

いたします。

○8番（中須賀 敬君）

それでは、続きまして大きな項目の2点目、美浜町小中学校再編計画について質問させていただきます。

まず最初に、河和南部小学校と河和小学校との統合についてであります。一番関心が高いスクールバスの運行について、行政や学校だけでなく保護者も一緒に検討しているということでしたが、スクールバスの通学の対象者はどなたなのか、また乗車場所と運行ルートはどのようになっていますか教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

まずスクールバスの対象者でございます。こちらにつきましては、河和南部学区に居住している児童を対象と考えています。

また、乗車場所と運行ルートでございます。こちらにつきましては、具体的に考えておりますのは、切山の千歳の家、矢梨の漁村センター、古布の老人憩の家など区内の6か所を想定しております。いずれも安全に集合ができてスムーズに乗降ができる場所について、保護者の皆様にも実際にバスに乗っていただいて試乗していただいて安全を確認していただくなど、安全な場所について広く意見を聞きながら選定をしているというところでございます。

○8番（中須賀 敬君）

では、先月の11月20日だったと思いますが、河和南部地区の住民説明会が行われましたが、今後の説明会などの予定はどのようになっていますか教えてください。

○学校教育課長（近藤淳広君）

先月、11月20日に河和南部学区の住民を対象とさせていただきました説明会、教育懇談会を開催させていただきました。今後につきましては、保護者にもう少し丁寧に説明をしたいと考えておりまして、年明け1月28日でございますが、河和南部小学校の学校公開日がございます。この際に保護者説明会を開催したいと思っております。

また2月には、新たに河和南部小学校に入学される新入生の保護者を対象としました新入生の説明会もございますので、その際にも丁寧に学校再編、これからの予定について説明をしていく予定をしております。

○8番（中須賀 敬君）

ちょっと気になるのが、統合に伴う児童の生活環境、教育環境の変化などについて、保護者の方々の不安を取り除くために何か検討していることがあれば教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（近藤淳広君）

学校再編、統合するに当たりまして、やはり学習環境ですとか生活環境大きく変化をします。不安や期待を感じているのは子供たち自身だけでなく保護者の皆さんも同様だと考えておりまして、そのあたりの配慮も大変重要なことだと私も考えております。

まず、よく保護者の皆様から意見が多かったのは、事前に交流ができないかということですので事前に学校が見たいというお声がありました。保護者の皆さんの事前に見学会ということ、河和南部小学校の保護者を対象に河和小学校の見学会を先般開催させていただきました。児童同士の事前交流についても今年度予定をしていましたが、コロナ禍におきましてなかなか交流が難しいということで、新年度は楽しく交流できる遠足とか、いろいろな交流ができるきっかけづくりになるようなものについて新年度は子供同士のそういった場面をつくっていきたいと考えています。

また事前交流、もちろん大事なのですが、やはり一緒になってからが非常に大事だと考えておりまして、

今一番子供たちの身近に河和南部小学校でおられる先生方がございますが、こういった先生方の一定数の河和小学校への配置、また特別支援学級ですとか低学年の児童を見ていただいている支援アシスタント、支援スタッフの方も見えますので、継続して河和南部小学校から河和小学校に行っていただけるようなそんな配慮も考えています。

いずれにしても、保護者の皆さんや子供たち自身の不安を少しでも抑えて、期待に胸を膨らませていただけるようなそんな支援・サポートをしていきたいと考えています。

○8番（中須賀 敬君）

続きまして、小中一貫校の将来像についてお尋ねしたいと思います。

小中学校の単なる統廃合ではなく、外国語教育や国際交流の充実、スポーツ活動の充実、日本福祉大学との連携を拡大させるなど新たな学校教育の創造を目指していくとの答弁がございましたが、もう少し具体的にもう一歩踏み込んで教育長からお話をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○教育長（山本 敬君）

将来像をもう少し具体的にということでお答えをいたします。

学校再編につきましの必要性、行き過ぎた少人数化のデメリットについては、この場でも何度もお話ししておりますので小中一貫教育の具体的な内容についてお話をいたします。

なお、小中一貫校と同じような形態の学校として、義務教育学校というものも増えています。どちらも小学校と中学校が一体となって一貫した教育を行うという意味では同じであります。その違いは、小学校、中学校に校長が1人ずつ配置されるのが小中一貫校、対して義務教育学校は、小・中合わせて校長が1人ということであり、ますけれども実際の運用等は大きな違いはありません。本日は小中一貫校という言葉で御説明をいたします。よろしくお願いします。

それでは、具体的な内容につきまして、児童生徒の学習、生活、スポーツの3点に分けてお話をします。

まず、1点目、学習に関わることについてであります。

まず、担任について、担任は一般的に、小学校は基本的に学級担任が全教科を指導します。対して中学校は教科ごとに指導者が代わる教科担任制となっております。学習内容を見ていきますと、小学校低学年、経験的な理解で対応できる学習内容、言い換えれば、これまでの生活体験に密着した学習内容からスタートいたします。高学年、中学年になりますと、理論的、抽象的な学習内容になっていきます。このため近年では、小学校でも高学年になるとそういう形になりますので、高学年でも教科担任制が必要ではないか、そういう議論が起きておりますし、実際に小学校の高学年を教科担任制を入れている、そんな学校も少しずつ出てきております。

ただ、これには各教科の時間数に見合った教員数、それから教科の免許をそれぞれ持った教員が必要になります。これに対応できるのが小中一貫校であります。現状の規模が大きくなって、教員数が増えます。さらに中学校と同じ敷地になります。そういう意味で、今言ったような小学校高学年の教科担任制が実現できる、これが小中一貫校であります。

学習面では、もう一つ大きな利点があります。それは、教育課程の中で特色を持った教育が実現できる。分かりやすく言うと、教科の学習で特色を持たせることができます。今取組を始めております英語の学習であります。この英語の学習を小学校から中学校卒業まで、本町独自の系統的かつ継続的なカリキュラムによって子供たちが学習する。これに加えて、国の制度であります教育課程特例校、こういう制度がありますが、この制度を利用すれば、現在中学校で中学生は週4時間英語を学習しておりますが、これを5時間に増やすことができます。小学校の外国語指導員——今4名おります——と中学校の英語科の教員、これを組み合わせることによって、切れ目

のない充実した9年間連続した英語の学習が可能になります。これが本町の目指す小中一貫校であります。美浜の中学校を卒業した子は英語で何か日常会話ができるのですって、こんなことが耳にできる、それは夢ではないということでもあります。

次に、学校生活、生徒指導に関わることであります。問題行動やいじめ、不登校もこの分野に含まれます。

子供たちは日々変化しております。少しずつ確実に成長しております。それに加えて、友達とちょっとしたトラブルがあったり、家で親に叱られたりそんなことも子供たちの表情や言動になって表れます。これも変化です。こうした小さな変化は、時としてその子にとって大きな問題に発展することがあります。いじめであったり、不登校につながったり、さらには取り返しのつかないことになるそんなこともあります。

ただ、このような小さな変化は、忙しい日常の中で埋没してしまうことがある。誰にも気づかれることなく過ぎていってしまう、そんなこともあります。子供たちをより多くの目で、1年だけでない、3年ではない、9年間の長いスパンで子供たちを見守ること、これによって、今言った見過ごしがちであった子供たちの小さな変化をキャッチできる。これも小中一貫校の大きなメリットだと考えています。

ここで言う多くの目というのは、教員もそうではありますが、今配置していただいております学校支援員、特別支援教育アシスタント、外国語指導員もそうです。各校にばらばら配置されていたそういった人材を1か所に集める、そうすることによって、目の行き届いた本当の意味の手厚い指導が実現できる、そんなふうに考えます。これも学校再編の大きな目標であります。

3つ目、スポーツの充実であります。

来年度から小学校、今でももう五十何年やっていたと思いますが、体育大会がなくなります。加えて、河和中、野間中の両中学校の部活動の種目も減っていきます。これからはもっと減っていきます。これは子供たちの数が減って維持できないからであります。寂しいことではあります。こうしたことに対応するためにも、小中一貫校は必要であります。

また、部活動の各種目を指導している教員、そうした教員は必ずしもその種目を経験しているわけではありません。その学校に赴任して初めてその競技に接する、そんな教員は珍しくありません。私は、このことは指導する教員にとっても、指導される子供たちにとっても幸せなことではないと考えています。

日本福祉大学のスポーツ科学部には、中学校から高校からその種目、競技をやり抜いている学生がたくさんいます。そうした学生の力を美浜町の子供たちのためにお借りする。そうすることによって、小中一貫校のスポーツの充実を図りたいと考えています。本年度、大学と野間中学校で部活動の連携の在り方についてモデル校として実践しようとそういう計画がありました。しかしながら御存じのように、このコロナ禍において進めることができませんでした。残念であります。残念ではありましたが、次年度以降、状況を見ながらこの計画を進めてまいりたいと考えています。

スポーツ科学部の学生だけではありません。日本福祉大学には教員を目指すたくさんの学生がいます。こういう学生の皆さんに、日常的に小中一貫校に来ていただいとお手伝いをしてもらう、そうすることによって、今申し上げたような学習も、生活も、スポーツも、より一層充実することができると考えています。

先日、大学幹部の方とお話しする機会がありました。先生、そろそろ連携についてもっと詰めていきましょう、少人数でいいので懇談会を開いたらどうですか、そんなことを言っていただきました。機は熟してきた、そんな感じがしております。そうした懇談会の開催も含めて、学校再編に向けて取り組んでいきたいそう考えています。賢くて、たくましくて、人の痛みが分かる優しい人に育ってほしい、みんなそう願っています。そんな願いに向けて議員の皆様と町民の皆様と一緒に考えてまいりたい、そう考えております。御理解、御協力をよろしくお願い

いをいたします。

○ 8 番（中須賀 敬君）

本町は、子供たちにとってよりよい教育環境を目指し、学校と地域の活性化を推進するとして学校再編を進めていますが、最後に、町長に小中学校の再編、小中一貫校への思いをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

○町長（齋藤宏一君）

小中一貫校についての思いを、今教育長にしっかり説明していただきました。私も同感でございまして、私だけじゃなくて、本町の教育委員、この会議でも全員同じ気持ちで今進めようという形で臨んでおります。

しかし、なかなか本町の財政状況、果たして2027年にこれが実現できるだろうか。何とかやりたいね、そういう思いでこの財政共々、それから産業の活性化共々、考えてやっていかざるを得ない。やるならば少しでも早いほうがいい。これは全国少子化でしょう。どこでも市町村はもう統合を考えざるを得ない状況に日本中起きてしまいました。早くやらないと、やはり国の予算、県の予算、これもなかなか難しいだろう。できるだけ早くこれを実現させたいね。こんなに急激に少子化になるとは私も16年間思ったことがなかった、以前の町長の時にね。だからあの当時は南部小学校の増築・改築、河和中学校の体育館の新築、上野間小学校は緑苑が増えたから新築ということで全部やってきました。こんな今のような状況、自分で造った学校も廃校にしちゃって、今度はもう次の段階に入っていかなくتهいけないうんてことは思ったことがなかった。これが実情です今の。

ですから、まさにこれからの新しい教育の場所、よそから、他町村から、いや、美浜町で子供たちの教育をしたいと思ってもらえるような形に何とか早くできたらいいと思っておりますので、ぜひ、今日財政の問題にしても横田さんからありました、いろいろと。これを厳しい目で見ながら、また美浜町への企業の導入だとか、産業の活性化をやらざるを得ません、これは。そういう中で、学校教育もぜひ早く一貫校をやれたらいいと思っています。職員共々頑張りますが、また議員もお力添えいただけたらと思うので、よろしくお願いします。

○ 8 番（中須賀 敬君）

以上をもちまして、私からの質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、中須賀敬議員の質問を終わります。

〔 8 番 中須賀敬君 降席 〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩をしたいと思います。換気のための休憩を取ります。再開を11時15分といたします。

〔午前11時00分 休憩〕

〔午前11時15分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 横田全博議員の質問を許可します。横田全博議員、質問してください。

〔12番 横田全博君 登席〕

○ 1 2 番（横田全博君）

皆さん、こんにちは。チャレンジ M I H A M A の横田全博です。

それでは、議長の許可を得ましたので、あらかじめ議長宛てに提出いたしました通告書に基づき一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルスの蔓延も発生から１年になろうとしております。その影響はあらゆるところに及び私たちの日常生活はもとより、経済等においても多大なダメージを被っております。ＧｏＴｏキャンペーンなどの経済対応策が実施されその往来が盛んになってまいりましたが、一方では拡大した第３波が押し寄せ終息が見られません。今後もウィズコロナの生活様式が引き続き求められております。

そのような中、新聞紙上などにおいて、複数の自治体の長が、コロナ対策費の増加に加え企業の収益悪化などから、来年度予算では税収不足が懸念をされ、さらなる国の対策が必要との記事が散見されておりました。本町においても、例年厳しい予算編成をしておりますが、さらに厳しい状況に置かれているのではないかと危惧しております。

そこで、今後の財政運営についてお尋ねします。

まず、当初予算編成についてですが、歳入見込みを踏まえる中、令和３年度の当初予算はどのような方針で編成されるのでしょうか。

次に、歳入の見込みについてですが、３点お尋ねします。

まず、今年度以降の歳入をどのように見込んでいますか。

また、令和３年度当初予算の歳入をどのように見込んでおりますか。

そして、期待したい今後の国からの財政措置をどのように捉えておりますでしょうか。

２番目の経営視点からの行財政改革についてですが、私は、平成２８年第２回定例会の一般質問で行財政改革についてお尋ねしております。そのときの答弁では、定員削減計画による職員数の削減と庁舎管理費等のコスト削減に努めているとの答弁をいただきました。毎年絶え間ない行財政改革に御努力されていることに敬意を表しますが、５年がたち、さらに厳しい財政状況に直面していると理解しております。これからは、トヨタ自動車のよう乾いた雑巾をさらに絞る努力が求められると思います。ただ、やみくもに一律カットのような対処は縮小均衡につながり成長の芽を摘みかねません。明日につながる芽を残し、要らぬ枝葉を切り落とす剪定の技が求められます。それゆえ、厳しい環境ですが経営の視点を入れた地方自治法第２条にあるように、最少の経費で最大の効果を挙げるための行財政改革が必要と思われます。

まず、歳出の面においてですが、今まで取り組んできた行財政改革への取組と今後の取組方針について御説明ください。

次に、歳入の面での企業誘致についてお聞きます。

平成３０年第３回定例会にて、今後の町政運営で何が一番必要かとの質問に、税収の確保と雇用の確保のため工業団地計画にも取り組んでいきますとの答弁をいただいております。本年の第１回定例会では、同僚議員の企業誘致に関する書面質問に対し、企業誘致可能性調査を実施し、その結果を基に、実現可能な優遇施策の検討や企業へのトップセールスなどを行うと答弁されております。そこで、企業誘致アンケート後の進捗状況をお聞かせください。

以上をもちまして、私の壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

横田全博議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、今後の財政運営についての御質問の１点目、当初予算編成方針についてでございますが、令和３年度

の当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルスの影響により町税等自主財源の減少が見込まれる中、2市3町で構成される知多南部広域環境組合により武豊町内に建設されるごみ処理場や、知多南部衛生組合による南知多町内に建設をされる火葬場の建設分担金の増加が見込まれております。また、令和元年度決算において財政調整基金残高が約5億8,000万円となり、これまで以上に厳しい財政運営が求められております。そのため、既存の事業の見直しを徹底するとともに、コロナ禍で中止となった事業について実施の方法を見直すなど、費用対効果も考慮した上で、行政サービス全体を見直すよう努めてまいります。また、近隣市で実施された財政再生プランを参考にし、保育所及び小学校をはじめとする公共施設の再編など必要な施策について積極的に取り組んでまいります。

次に、御質問の2点目、歳入の見込みについてでございますが、今年度以降の歳入について申し上げます。

まず、町税につきましては、本年度の個人町民税、法人町民税、軽自動車税についてはほぼ前年並み、固定資産税につきましては、地価の下落により土地の減収はあるものの、太陽光発電事業等による償却資産分が増収をしております。来年度以降につきましては、新型コロナウイルスの感染状況に影響しますが、個人町民税、法人町民税につきましては減少することが予想され、固定資産税につきましては、毎年の地価の下落、また3年に1度の評価替えにより土地、家屋の減収があるものの、引き続き太陽光発電設備等の増加により償却資産分は増加となることを想定しております。

地方交付税その他の財源につきましては、今年度は、令和元年10月に消費税増税と同時に導入された子育て無償化施策により普通交付税は大幅に増加しておりますが、来年度以降につきましては、今年行われた国勢調査により人口減少が進むことから、人口を算出根拠とする交付税・交付金等が長期的に減少する可能性が高いと想定をしております。

また、その財源についても、増加が見込める歳入科目は見当たらない状況となっており、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの国の政策的補助金や基金の取崩しにより対応せざるを得ない状況となっております。そのため、今後国から町税の減収による減収補填債等が通常より有利な条件で自治体が活用できるような措置が示されれば、その財政支援策を町民の皆様の生活に役立てるよう努めてまいります。

次に、経営視点からの行財政改革をの御質問の1点目、行財政改革の取組についてでございますが、平成30年度に機構改革を実施し、部長職3名、課長職1名、係長職5名を削減して職員人件費を抑制した結果、令和2年4月1日現在、本町の職員数は197名となり、知多半島の中で最も職員数の少ない自治体となっております。

また、今後について、町民の皆様の理解を得ながら公共施設の再編を進め、より効率的で機能的なまちづくりを進めるとともに、各事業についても費用対効果を検証し、縮小する事業、廃止する事業、そして新たに創造する事業を決定し、いわゆる事業の選択と集中を、スピード感を持って進め、持続可能な財政状態を維持できるよう努力してまいります。

次に、御質問の2点目、企業誘致についてでございますが、令和2年1月に町内外の企業約1,000社を対象として、美浜町への進出の可能性に関するアンケート調査を実施し、事業用地の取得ニーズ、工場の新設・移転等に関する情報を把握いたしました。

このアンケートの結果、経営の規模、事業内容、立地に当たって、これらの条件によっては、将来的に本町が候補地となると回答した企業が8社でございました。この8社に対して、アンケート調査後さらにヒアリング調査を行ったところ、優遇措置やインフラ整備についての要望があることが分かりましたが、現在のところ企業進出までには至っておりません。今後も引き続き企業への情報収集を行い、企業の求める優遇措置等についても、県内先進地を参考に調査研究を継続して行い、進出希望企業の掘り起こしに努めてまいりたいと考えております。

あわせて、コロナ禍であるため、テレワークや在宅勤務など働き方が大きく変わろうとしております。本町といたしましても、サテライトオフィスの誘致など新たな形での企業誘致を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○１２番（横田全博君）

大概のことでは驚きませんが、大変厳しい将来の見通しをお示しいただきました。この状況を何とか切り抜けていかなきゃいけないと思っておりますので、また議会と執行部の皆さん力を合わせて、また採用していきたいと思っておりますのでまずよろしくお願いします。

それでは、追加質問、１つずついきたいと思います。

令和３年度での当初予算の編成方針でございますけれども、令和２年度との相違というのは何でしょうか。聞いておりますとあまり変わっていないのではないかなという気もいたしますけれどもお答えお願いいたします。

○総務部長（杉本康寿君）

令和２年度との相違は何ですかについてでございますが、令和３年度の当初予算の編成に当たり町長からの編成方針の通達が各所属長に出されました。相違点といたしましては議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による企業の収益悪化などが見込まれ例年より税収の不足を懸念しております。

このような状況下であっても、令和４年度の供用開始を予定しております知多南部広域環境組合においてのごみ処理施設の建設及び知多南部衛生組合においての火葬場の建設に伴う各分担金の支払いがピークとなり、歳出全体に占める割合が大きくなると見込んでおります。これが主な相違点となっているわけでございます。

○１２番（横田全博君）

そのような厳しい財政状況、環境の中で、令和３年度の重点施策というものがもしあればお聞かせください。

○総務部長（杉本康寿君）

重点施策でございます。先ほども申し上げましたとおり、令和４年度の供用開始を予定しておりますごみ処理施設の建設及び火葬場の建設では、合わせての総事業費が200億円を超え、うち美浜町の負担分は約26億円となり、構成市町との共同で行う事業であり、直接住民生活に密着する施設でありますので現在この２事業が重点施策でございます。

○１２番（横田全博君）

26億円ものお金、以前から分かっていたことですが大変な負担になってきております。そのときに、当然のことながら先ほど町長の答弁の中にもございましたように、コロナ禍で中止されたいろいろな行催事も一回精査するというような答弁ございましたけれども、今後の住民サービスということは確保されているのでしょうか。当然住民サービスが悪くなるというようなことも想定されますけれどもその辺はいかがですか。

○総務部長（杉本康寿君）

町民サービスは確保されますかについてでございますが、例年に比べ歳入予算総額は少なくなると見込んでおりますが、先ほどの予算の編成方針では大幅な事業の見直しと費用対効果を図り既存事業の見直しを必ず実施するよう通達が出ておりますが、医療、福祉、介護等に要する社会保障関係費につきましては、直接住民生活に密着しますので住民サービスの予算を確保すべく現在予算編成に取り組んでいるところでございます。

○１２番（横田全博君）

なかなか全体的な税収が減り、一方では民生費が増えてくるというのがどこの市町村でも同じような傾向ですけれどもそうすると、民生費に当然のことながら予算を振り分けなきゃいけない。これは結構法律で決められた部分がありますものですから優先的な部分で。そうすると、その中で削っていくのは何かないというのは答えづらいとは思いますが、もしこういう部分が我慢してもらうようなことがあるというのはありましたらお答え願えますか。

○総務部長（杉本康寿君）

住民の皆様にご我慢していただくという部分でございますが、極力そのようなことがないように我々も考えているわけでございます。特に社会保障費につきましては、国の定められた部分がございます。負担割合がございますのでこの部分についてはどうしても削減することはできません。

しかし、いろいろな住民の皆様と関わる事業がございます。その中の経費につきまして、いわゆる事業費の部分、消耗品とかそういう事業費の部分につきましては、極力雑巾を絞るというような具合になろうかと思います。あとは当然職員人件費をある程度絞っていくという格好に最終的にはなろうかと思いますのでよろしくお願いをいたします。

○12番（横田全博君）

非常に苦しいところを理解しておりますけれども、サービスの低下を招くようなことだと理解を求めるといってもなかなか難しいとは思いますが、ぜひ理解を求めるような対処の仕方をよろしくお願いをいたします。

そうなってくると、全体的になかなか厳しい予算繰りをしていかななくてはいけないので先ほどの答弁の中でも財調等々の導入もお願いをするということですが、財調自体が少ない中でどういように対処していきますか。

○総務部長（杉本康寿君）

先ほど財調が約5億8,000万円というお答えをいたしました。この部分がいわゆるへそくり——というわけではございませんけれども——になります。これをいかに使わなくしようと思うと、やはり先ほども申し上げましたとおり、予算編成の方針に基づいて事業の見直しと費用対効果を図り、とにかく既存事業を見直して必ず縮小できるものは縮小し、徹底的に歳出を見直し歳入の不足を補うように努めていくしかないかと思っております。

○12番（横田全博君）

先ほどの町長の答弁の中でもリーマンショックという言葉もございましたけれども、新型コロナウイルス拡大影響というのはリーマンショック以来とよく言われております。平成20年9月発生のリーマンショック時と比べると今回はどうですか。影響の度合いはどうでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

平成20年9月発生のリーマンショック時と比べてどうですかについてでございますが、平成20年9月発生のリーマンショックによる町税の影響でございますが、町民税は翌年の課税となりますので1年後の平成20年と平成22年を比較しますと町民税合計の収納額では、平成20年度が16億5,800万円、平成22年度が15億3,600万円と、1億2,200万円の減でございました。

現在、予算編成中ではございますがリーマンショックを考慮し、町税全体では前年度対比約2億円、率にして約6.5%の減額を想定しております。

○12番（横田全博君）

大変厳しい予算編成だと思います。また今年度というのも、令和3年よりも令和4年のほうが影響が大きいというようなことだと思います。本当にかつかつのところで美浜町は動いているのかなと思っております。

そうしますと頼りにするのは国でございますけれども国からの財政措置についてですが、本年４月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ～」というのが決定されております。令和３年度概算要求はできるだけ簡素化していくとされております。そうしますと、このことから地方の一般財源の総額は確保されていると理解しておりますが、例年どおり来るのではないかと甘い期待を抱いておりますけれどもどうでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

地方一般財源の総額は確保されていると理解してよろしいですかについてでございますが、国の予算措置として、地方贈与税、各種交付金及び地方交付税につきましては、おのおのの算定割合に基づき交付されますので国からの歳入は総額が確保されていると理解しております。

○１２番（横田全博君）

次、いきます。

行財政改革についてですけれども、平成28年の第２回の定例会の答弁で、行政改革は町長を本部長とする行政改革推進本部が当たりその下に２つの部会があるということでした。部課長を中心に推進していくと理解しております。全て職員の方で構成されております。そうしますとそこに遠慮とか、付度とか、発想の偏りとか、そういうことが起きないかと憂慮をしますけれどもそれは危惧にすぎませんよね。

○総務部長（杉本康寿君）

行政改革を行うに当たり、遠慮や付度、発想の偏りが起きないかについてでございますが、行政改革の目的を窓口業務のワンストップ化を図るとともに本町の将来を見据え、事務の合理的かつ能率的に遂行するため人口規模に見合う事務組織に見直したく遠慮や付度、発想の偏りが起きないように審議を行ったところでございます。

また、本年も事務改善として事務機構等の見直しを行っております。それにつきましては、係長クラスの全員の意見を求めまして自分がどの部署に行くか分かりませんけれども熟練した係長さん、現場の実務を行っている係長さんから意見を聴取し、一部今年度も事務分掌の改正を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○１２番（横田全博君）

時代の変化によって、行政事業、町民のニーズというものが変化してまいりまして、しかし、先ほどからのお話も同然なのですけれども、限られた財政の中では対応し切れておりません。本年度より生涯学習センターと図書館は指定管理に移行しました。私は大いに評価しておりますけれども、本定例会においても指定管理者の指定については審議事項が５本以上上がっております。今後も運動公園など、民間の力を活用した施策を進めていきますでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

民間の力を活用した施策の進め方についてでございますが、先ほど議員がおっしゃられたように、総合公園の受付につきましては令和元年６月から業務委託をしております。図書館につきましても、本年の４月から指定管理を行っておりまして、放課後児童クラブにつきましても同年の４月から委託業務へと移行しております。

このようなことから、今後におきましても費用対効果を検討し、可能な公の施設については指定管理等に移行して進めてまいりたいと考えております。

どのような業務があるかといいますと、今後給食センター等々が出てくるわけでございます公共施設といたしましては。そのようなことを考えております。

○１２番（横田全博君）

なかなか指定管理といってもあとは大分移っておりますので難しい部分もあるとは思いますが、そこそ本本当に言われたように費用対効果がどのくらい上がるのということだと思います。

いろいろと行政改革、常時行っているよという答弁でございますけれども、本当に心配するのは痛みを伴うような行政改革だと思うのです。やっぱりどうしても町費、税金を使うところをいかに税金を区分けしていくかという部分ですので当然優劣がつきますし、優劣の劣のほうは厳しい状況になっていくわけです。そういう区分けをするときに町民目線で点検とか、透明度が必要ではないかと思っております。公認会計士とか、経営者などを含めた町民による政策評価委員会等の設置を検討したことがありますかという質問なのですが、近くでは、御存じの常滑さん等々もやっておりますし、全国の各市町村でかなり厳しいところは、そういうものを設置しながら厳しくカットしているというのが実情だと思います。この辺はいかがでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

公認会計士や経営者などを含めた町民による政策評価委員会等の設置を検討したことはありますかについてでございますが、予算に関する部分につきましては決算予算については本町ではまだやったことはございません。しかし、本町の最も重要な美浜町総合計画「美浜町まち・ひと・しごとの総合戦略の策定」につきましては、町内の各種団体の長、公募による方などで構成いたしまして審議会を設け外部評価というのですか、こちらで計画の評価をして作成をいたしました。

今後とも、横田議員がおっしゃるように、外部評価については必要と応じた場合、また町民の方をはじめとして有識者の方から御意見をいただきたいと思っております。そう進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

○12番（横田全博君）

ずっと総務部長の答弁ばかりで非常に心苦しいのですが、企業誘致についてまたお伺いいたします。

平成30年度の財政力指数というのは、県内では下位に位置しておりますが全国平均では上回っております。その中で、町民税、法人の税収ですが、平成29年度から令和元年度までの3年間の平均は1億2,400万円です。ちなみに、武豊町の平成28年度から平成30年度の3年間の法人税平均税収は6億9,800万円でございます。本町の令和元年度は1億1,200万円弱であり、町民税個人の10分の1程度、たばこ税をも下回っております。これについてどう思われますか。

○税務課長（山本圭介君）

ただいまの企業誘致についての御質問の中の法人町民税の税収についてどうかについてお答えいたします。

今後の税収の見込みでございますが、先ほど総務部長からの答弁でもありましたリーマンショック時との対比でもありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による町税、特に法人と個人町民税の落ち込みの影響が大きいと想定しております。このようなことを脱却するには、景気の回復はもちろんのことですが、新たに企業を誘致することは歳入の増加につながると考えております。

○12番（横田全博君）

本当に正直私、疑問って何でというのがあるのです。一時は3億円近く美浜町もあった町民法人税ですが、なかなかずっと低いところで安定はしておりますけれども、これがちょっと上向いてくれればということですし、こく企業誘致のことをお尋ねしているわけでございますけれども、同僚議員の先ほどの質問でもなかなか企業さんが来てくれない。また、このコロナ禍の情勢ではまず無理だと私は思っております。本当に来てくれればありがたいのですが、8社のところに希望を託すしかないのかなと思うのですが、そのときもやっぱり税の優遇措置とか、インフラ等の整備が要るわけでございますし、その工場用地の整地とかそういうのもか

かってくるわけでございますけれども、なかなか来てくれるはいいけれども難しいなというのもございます。

企業進出まで至っていないと先ほどの答弁ございました。一方で、サテライトオフィスの誘致など新しい形で企業の誘致を進めていきたいとの回答をいただきました。愛知県においても、テレワーク導入のイロハが分かるマニュアルというものはあるのですね。こういうのを作成して愛知県自体が支援に動いております。この支援というのはどうですかという企業に支援と自治体への支援ですけれども、サテライトオフィス誘致に向けての現在の状況というのを説明してください。

○企画課長（戸田典博君）

サテライトオフィス誘致の現在の町の状況についての御質問ですが、先ほどありましたように、新型コロナウイルスの影響で現在新しい生活様式、また働き方改革としてテレワークを導入している会社が増加をし、今後も増えていく見通しとなっております。

現在、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、持続的にテレワークを導入する企業が美浜町に来ていただくための第1弾として、ワーケーション事業の準備を観光協会、また旅館組合の皆さんと一緒に進めております。このワーケーションというのは、ワーク（仕事）とバケーション（休暇）を合わせた言葉になりますが、観光地などでテレワークを活用し働きながら休暇を取る新しい働き方の一つとなります。このワーケーション事業を通じまして、まずは自然豊かでまた都会へのアクセスが便利な美浜町を知っていただきましてその後、美浜ならではのほかの市町村にはない、町の特性に合った戦略を提案させていただき企業にPRをし、将来的にはサテライトオフィスを本町へ招く企業誘致を進めていく予定と考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○12番（横田全博君）

広報みはま12月号に、前年の決算の状況が載っております。それを見ると、表面的には黒字ですね。非常にいい町財政の表現でしたので決してその数字が間違っているとかそういうことじゃないのです。本当に美浜町黒字なのだというような私は印象を受けたのです。

でも、こういうお話をずっと今日の一般質問をしている中で、なかなか財政自体が厳しいというお答えしかいただいております。それで実際厳しいのです。厳しいということは、町民に対するサービスもいろいろなところで我慢してもらわなければいけない。そういうことがあるのです。だから、その辺をやっぱり町民の方に御理解していただくような広報活動も一方では必要ではないかと思っております。財政当局が非常に御努力しているのが今回の答弁でもよく分かりました。ない袖を振り続けながらあるように見せていくのも大変だと思いますけれども、本当にそういうことで、これで私の質問を終わりますけれども、その辺も含めてやっぱり危機感をお互いに共有していきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上で終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、横田全博議員の質問を終わります。横田全博議員は自席に戻ってください。

〔12番 横田全博君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩をしたいと思います。再開を午後1時といたします。

〔午前11時59分 休憩〕

〔午後1時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

1 番 山本辰見議員の質問を許可します。山本辰見議員、質問してください。

〔1 番 山本辰見君 登席〕

○1 番（山本辰見君）

議長の許可がありましたので、一般質問通告書に基づき順次質問をいたします。

日本共産党議員団の山本辰見です。当局の皆さんには、町民の方々にも分かりやすい丁寧な回答を求めるものであります。

今日は2つ、自衛隊員募集の名簿提供問題とごみ削減の問題についてであります。

1 点目、自衛隊員募集の名簿提供問題についてであります。

昨年度までは、名簿提供というよりも自衛隊の側が必要な名簿を閲覧する方式になっていました。国などから自衛隊員募集の名簿提供の要請があったようですが、これまでの閲覧方式から、令和2年度になって大きく変更になっています。閲覧することに何か問題があったのでしょうか。

そこで、気がついた幾つかの問題と思われる点についてお尋ねいたします。

1 点目は、この課題はどこの部署からの要請で、どの部署に依頼があったのか。また、その具体的な要請内容はどのようなものですか。

庁内でのこの問題に対する対応といいますから、回答を検討した部署は、そして、組織はどのようになっていますでしょうか。そして、具体的にはどのような対応をしてきたのか。そして、情報の提出先はどこだったでしょうか。

3 点目は、名簿の情報提供は憲法にのっとり、また、個人情報保護条例にのっとり、個人の人權やプライバシーが守られなければなりません。本人の承諾もなく情報提供できるという法律的な裏づけはどのようなものでしょうか。

4 点目は、最初と重なりますけれども、昨年まで閲覧で対応してきたと思いますが、今年度はなぜ行政側から名簿提供することになったのでしょうか。

2 点目のごみ減量化に関する課題であります。

午前中に同僚議員も質問していましたが、極力ダブることのないように質問したいと思います。

来年4月から大幅に変更となるごみの排出について、当初は、春先から住民説明会を予定していましたが、延期になっています。新しい課題に対応するには、新しい問題、様々な課題があり周知していかなければなりません。

1 点目は、住民説明会の計画についてであります。コロナ問題があるとしても、規模や開催方法を検討して、町の責任でもって、全地域で説明会を開催しなければならないと考えます。分別の方法も変わります。また、クリーンセンターの改修工事とも重なり、持込みの場所の変更や、あるいは有料になるもの、無料のものなど、町の広報による宣伝だけでは、住民への周知が徹底できるとは思えません。説明会の計画はどのようになっているのでしょうか。

2 点目は、草木の資源化についての具体的な仕組み、取組のスケジュールを説明してください。

3 点目は、硬質プラスチックの焼却についてであります。

プラスチック製容器包装の分別が始まります。プラマークがついていないもので一部が焼却ごみになるようですが、その中でもとりわけ硬質プラスチックを燃やす場合、排煙や焼却量の影響がないのか、非常に心配されます。そこで、硬質プラスチックについても資源として回収することはできないのでしょうか。

それから、4点目は、家庭系ごみの有料化についてであります。来年4月から可燃ごみ、粗大ごみ、埋立てごみが全て有料化になります。分別の推進、リサイクル、再利用により、ごみの削減にはつながっていくわけですが、ごみ袋を有料化したそのものでは、ごみは減量することにはつながらないと考えます。減らないごみはどこへ行くのか、それについても説明してください。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

山本辰見議員の御質問にお答えいたします。

初めに、自衛隊員募集の名簿提供についての御質問の1点目から4点目でございますが、関連がございますので、一括でお答えいたします。

自衛官募集事務につきましては、本町の事務分掌規則で、総務部防災課が事務処理を行っております。事務の流れは、防衛大臣から各市町村長に対し、対象年齢者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4項目を紙媒体、または電子媒体での提出依頼となっております。

また、美浜町には、美浜町情報公開・個人情報保護審議会がありますが、自衛隊法施行令第120条で、防衛大臣は市町村長に対し、必要な報告または資料を求めることができる旨の規定から、審議会には諮っております。名簿の提出先は、自衛隊愛知地方協力本部半田地域事務所でございます。

議員の言われるように、昨年度までは住民課の窓口で申請をし、住民基本台帳の閲覧を行っておりました。

今年度、名簿提出となった理由としましては、防衛大臣から市町村長宛てに届いた依頼文書により、紙媒体または電子媒体での提出となっております。

次に、ごみの減量化についての御質問の1点目、住民説明会の計画についてでございますが、現在のところ、新型コロナウイルス感染拡大の第3波の到来が懸念されることから、町主催での大規模な住民説明会の開催は困難であると考えております。

なお、住民説明会に代わる方法として、みはまごみ減量化通信を6月から発行し、毎月の広報と一緒に全戸配布しているほか、御希望の団体には、出前講座での説明も実施しております。

また、みはまごみ減量化通信につきましては、町ホームページに第1号から全ての通信を掲載し、過去のものを含め随時確認できるようにしております。ホームページを確認できない方におかれましては、役場環境課窓口や公民館窓口等にも設置して御確認できるよう対応しております。

次に、御質問の2点目、草木の資源化についてでございますが、知多南部衛生組合へ直接持ち込まれる草木類を令和3年4月から資源化することで、可燃ごみの減量化を図るものであります。

なお、クリーンセンター内では、令和6年度末まで火葬場建設工事をはじめ、場内の施設整備工事が続くことから、内海地区の旧焼却施設跡地での受入れを予定しております。

次に、御質問の3点目、硬質プラスチックの焼却についてでございますが、新ごみ処理施設における排煙や焼却炉への影響は、高度な排気ガス処理システム等、最新設備を導入することから、特段の影響はないものと考えております。

なお、プラスチック製容器包装と違い、硬質プラスチックは資源物として処理する制度がないため、資源化は困難であると考えております。

次に、御質問の４点目、家庭系可燃ごみ袋有料化についてでございますが、有料化することの効果として、ごみ減量の努力が家計の支出減につながるという経済的な動機づけを活用して、ごみ減量を図ることが期待できます。

一例を挙げますと、可燃ごみ袋の組成調査では、地区によっては４割近くをミックスペーパーが占める結果となっており、まだまだ可燃ごみには多くの資源物が分別されないまま、ごみとして捨てられていることが分かりました。可燃ごみ袋の有料化を実施することで、ごみ袋の容量を小さくするため、ミックスペーパーを積極的に分別する動機づけができることから、可燃ごみの減量が図られるものと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○１番（山本辰見君）

答弁では、防衛大臣から町長に対して対象となる方の資料を紙媒体、もしくは電子媒体での提出依頼となっているとありました。

しかし、今54市町村ある愛知県の中でも紙媒体で対応したところ、あるいは、これまでの閲覧で対応しているところ、もちろん電子媒体で回答したといういろいろあると思いますけれども、なぜ閲覧では駄目で名簿提供することになったのか何か問題があったのでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

先ほど町長の答弁の中でもありましたように、今年度名簿提供となった理由としましては、防衛大臣からの市町村長宛てに届いた依頼文書により今回は紙媒体での提出をさせていただいております。

○１番（山本辰見君）

もう一点、非常に課題だと思っているのは、先ほどの町長の答弁で、情報公開・個人情報審議会があるけれどもそれには諮っていないということでした。そして、事務分掌の分掌規則では、この届いたところも多分、総務部防災課だと思いますが、自衛官の募集事務は総務部防災課の管轄とされているということでした。

しかし一方、名簿の管理というか所管の管轄を所管するのは、厚生部の住民課ではないかと思われます。審議会に諮らずにもう一方的に判断したということに聞こえてくるわけですが、個人情報はどうのような形で保護されるのでしょうか。これは、防災課から住民課に相談もしていないということですか。一方的に名簿を出せということでございますか。

○防災課長（小島康資君）

ただいまの質問に対しましては、美浜町個人情報保護条例第７条第２項第７号において他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、または地方独立行政法人に提供する場合で、当該提供が当該ほかの実施機関等の事務または事業をするためにやむを得ないと認められるときということから、美浜町情報公開・個人情報保護審議会には諮っておりませんのでよろしくお願いします。

○１番（山本辰見君）

今の情報公開保護条例の第７条のこれを管轄しているのはどこの部署なのでしょう、管轄というかいつも管理しているのは。

○総務部長（杉本康寿君）

情報公開・個人情報保護条例につきましては、総務部総務課にて事務を行っております。

○1番（山本辰見君）

分かりました。そういうことでは、総務部で判断すれば厚生部と相談、ちょっと言葉は悪いですけども相談しなくても資料が出せるという受け止め方でよろしかったですか。

○総務部長（杉本康寿君）

美浜町個人情報保護条例につきましては、あくまでも所管は総務部総務課になります。しかし、取り扱う規定につきましてはあくまでもいろいろなケースがございます。国等から来る部分につきましては、地方自治法の規定によって各部署が対応しているところがございます。

したがって、先ほども課長が申し上げましたとおり、個人情報の利用及び提供の制限というのが第7条にございます。実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、または提供してはならないとなっております。実施機関につきましては、美浜町においては美浜町の実施機関になるわけですけどもその中には、事務分掌によって各担当課が設けてございますので、こちらのほうがおのおの判断してくるという格好になりますのでよろしくお願いをいたします。

○1番（山本辰見君）

先ほどの町長の答弁で、紙媒体での要請があつてそれに対応したとありましたが、具体的には要請された対象者の条件というのはどのような内容のものでしょうか。そして、具体的に名簿は一覧表で出したのかそのことも教えてください。

○防災課長（小島康資君）

依頼のありました4項目につきましては、先ほどの答弁の中にもありましたように、対象年齢者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4項目となっておりますが、美浜町が今回提出させていただいた紙媒体では、住所と氏名のみの2項目を宛名ラベルに印刷をして提供させていただいておりますのでよろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

紙媒体の中にも、いわゆる宛名ラベルというのがあるということを事前に説明を受けていますから、今初めて聞いたわけではないのですが、実は、先ほど紹介した愛知県の54自治体の中でも、宛名ラベルまでサービスしているところは本当に数は少ないです。正確に調べていませんが、この知多半島の中で大府市と美浜町、それから名古屋市もそうだと思うのですが、昨年ですかね、京都市が始めたということもお聞きしていました。

ですから、本来先ほど言いました昨年までは自衛隊の側が必要な資料を集めて来るという立場だったのですから、美浜町への負担というのはそんなになかったと思うのです。どうぞ見てくださいということですから。

そういう面では、先ほど4項目とありましたが、具体的には何歳というか対象者はどういう方で実際の人数はどのくらいでしたでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

こちらの募集対象者におきましては、生年月日が平成14年4月2日から平成15年4月1日及び平成10年4月2日から平成11年4月1日までの男女となります。人数におきましては、こちらでちょっと把握はできておりませんのでよろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

正確な人数を言っているわけじゃないです。はっきり言いますと18歳になった方、高校を終わった方、それから大学を終わった方という判断をしますがざっとで人数は分かるのじゃないですか。ざっとで結構です。

○防災課長（小島康資君）

こちらは、うちのほうから抽出作業を依頼して、そのまま印刷をかけてしまいましたので、人数に関しては今手元には資料がありませんのでよろしくお願いします。

○総務部長（杉本康寿君）

ざっとの人数で申し上げますと、18歳から22歳になりますので、約5年間の人数になろうかと思います。そうしますと、美浜町の1歳当たり、1学年当たりの人数はざっと350人ぐらい、その年齢ですと350人ぐらいになろうかと思いますので、その5倍ということになろうかと思います。

○1番（山本辰見君）

今の答弁は、先ほど課長は18歳の子と22歳の学年と言いましたから2学年になると思うのですが。

○住民課長（藪井幹久君）

数字について、具体的に、本当に約で言うと1学年、大体230人から250人ぐらい、その年代ですとそのぐらいの人数になりますのでお願いします。

○1番（山本辰見君）

それでは、ささいなことだと言われるかもしれませんが、この名簿の提出について、防衛大臣から要請があったということですから、人件費、あるいは事務費、そして、印刷代、半田の方の事務所に送ったのか持参したのか分かりませんが、送ったとすれば郵送料等の経費は防衛省からきちっと負担してもらっているのでしょうか。

○防災課長（小島康資君）

人件費につきましては、宛名ラベルに関しては自衛隊から提供させていただいております。

あと、提出方法なのですが、警察等へ、半田へ出向いたときに一緒に渡させていただいておりますのでよろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

私は、率直に今回の問題、自衛隊の町民への名簿の提供の問題は先ほど総務部長からあったように、個人情報保護条例の基本の考え方言えば本人の承諾なく提供することをやめるように求めるものであり、今年度は出したにしても次回以降、来年度以降、やめるように求めますがいかがですか。

○総務部長（杉本康寿君）

こちらの次回以降の件でございます。この件につきましては、あくまでも自衛隊法によって決められている事務でございまして最終的には、地方自治法施行令がございまして。こちらの第1条の第1号の法定受託事務となっております。したがって、こちらは国の法令に基づいて行う事業でございましてこれをやめるわけにはいきません。

○1番（山本辰見君）

事前に私は資料請求をしまして防衛大臣から町長宛ての要請依頼書、あるいは自衛隊愛知県地方協力本部からの町長宛ての依頼書、それからもう一つは、愛知県の総務局総務部市町村課長から防災課長、あるいは住民基本台帳の事務担当に宛てた要請書提出について、これは命令でも何でもなくてそれぞれの市町村でよく判断していただきたいという内容でございます。

通知と言いながら、本県の考え方、ここで詳しく説明しません。愛知県の考え方に基づいて、改めて検討の上、担当課長から町長まで相談していただけますようお願いするという形で、命令でも何でもありません。先ほど幾つか紹介したように、名簿の閲覧で済ませているところもあります。それから、紙媒体で一覧表で出したところもあれば、美浜町のように宛名ラベル、率直に私サービスだと思っておりますが、宛名ラベルで対応したところ

もあります。

だから先ほどの総務部長の答弁だと、みんなが出さなければならないという、出す方法については幾つか条件があると思うのですがいかがでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

何遍も繰り返しになります。あくまでも、こちらは国の法令で決められております第1号の法定受託事務でございます。したがって、国から依頼が来れば当然、個人情報保護条例の部分もございませけれども、こちらで判断してこの自衛隊募集事務以外の事務につきましても行っていくという格好になります。

○1番（山本辰見君）

それでは、この課題の一番最後をお願いします。

今年度、自衛隊に提供した先ほどの230人から250人ぐらいずつの個人情報について、町が提出した町民にきちと連絡を取って承諾をもらうべきだと考えますがいかがですか。

○防災課長（小島康資君）

こちらについては、先ほど総務部長の答弁の中でもありましたように、自衛隊事務に関しましては、それぞれ自衛隊法及び自衛隊施行令等で規定がされておりますので、これに基づいて行ったということで承認はいただいておりますのでよろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

承認はもらっていないというのは分かりますが、必要がありませんかということにあえてこっちから見ると受けなくてもいいということですね。

次2点目のごみの減量化に対する課題、順番に聞いていきます。

先ほどの町長の答弁では、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、町主催での大規模な住民説明会は困難であるとされました。私は、決して大規模にやりなさいと、例えば公民館単位でとか、学区単位で、そういうことを言っているわけではありません。

しかし、町が責任を持って住民に周知徹底する必要があるのではないですかと、やっぱり紙だけだとももちろん先ほどのごみ減量化通信も6号、7号まで出ています。それから、広報そのものにもう1年ぐらい前から順番に書いていますから、広報を見ていれば分かると言われるかもしれませんが、率直に私たち自分が住んでいるところでは、役場から出前講座をしてもらって直接お話を、資料ももらってそれを受けました。そういうことが大事ではないかと考えていますので、これまで先ほどの答弁の中では、出前講座のことを言ったと思うのですけれども、それについて今までどういうグループというか、場所は結構です、団体、参加人数、それから今予定している次の予定はどんな具合でしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

出前講座の実績と今後の予定についてでございますが、11月末現在での出前講座の実施済み回数は4団体で7回、参加人数の合計は108人となっております。

また、今後の予定としましては、3団体から5回の申請があり、参加予定人数は220名となっております。

なお、今後予定している分につきましても、今後の新型コロナウイルス感染拡大状況により中止とさせていただく場合もある旨、申込み時に御了解をいただいておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

実は、率直にこの問題を地域の方とお話ししているときに、本当は町が責任を持って説明しなければいけないけれども、出前講座をうちに来てくださいますということを言えば、行くよと今そうなっているのです。

しかし、それを逆に捉えると、地域の方々が団体から説明責任を考えていない、読んでいないということは考えていないようにも、犯人扱的な受け止められ方するのではないかということで、改めて周知徹底は町の責任ではないでしょうか、どうでしょうか。

○環境課長（富谷佳宏君）

当初、住民説明会は夏から始めて年内いっぱい終了するという予定でございました。したがって、コロナ禍でなければ今頃は終盤間近の実績を発表できるぐらいの予定でございましたが、春先に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、人を集める行事は軒並み中止となり参加者を集めての説明会が困難な状況となりました。

しかしながら議員御指摘のとおり、可燃ごみ袋の有料化をはじめとするごみの出し方の変更に対する住民への説明は不可欠であるものと考えております。

そこで住民説明会に代わる住民周知の方法としまして、6月よりごみ減量化通信を毎月作成し、広報とともに配布をしているのは、先ほどの町長からの答弁のとおりでございます。12月で7号目を数えることとなっております。

新型コロナウイルス感染者の急増により、愛知県においても名古屋市内での店舗営業時間の短縮要請が出されたことは記憶に新しいところでございます。今後、新型コロナウイルス感染者は、増加することはあっても減少に向かうことは当分の間、考えにくい状況でございます。美浜町においても感染者は増加傾向にあります。このような状況の中、住民を集める説明会の開催は困難と考えるものであり、新型コロナウイルス感染拡大がこれからはますます懸念される中、ごみの減量化通信を中心とした周知方法は住民を感染の危険から守ることへもつながるものと考えております。

なお、先月、全集積場へごみ出しの変更点についてのまとめ、ごみ出しの変更点をまとめたチラシについて全集積所へ掲出させていただきました。このように、ウィズコロナの時代に即した周知方法について、引き続き努力してまいります。深刻なコロナ禍が続く中、住民説明会の開催は、減量化通信による周知の徹底で対応したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

先日は、議員に対して、南部衛生組合から来年の4月から変わる、分別の中身のやり方も変わります。それから、クリーンセンター、あるいはリサイクルセンターへ持ち運ぶ方法というのも新しくなります。これは、今から、12月、1月も宣伝はしていくのでしょうかけれども、割と関心の高い議員でもきちっとそういう説明を受けて、あ、こういうことになるのだなとやっとな理解できるようになる。実は、議会の中でもぜひこれを直前には現場も見に行って勉強しようじゃないかとなっていますが、住民の皆さん方に、多分に4月、5月、6月ぐらいまでしばらく、特に持込みの場合のトラブルが重なるのではないかと、そのことをやっぱり、私、ごみ減量化通信がいけないとも何ともそういうことは言っていない。それ以外の方法はまだないかということを検討していただきたいというのが本音でございますけれども、やれということじゃなくて、先ほど紹介したように、今考えていないところに、実は今、野間の一色、それから奥田地区がそうですが、東部ではあまり聞こえてこないものですから、そこの自治会なりごみを担当しているところへ行って、こういうのがあるけれどもどうだいやらないかいと、しかも、1か所で15人とか20人ぐらいの規模で、回数は重なるかもしれませんが、でもそういうことが、町の主催ということじゃなくてもお互い連絡取ってやる必要があると思いますが、まだ検討する余地はありませんか。

○環境課長（富谷佳宏君）

今の山本議員の御指摘のとおり、先ほど、私が言った件数は、今決まっている申請の受け付けている分につい

ての数字を先ほど述べさせていただきました。しかし、現在、東部のほうでもそういった声はないかということのお話もございましたが、実際に、それ以外にも今お話を進めている区についてはございます。

また、そうしたごみ減量化通信のほかにも、出前講座でも対応していきますという旨は、区長さんに通知は10月の終わるか11月の頭のときに発出しております。それを受けての今の西部の開催につながっているわけでございますけれども、同じように東部でもそうした動きが今ありまして、今いろいろと日程を詰めているところの団体もでございます。

ですので、これはやはり大きな区もあれば小さな区もあるということで、いろいろ地域の実情というものもあるかと思いますので、そうした声で御相談がありましたらできるだけ対応してまいりたい。ただし少しコロナをちょっと気にしながらという形にはなりますけれども、そうしたお声にはなるべくお答えしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

分別の仕方とか、ごみ袋の有料化の中身については、午前中の同僚議員の質問の答弁で、大体、今日傍聴あるいはテレビを見ている方々にも相当伝わったと思うのですが、私はあえて最後に言った家庭系ごみ袋の有料化の問題で、率直に生ごみを、今度は来年の4月から緑色から水色になるわけですが、その有料化することを基本は分別をもっとしてくださいという指導で減ることは確かだと思うのです。

ただし、実際に生ごみを有料化すれば減るわけではないのです。そのことで、燃えるごみの削減、その有料化だけじゃなくについて住民に対してはどんな指導していくのでしょうか。生ごみももっと減らさないかんということも含めてですけれども、その辺の考え方についてよろしくお願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

ただいまの御質問、可燃ごみに含まれる資源物の分別を推進するということで、可燃ごみの減量化ができるというのは議員も御理解されていることと思います。

御指摘の生ごみの減量化についてでございますが、すぐに本当に住民の皆さんにできる取組としましては本当に水分カットが挙げられます。いわゆる三角コーナーのところへごみを出す前に、一絞り、ぎゅっと絞っていたく、これだけでも全体の減量化については計り知れない効果があります。ですので、本当にぎゅっと一絞り、生ごみを一絞りということで、水分のカットをお願いしておるものでございます。

また、計画的な食材の購入、あるいは不要なものを買わないということも買物をするときでも大事なことがあると思います。よくスーパーでも半額値引きセールという、半額値引きということで何でもかんでも買うという方がおられます。結局は食べずに捨ててしまうということがままあるかと思えます。なるべく冷蔵庫の中には、どんな物があるのかな、あまり余分なものは、不必要なものは買わないようにということで、計画的に買物していただくということで、生ごみそのものが減ることにもつながると思います。

また、食べ残しとか、おうちでも食べ残しせず、なるべく残さず食べるというようなことも大切なことになろうかと思えます。

また、町で実施しておる生ごみの関係の施策としましては、生ごみのコンポストですとか、あるいは電動生ごみ処理機、こちらの購入の補助というのをしております。こちらの補助につきまして、平成30年度以降、30年、元年、今、2年ですけれども、おかげさまで申請件数につきましては増加傾向となっております。これらも住民の皆様の生ごみの減量の意識が高まっているのではないかと感じておるところでございます。

こうした生ごみそのものを抑制するという住民の意識改革、ごみ袋が有料になった、なるべく小さなごみ袋で済むように余分なものは買わない、生ごみは出さないというような意識が働くことでごみ発生そのものを減らす

という効果、これを意識づけしていただくことで少し考え方、ライフワークをちょっと変えていただくことでごみのそのものを減らすということで生ごみの減量化につながっていく、有料化の目的というのもそうした意識から、ごみそのものの絶対数を減らしていくというところにも効果がありその結果、生ごみも減ると考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

最後になりますが、実は今年がコロナの関係で、結構うちにいることがあって、家をしっかり片づけて、私も実はクリーンセンターへ5回も軽トラで運ぶぐらい家を大分片づけました。これはまだもう少し続くのかなと思いますが、来年の3月から、今持っていているクリーンセンターに、1か所であれこれ下ろせるわけですが、それが2か所になるものですから、細かいことはいいです、概要について、それからひょっとしたら年末だともう混むからということも含めて、4月からこういうふうに変わりますということだけもう一回おさらいしていただきたいと思います。お願いします。

○環境課長（富谷佳宏君）

4月以降の今のごみの出し方、クリーンセンターへの出し方の概要についてでございます。

まず、午前中の中須賀議員の話の中でもさせていただきました。クリーンセンターにおきましては、有料化、ごみの手数料、持込みごみの有料化というのが始まります。したがって、家庭系のごみ、可燃、それから、可燃ごみ、粗大ごみ、不燃ごみ、この3つにつきましては、現在無料で引き取るとるものが、家庭系におきましては10キロごとに100円、有料ということになります。

もう一つ、先ほどの町長からの答弁にございましたように、草木をはじめとする資源物につきましては、令和6年度末までクリーンセンターの敷地内で工事が続くことから、旧焼却跡地のところへ移転するという話をさせていただきます。

これにつきましては、新しく草木類の資源化も行います。それに続きまして、瓶類、缶、ペット、雑誌といったいわゆる資源物を受け取る場所が、現在はクリーンセンターの中で行っております。ただしこれが3年度以降火葬場の建設が本格化する。その後、4年度、5年度で焼却棟の解体工事が始まる。それが終わりましたから、広域環境組合へ持っていくための中継施設と資源物のストックヤードを整備する、それが6年度でございます。その3年、4年、5年、6年度、この4か年で、場内整備がずっと続いていくものですから、今現在、瓶、缶、ペット、雑誌を集めておりますあの場所につきましては、そっくりそのまま内海の旧焼却施設跡地へ移転するという計画をしております。

したがって、クリーンセンターでは、持込みの手数料がかかる有料となるごみ関係、可燃ごみ、粗大ごみ、埋立てごみ、こうしたものについては、令和3年4月からは、クリーンセンターへ持って計量でお金を納めていただく。

あと、資源物は無料ですという話も午前中させていただきましたけれども、草木の関係、瓶、缶、ペットといった資源物については、旧焼却施設の跡地まで持っていっていただきますと、家庭系につきましては、料金はいただきません。ただ、現在も事業系については、全て資源物であっても有料でございますので事業系につきましては申し訳ないですがお金頂きますけれども、家庭系については無料となっています、資源物は。なっておりますので、そうしたクリーンセンターでいけばごみで有料、旧施設へ行きますと資源物で無料、家庭系についてはということですが、そうした使い分けをしていただきましたら、大変ありがたいと思います。

もう一点、年末年始のことも少し山本議員おっしゃっていただきました。非常に年末のごみの搬入は混みますよね。そういった中、もう一つ、クリーンセンターで、3年、4年、5年、6年、4か年は工事が続きます。さ

らには、ごみの持込みというのも引き続き受けなければなりません。そうなりますと非常にクリーンセンターの場内が混み合うということにもなりますので、旧施設へ分けてという形で今回計画をさせていただいたものでございます。ですので、持ち込むごみについて仕分をしていただいて、用途に応じて持ち込んでいただくという形ができれば、それが浸透すれば一番いいのかと感じております。

そうしたことで、6年度末までに整備が終わりますと、火葬場はもう4年から供用開始になります。そして、6年末までのところを見ますと、焼却施設はなくなりそこに中継施設と資源物、新たに瓶、缶、ペット類も含めた資源物を置く場所を造りますので、6年度末、7年度からは全部一つでクリーンセンターへ持ち込めるように現在計画を進めておるところでございますのでよろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

これで、私の質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、山本辰見議員の質問を終わります。山本辰見議員は自席に戻ってください。

〔1番 山本辰見君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで、換気のための休憩を取ります。再開を午後2時ちょうどいたしますので、よろしくお願いいたします。

〔午後1時48分 休憩〕

〔午後2時00分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

7番 大寄暁美議員の質問を許可します。大寄暁美議員、質問してください。

〔7番 大寄暁美君 登席〕

○7番（大寄暁美君）

こんにちは。7番 大寄暁美です。議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、不要不急の外出を避ける自粛期間が約3か月続きました。その後も収束のめどもなく、感染予防に気をつける生活が続いています。このような状況において、重症化するリスクが高い高齢者の方は、外出を控えたり、地域の様々な活動が休止となったりしたこと、運動不足や人とのつながりが希薄になり、体力の低下をはじめ認知症や要介護のリスクが高まると言われています。

今回、この質問をするに当たり、再開を始めた幾つかの高齢者サロンに参加させていただきました。そこで、高齢者の方に自粛中どう過ごされていたかをお話を伺ったところ、自宅で運動を心がけていたという方も見えましたが、テレビを見る時間が増えてしまったという答えも多くいただきました。

そこで、コロナウイルス感染防止対策を踏まえた地域での高齢者の健康づくりや支援について質問いたします。

1、コロナ禍における地域での高齢者支援について。

1、高齢者の健康実態調査について、自粛期間において高齢者の運動の有無や、体力の低下など実態を調査することが今後の支援を行う上でも重要かと思えます。高齢者の健康について実態を把握していますか。

2、高齢者サロンなどの住民主体の通いの場の取組について、高齢者サロンを含めた通いの場の取組について

は、厚生労働省は、地域包括ケアの推進や介護予防、健康寿命の延伸につながると効果を認め進めています。介護予防、要支援や要介護にならない取組は、午前の横田議員の質問にありました老人福祉費の削減につながると考えます。新型コロナウイルスにより、高齢者サロンや地域カフェなど住民主体の高齢者支援の活動の取組が困難となっています。現在、徐々に活動を再開していると聞きましたが、高齢者サロン等を開催している住民の方々から問題点や課題など調査していますか。

3、高齢者サロンなど住民主体の通いの場への支援について、町は全面的に支援し、安心して活動していただけるように取り組むべきだと考えます。この点についてお考えを伺います。

次に、コロナ感染防止の対策を必要とする状況の中で、生涯学習や文化的な活動についての質問をします。

2、生涯学習課の業務の一つ、生涯学習の企画、調整及び推進に関することについて生涯学習や文化芸術も福祉と同様、人が豊かに生きるために欠かせないものです。心豊かに活動できたり、子供や高齢者や障害のある人が楽しんだり、古くから美浜町に残っている文化を保存し継承するなど公的な役割は大きいと思います。しかし、今までに経験のないこのコロナ禍で、感染拡大防止に配慮しながらどう取り組んでいくかは課題だと考えます。

1、生涯学習課で主催する企画の開催回数について、今年度は、生涯学習課が主催した企画で、中止や延期を決めているものが多数あると思いますが、昨年度主催した企画の回数と今年度の開催及び開催予定の回数について教えてください。

2、来年度の開催について、来年度の生涯学習課の企画についてお聞きします。感染防止対策を要する中で、開催及び募集の方法など従来と異なる工夫が必要と考えます。どのように実施していくか、考えをお聞きします。

以上で、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

大寄暁美議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、御質問のコロナ禍における地域での高齢者支援についてをお答えし、御質問の2点目は、教育部長から答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

初めに、コロナ禍における地域での高齢者支援についての御質問の1点目、高齢者の健康実態調査についてでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、高齢者サロンも活動を休止しておりましたが、感染防止等の対策を講じながら3分の1ほどの高齢者サロンが再開をしております。

高齢者の健康状態等の実態につきましては、保健師が再開した地域のサロンを訪問し、聞き取り調査を実施しており、サロン活動が再開される前までの間、外出を控えていたため筋力の低下や認知症の進行が心配であるとの報告を受けております。

次に、御質問の2点目、高齢者サロンなどの住民主体の通いの場の取組についてでございますが、高齢者サロン等の登録ボランティアグループに対し、生活支援コーディネーターが複数回のヒアリング調査を、美浜町社会福祉協議会が10月にアンケート調査を行い、課題と問題点を把握しております。

課題としては、自粛によるつながりが希薄になることが挙げられます。つながりを継続するために、ボランティアグループの役員による個別訪問や電話による健康状態の確認を行っております。

問題点としましては、今までのように気軽に集まることができないことが挙げられますが、サロン活動を再開する際には、新しい生活様式に基づく消毒方法をはじめ、感染症予防に対応する講習会を地区担当保健師が実施

し、安全な活動の再開に向け支援をしております。

しかしながら、美浜町の感染者は少ないものの、多くの都市での感染拡大が連日報道され、再び休止の判断を行う高齢者サロンもあり危惧をしております。

次に、御質問の3点目、高齢者サロンなどの住民主体の通いの場への支援についてでございますが、6月15日から公民館の利用が再開したことに伴い、高齢者サロン等に携わるボランティアグループの代表者に対し、安心して活動ができるように感染症防止の観点から、保健師による消毒研修と生活支援コーディネーターによる活動自粛期間における地域でのつながり方等の講習会を実施しております。

今後は、美浜町社会福祉協議会とともに情報交換会を開催する方向で調整を進めており、引き続き支援を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

〔降壇〕

○教育部長（夏目 勉君）

次に、生涯学習課の業務の一つ、生涯学習の企画、調整及び推進に関することについての御質問の1点目、生涯学習課で主催する企画の開催回数についてでございますが、昨年度主催した企画の回数は、ふるさと歴史教室などの生涯学習講座をはじめ15事業で、今年度の開催及び開催予定の企画の回数は、成人式をはじめ3事業でございます。

次に、御質問の2点目、来年度の開催についてでございますが、感染防止対策を要する中での開催及び募集の方法などにつきましては、近隣市町の開催方法などを参考にするとともに、参加者の定員を減らすことで会場に十分なスペースを確保した中での開催や、参加者の入場時の消毒、検温の実施及び体調チェック、参加者名簿の作成や会場の換気の時間を設けるなどの対策を講じた上で、開催してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大岩 靖君）

再質問ありますか。

○7番（大寄暁美君）

再質問を一つずつさせていただきます。

まずは、答弁の中の保健師の聞き取り調査では筋力の低下や認知症の進行などの心配があったとのことですが、私が高齢者とお話ししたところ、第一声に寂しかったと答える方がいらっしゃいました。人と会えない、外出できないストレスが精神的な面、例えば鬱症状などが出るのではと心配されます。鬱症状など精神面に影響があるという報告はありませんでしたか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

保健師が聞き取り調査をした中で、今議員のおっしゃったような精神面であるとか、鬱状態であるというそういう報告までは受けておりません。

○7番（大寄暁美君）

今の話を聞いて安心しました。かつて経験のないこのコロナの自粛ということで、普通の一般の人でもやっぱりコロナ鬱、コロナ疲れという言葉がよく聞かれましたので、今後もいろいろ調査していった鬱症状など出ないことをお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

現在もまだコロナの感染者の人数が急増しております。コロナの終息のめどは立っていません。まだまだ活動が制限される中で、前お聞きしたと思うのですけれども、高齢者の体操のDVDがあるという話を聞いたのです

が、現在、高齢者が自宅などで一人で運動に取り組めるようなパンフレットやDVDなどを配布していますか。
また、体操の動画などインターネットを利用して配信するなどの支援はありますか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

高齢者が自宅で行う体操がDVDですか動画配信でありますかという御質問です。

まず、高齢者が自宅で行う体操としましては、元気モリモリいきいき体操といいまして全町民対象ですが、福祉課が配布をしております、DVDですね、CDもあります。こちらは、現在約280名ほどの方に配布ができております。この体操は、現在の介護保険計画を策定するときに、高齢者の方にアンケートを取るのですけれども、そのときに転倒予防が非常に75歳を超えると高いということ、それから後期高齢者医療では、本町ですと入院、入院外合わせて骨折が2番目に高いです。それで、まず地域包括ケアシステムの推進協議会というのがございまして、そちらの介護予防部会というところで一体何が必要なかということを考えましてこちらの体操を作ったということになります。こちらで、高齢者の支援を現在行っております。

○7番（大寄暁美君）

確かに骨折で入院したことから認知症とかが始まるということも聞きますし、コロナウイルスの影響が長期化しても、高齢者が自宅で健康づくりに取り組める、心身の健康を維持するということができるということを知って安心しました。今後も支援をお願いいたします。

次の質問に移ります。

自粛中に、ボランティアの方々が個別訪問や電話による健康状態を確認されたとのことですが、広報みはまにもボランティアの方が絵手紙を送るなど記事が掲載されていましたが、つながりを継続するための取組についてもう少し詳しくお話いただけますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

自粛中におけるボランティアの方々の個別訪問等に関する状況でございます。

地域のボランティアの方々が、サロン等の参加者等の方々とつながりを維持するために、様々な取組をしておりますのでその一部を御紹介させていただきます。

あるサロンでは、手作りのチラシを作成し、月の初めにボランティアの方が自転車で参加者の御自宅へチラシを配布したり、また、ほかのサロンでは、サロンの予定表とヒマワリの種といったものを参加者の御自宅のポストへ届けたり、また、体操のサロンでございますが、運動不足が心配をされる中、はがきでその体操の紹介をし、自宅で運動ができる。そういう健康管理を意識していただけるように働きかけたということも伺っております。また、ほかのサロンでは、10月より再開をいたしまして、時間を短く3密を避け実施をしているという報告も受けております。

○7番（大寄暁美君）

本当にそれをボランティアの方々が、自分から考えて行っていたということは、本当にすごいことだと思いますし頭が下がる思いです。

今回、高齢者サロンに、私も幾つか参加させていただいたときにたまたまかもしれませんけれども、一つのところが体温計を使っていなくて、消毒はあったのですけれどもそのまま入ということがあったのです。体温計を使っているところも団体で持っているわけではなく、社会福祉協議会からそのとき借りてまた返しているという話を聞きましたが、それぞれの団体が体温計を持っているか持っていないかということの調査はしていますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

体温計の有無につきましては、社会福祉協議会が把握をしております。

今議員がおっしゃったように、この10月から貸出しについてですが、社会福祉協議会から助成金を利用して購入したり、もしくは、社会福祉協議会から借りたりそういうことをしております。

また、申出がございましたら保健センターでも貸出しをさせていただく予定であります。

○7番（大寄暁美君）

あと体温計のほかに、今日新聞で載っていたと思うのですが、加湿器というのがとても効果があるというのが載っていました。あと、ウイルス除去の空気清浄機などいろいろな効果が最近言われるようになりましたが、そういうものに関して貸出しするということは考えていませんか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

加湿器を貸し出すことは考えていませんかという御質問だったと思います。

加湿器ですけれども、この11月に国が、温度が低いとせきなどで出た飛沫が空気中に長く漂うということで、加湿器を換気とともに使用することが効果的ではないかということで推奨をしているというところでございます。

そのため、現在はもちろんサロン用の加湿器というのはございませんけれども、サロン活動の自粛の声は今現在聞こえてはありますが、その実施状況だとか町の予算等を考えながら今後、検討をしていきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

今の話聞いて安心しました。ボランティアの中で、もう自宅を持ってこようかと話している方もいらっしゃいましたので、なるべくそういう苦勞をかけないようにしていただけたというのはありがたいと思います。

先ほどの答弁の中で、高齢者サロンの問題点として、気軽に集まることができないということでしたが、私が参加したサロンでも、せっかく再開しても時間の短縮や、今までのようにおしゃべりができない、たくさんの参加者が誘えないということで、なかなか参加者が以前のように集まらないという話を聞きました。

そんな中で、ボランティアの方々は、開催時期、場所、感染予防の環境など問題点や迷いや不安を抱えながら手探りで活動を勇気を持って続けていただいています。ささいなことですが、机の並べ方一つでも悩んでいらっしゃいました。そのようなときに相談できる窓口があれば、活動が充実し後押しができるのではないかと思います。ボランティアの方が気軽に相談できる相談窓口は考えていますか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

サロンの開催について様々な問題があると思います。例えばコロナウイルスの感染症について疑問な点、様々なあると思いますが、その点につきましては保健センターで承ります。

そして、活動自体においては、社会福祉協議会で窓口を持っておりますので気軽にお声がけをしていただければと思っております。

○7番（大寄暁美君）

今話を聞いて安心しました。ぜひそのように窓口を分けて使うということでしたら、そのことを確実にそれぞれサロンのボランティアの方に伝えていただけたらと思います。

あとは、サロンの開催場所についてなのですが、建物が古いため窓が開かない、コロナで3密を避けなければならないのに狭いなどという場所の問題というのがすごく今回浮き彫りにされたかと思っています。そのような問題も把握していただいて、なるべく解決に近づけていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

○健康・子育て課長（宮崎典人君）

例えば建物の問題等に関しましては、それぞれの管理している所轄がございますので、ただ、我々保健センターであっても、社会福祉協議会であっても構いませんのでお声がけをしていただければそこへつないで、解決に

向けて対応を図っていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○7番（大嵯暁美君）

ボランティアの方が聞いたら喜ぶと思います。

ボランティアの方々と話をしていると一生懸命感染予防に努めていても、感染するかもしれないけどと話していただきました。コロナはまだまだ猛威を振るっています。その中で、感染のリスクを抱えてもボランティアで開催されているということはエッセンシャルワーカーと同様、称賛に値することだと思います。もし感染が発生したとしてもそのことを責めない、詮索しないという町もつくっていきたいと思います。

では、次は、生涯学習について再質問をいたします。

先ほど答弁の事業数ですが、事業によっては、成人式のような1事業1開催のものもあれば、寿大学のように1事業で数回開催するものもあると思います。昨年度と今年度の開催数を教えてください。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

昨年度と今年度の開催回数ですが、生涯学習事業の開催回数は、昨年度が63回、今年度につきましては6回の開催を予定しております。

○7番（大嵯暁美君）

今年度の開催数は、新型コロナウイルスの影響があつて少ないということは理解できますが、近隣市町の開催状況はいかがでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

今年度の近隣市町の開催状況でございますが、武豊町では生涯学習事業の年間の開催予定が73回、うち開催、開催予定が38回となっております。南知多町では年間の開催予定が40回、うち開催、開催予定が20回となっております。

○7番（大嵯暁美君）

ちょっと今お聞きして、他市町というか、2町が多いな、よくやっているのだなということを感じました。

今年度は多分、感染予防を重視し用心して開催を中止し、その結果、比較してみると少なくなってしまったということかと思います。開催の中止、延期などの判断基準は、来年はちゃんとやっていただけるということでしたので少し来年は緩めていただけるということでしょうか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

今年度の開催予定の3事業につきましても、先ほど教育部長が答弁いたしました対策を講じながら開催してまいりたいと考えております。

判断基準を緩めるというよりも、近隣の市町の状況や新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら、感染予防対策をしっかりと講じて開催してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○7番（大嵯暁美君）

今のことを聞いて安心しました。とてもやっぱり心待ちにしていらっしゃる、今本当に外出機会が少ないので、そういう機会が増えるということは、喜ばれる方が多いかと思います。

今回、コロナの影響でオンラインということの可能性が広がったとも言えます。私自身もオンライン会議やオンラインのライブ講演会というのを聞かせていただきました。オンラインによることで、逆に多くの方に参加していただくことが可能になるのではと思います。

来年度は、感染防止対策をしながら開催していくとのことですがその中で、オンラインによる講演会や演奏会などを検討する考えはありますか。

○生涯学習課長（谷川雅啓君）

オンラインでの事業開催についての質問でございますが、密にならないということであればオンラインの開催も効果的だと考えます。特に寿大学での高齢者を対象とした講演会や音楽イベントなどは、多くの人の視聴が可能になると思います。問題点を洗い出しながら前向きに検討してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○7番（大寄暁美君）

オンラインでも、自宅じゃなくても各地で画像を拾ってみんなで見るということは可能ですので、ぜひやっていただけると今、講演会費、講師のお金がたくさんかかると言いますが、例えば2町で1人の人を呼んでそれを2町で流せば講師料が半額で済んだりとかという利点もあるかと思しますので、そういうのを活用していただけるといいかなと思います。

今回、コロナ禍での介護予防や生涯学習事業をどう継続していくかについて質問させていただきました。中止するという方法ではなく、感染拡大防止を図りつつ新しい生活様式に対処した在り方で続けていくということが大切だと考えております。

ちょっと早いですが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、大寄暁美議員の質問を終わります。大寄暁美議員は自席に戻ってください。

〔7番 大寄暁美君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、本日の町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

明日12月4日は午前9時より本会議を開き、引き続き町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午後2時31分 散会〕

令和 2 年12月 4 日（金曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 2 年 12 月 4 日（金曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 3 号）

日程第 1 町政に対する一般質問

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程と同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 岩 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（14 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君
企 画 課 長	戸 田 典 博 君	税 務 課 長	山 本 圭 介 君
住 民 課 長	藪 井 幹 久 君	福 祉 課 長	三 枝 美代子 君
建 設 課 長	茶 谷 昇 司 君	都 市 整 備 課 長	宮 原 佳 伸 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（2 名）

議会事務局長	日 比 郁 夫 君	主幹兼議会係長	森 秀 雄 君
--------	-----------	---------	---------

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。今朝も気持ちいい朝を迎えました。

この 12 月定例会ですが、皆さん御存じのように、別室にてこちらの議場内の映像を流しております。我々の議会を一人でも多くの方に見ていただくという試みで、別室で映像を流しておるわけではありますが、昨日も 5 名の議員の方が一般質問していただきました。本日は 2 名を予定しております。

我々のこの議会というものは、一般の方々にも一人でも多くの方にやっぱり理解して見ていただきたいなとい

う思いで今回試みたわけですが、どうか議員の皆様方にも、執行部の皆様方にも、一般の皆様方が見ておるということを常に頭に入れながら発言、回答、答弁をしていただきたいという思いでお願いいたします。本定例会もそうですが、この議会を皆様方共々、全集中でやっていきたいと思いますので、よろしく御協力をお願いいたします。

会議に先立ち、お願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願いいたします。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

本日の会議に、知多半島ケーブルネットワークのテレビカメラの持込みを許可しました。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 町政に対する一般質問

○議長（大岩 靖君）

日程第1、町政に対する一般質問を行います。

本定例会には7名の諸君より質問の通告をいただいております。本日はそのうちの2名の一般質問を行います。通告の順に質問を許可いたしますが、質問時間は答弁等全ての時間を含めて50分以内とし、関連質問は認めないこととします。

初めに、議長からお願いを申し上げます。

会議規則において、「議員は、議会の品位を重んじなければならない。」とあります。議員の皆さんにおいては、議会の品位や議員の名誉を傷つけるような発言をしないよう、品位と節度ある質問をお願いします。また、執行部の職員においても、誠実で簡明な答弁をされるようお願いいたします。

最初に、3番 森川元晴議員の質問を許可します。森川元晴議員、質問してください。

〔3番 森川元晴君 登席〕

○3番（森川元晴君）

皆様、おはようございます。

昨日は、議員の皆さんからごみの問題やら企業誘致の質問等が出ていました。私も建築屋やっけていまして、本当にこのごみにお金がかかるなというようなことを、昨日も答弁を聞いて痛感しておるところでございます。

また、昨夜も何でこんなにすばらしい美浜町に人口がだんだん減っていくのかなというようなことも考えていまして、ふと2014年でしたか、日本創成会議というのが行われまして消滅可能性都市というのが、その当時全国の市町村が1799ぐらい、今はもっと減っています。もう大分消滅しちゃったのかなというような感じで減ってい

ます。その中で、896の自治体、市町村が消滅すると、美浜町もその中に入っていたと大変衝撃的でありましたが、何でもこの美浜町が、また、反対に消滅しない都道府県というようなことも発表されていました。その中で、愛知県は消滅しない都道府県のナンバーワン、東京都や神奈川、滋賀を抑えてナンバーワンでした。人口も増えていく、産業も発展していく、そんなような地域で、何でもこの美浜町だけが、そんなようなことを思いながら、昨日はちょっと寝不足になってしまいました。

そんなことを思いながら、今回のテーマとしては、やっぱりこの既成市街地、今は少子化が進んでお年寄りの人がそういうところに住んでいるわけですが、何とかそういうふうな、やはり土地というのは財産でありますので何とか利活用して、不動産でもありますので何とか価値のあるような、そんな地域ができないかなということと、もう一つは我々の次の世代の人にちょっとでも負担を軽減したい、そのような思いがあって今回の質問とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告質問をさせていただきます。

1、人口減少と既成市街地再建計画の関係について。

交流人口増加を推進するためのイベント的な事業は、各担当部署にて多方面で進められ、住民、団体の協力を求めています。将来、次世代の負担軽減を見据えた住環境整備、既成市街地整備等、住民の生命、財産に直接関わる事業は先延ばしされていると感じています。住み慣れた地域、旧既成市街地における土地、空き家等の利活用、また、転出を防ぐための政策、整備について伺います。

(1) 過疎化の要因について、旧既成市街地の過疎化が進む地形の要因、特徴は何と考えますか。また、広大な敷地があるにもかかわらず、住居等建築物が建てづらい原因はどう考えますか。

2 番目です。地域の整備状況について、平成29年度頃に地域の整備要望があった2地区、布土、野間、その整備内容とその後の進捗状況について教えてください。

大きな2番です。4メートル未満の道路について。

火災など災害等で緊急車両等の通行の妨げとなる2項道路、これはちょっと専門的になりますけれども、みなし道路ともいいますが、含む4メートル未満の道路を行政は把握していますか。また、4メートルの道路幅を確保するための施策について教えてください。

大きな3番です。既成市街地の区画整理事業について。

山林を削り自然を壊すような区画整理事業より、住み慣れた場所を住みやすい環境に整備し、空き家等も有効活用する区画整理等の再建計画は実現可能な事業と考えますか。大変難しい問題だということは認識していますが、今の行政の考え、また、どのような方向を示すのか教えていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上で、壇上での質問とさせていただきます。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

皆さん、おはようございます。また今日もよろしくお願いいたします。

森川元晴議員の御質問にお答えをします。

初めに、人口減少と既成市街地再建計画の関係についての御質問の1点目、過疎化の要因についてでございますが、本町の既成市街地は、もともと荷車が通ればよかった地道を中心として、都市計画法や建築基準法の法

規制以前から敷地いっぱいに建築された建物で形成されている町並みが多く残っているという特徴がございます。そのため、道路幅員が狭く、自家用車での移動を中心とする近年においては、通行に不便を来している例も多くあります。他地区への転居の選択や建築が妨げの要因の一つになっていると考えられます。また、近年においては、既成市街地内の空き家が課題となっており、町の様子が変化しない要因の一つになっております。

本町においては、平成30年度に空家等対策計画を策定し、空き家及び空き地の利活用、除去等への様々な補助メニューを用意し、また、防災上必要な空き地の確保のため、寄附等による土地の提供を受け入れるなどの対応をしております。現状としましては、多くの空き家が相続等様々な問題を抱えており、即時に解決する成果には至っておりません。

次に、御質問の2点目、地域の整備の状況についてでございますが、平成28年度に市街化区域における既成市街地の現状把握及び課題の抽出を行い、地区別の道路整備構想を策定いたしました。翌29年度に各区でのヒアリングを経て、布土地区及び野間一色地区において、具体的な拡幅路線の検討を行い、30年度には一色地区において路線周辺の現況測量を実施しております。しかしながら、実際の事業実施には家屋や構造物の除去を伴うなど多額の事業費を要するために、着手には至っておりません。

事業を進める手法の一つに面的整備を伴うものがありますが、居住者等地権者と町の負担が大きいなど課題が多く、容易には進めることができませんが、将来を見据え必要な事業であると認識しております。

次に、4メートル未満の道路についてでございますが、まず、御質問の2項道路について御説明をさせていただきます。

建築時の道路の定義につきましては、建築基準法第42条第1項で、幅員は4メートル以上のものとされておりますが、第2項において、幅員が4メートル未満の道路であっても町が指定したものは、その中心線から2メートルの線を境界線とみなして、道路扱いするというものでございます。

本町における幅員4メートル未満の道路は、令和元年度末現在で町道認定されている約41万7,000メートルのうち、77.6%の約32万3,000メートルが該当しております。道路の幅員は一定ではないため、部分的に4メートル未満の箇所があるなど、その路線が緊急車両の通行が可能かどうかは、現地を確認しながら把握していくこととなります。また、4メートルの幅員を確保する施策としましては、家屋の建築や擁壁等の設置時の道路後退、いわゆるセットバックによって道路中心線から2メートル後退していただき、今、幅員確保に取り組んでおります。

次に、既成市街地の区画整理事業についてでございますが、美浜町都市計画マスタープランの市街地整備の方針においても、市街地においては、居住環境の向上や生活道路の改善、防災等の安全性の強化、商業の活性化、未利用地の計画的宅地化の誘導を明記しており、将来の美浜町に必要な取組と捉えております。具体的な事業化につきましては、居住者や地権者の御理解と御負担が不可欠であるとともに、事業費も多額となるため、今後、実現に向けて皆様共々検討を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で壇上での答弁を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。

○3番（森川元晴君）

過疎化のお話であります。昨日の答弁の中にも期待が持てるようなお話がありました。やはり町の施設等を再生して、サテライトオフィスや研究所等、今このコロナ禍ということで、都会を離れて静かな自然豊かな環境

で気持ちよく住んで仕事をするというのが、新しい仕事スタイルになっていくのではないかなと思っております。そんな時期に、今、大変いいタイミングではないかなと思っております。

やはりこの美浜町というのは、そういう自然等に、決して交通機関が悪いわけでもない、本当に自然に恵まれ、仕事もしやすい環境ではないかなと思っていますので、昨日も企業誘致等のお話もありましたが、ぜひ職員の皆さん、また地域一丸となって企業を誘致する、そんな活動を早急にしていきたい、そんなようなことを感じて昨日は聞いていました。これは質問ではありませんので、そんなようなことをぜひ、過疎化ということにそういうふうなものをやっぱり持ってきていただきたいなということを感じております。

それでは本題ですが、なぜ建物が建てづらいのか、既成市街地において。これは今、町長が述べましたいろいろな規制もありますが、やはり用途地域における用途規制とか先ほど言ったセットバック等後退用地の問題、いろいろ建築基準法には道路斜線やら日影斜線等、議員の中には、荒井議員は建築士でありますので、分からないことは荒井議員に聞いたらいいかなと思います。様々な大きな敷地があるにもかかわらず、やはり理想の自分たちが思うような建築物が建てられない、これが今の既成市街地ではないかなと思っております。

そこで、私が一番難題というのか思っていることを言いますと、今の斜線の問題もありますが、やっぱり境界の問題というのも大きな問題ではないかなと思っています。今、実際に建物を建てようと思ったときに、皆さんも旧市街地を歩いて分かるように、境界いっぱい建っている塀とか建物、先ほど町長言いましたが、その時代はよかったのかもしれませんが、今、自分の車を自分の屋敷に入れるだけでも難儀をして入れるようなそんなような状態になっています。

そこで、質問であります。やはりその境界で、行政側、担当部署にいろいろな質問や苦情が来ていると思いますが、どのような内容が住民から寄せられていますか。

○建設課長（茶谷昇司君）

ただいまの御質問ですけれども、建設課に、やはり道路管理という部署になりますので苦情が寄せられています。最近多いのは、新しく美浜に越されてきて家を建てたはいいのですが、そこへ行くまでの道路がやはり狭い。昔から住んでいる方は自分の敷地ということで、家の前にプランターやら何か物を置いたりされているので、それが邪魔で通れないというような苦情はよくいただいております。

○3番（森川元晴君）

そうですね、狭いところをまたなおさら狭くしているような、越境するようなブロック塀とか、逆言うと、樹木等もそうですね、敷地内で個人の敷地から道路にはみ出ている、下手するとこれは昔、口約束で決められた境界なのか分かりませんが、現況とその公図、要するに公的な境界線とかなり誤差があるというのが、今の旧市街地における現状ではないかなと思っています。

そこで、そういうような場所に、例えば幾ら大きな敷地があったとしても、今現在住んでいる人たちはお年寄りの人が多いわけですが、その子供、孫たちが、じゃそこに住むのかというふうな気持ちになるかということですが、これははっきり言うとならないと思うのです。じゃ、どうしたらいいのだということです。せっかく土地がある、先祖代々から守られてきた土地をやはり使っていただきたいというのは、親の望みでもあると思っています。社会情勢や仕事の都合で移っていくとか、そういう話ではありません。やっぱり極力自分たちの土地に住んでもらいたいという、そのためにどのように、行政としてやれることは何と考えていますか。

○都市整備課長（宮原佳伸君）

様々な課題がそれぞれの家庭にあるわけですが、今、森川議員がおっしゃるのは、既成市街地の中にある程度広い宅地を持っておっても、そこに入っていく道が狭いので建て替えが難しいという話なのですが、そこ

へ入っていく道を広げる方法というのはいろいろな方法が考えられるわけですが、当然そこに至る道路を広げようと思えば、その狭い道に隣接する人の土地を広げないかとなると、その当事者でない方々のそのも住んでおる土地を譲っていただく必要があると、または、その住んでいる家を一部削らないかとかいう問題があります。ですので、個々の宅地のために道を広げていくというのはなかなか難しいやり方かなと思います。

じゃ、地域全体でやる方法というのは、面的整備を伴う方法になるわけですが、当然道を新たに広げることになるので、その土地を捻出するには皆さんの宅地からそれぞれ土地を少しずつ譲っていただく必要がありますし、今住んでいる家を移転ないし取壊しするということが必要になります。そういった御負担とか、土地が減るとか、金銭的な負担というのが伴いますので、手法としては、これまで知多半田の駅前ですとか、現在、武豊の知多武豊の駅前でも行われておりますけれども、なかなか既成市街地を整備するというのは大事業となりますので課題は多くあると思います。

○3番（森川元晴君）

まさしく大事業というか難題事業であるなと思っています。我々も田舎の建築屋でありますので、そういう旧市街地へ行って仕事をやらせてもらったりもしていますが、本当に大きな車を乗り入れることすら難しいような、建てたはいいのだけれども、じゃ、建てるのに人の家の敷地をまたいでいかんととてもじゃないけれども建てられないようなところもいっぱいあります。

そこで、今、課長が言われたように、やはり行政だけでそういう事業を行うというのは莫大なお金もかかりまじ、住民全体の理解ということも必要になってくるとは思いますが、一番大事なことを言いますと、こんなことを言うと地主の人に何じゃいと言われるかもしれませんけれども、やはりその土地というものを生かす、今、地主名義を持っている人たちがその土地を生かす、要するに自分たちの子供や孫のために生きる土地にするという、やはり行政側から地主に協力、支援をしてもらう、そういう呼びかけというのか、計画もしっかりと伝えた上でお話をされて、今こういう事業は取り組んでいかなければ、それこそ先、自分たちの子供や孫たちが、じゃ、それを守りしていけるのかと、使えない土地をどうするのだと、そういうふうなことで、先ほど壇上で言わせてもらったように、結局は先送りしていくというような形になると思います。

そこで、やはり今、先ほど2地区の話もありました。基本的には、町としての財源がないがためにできないというような答えになると思うのですが、それだけ土地を生かす、要するに土地を生まれ変わらせるということで、やはり地主の人も負担をしなきゃいかん……

○議長（大岩 靖君）

森川議員、もう少し質問内容を簡素化でお願いいたします。

○3番（森川元晴君）

ということで、やはりその辺のことを行政はしっかりと、住民、地主の人に今後伝えていっていただきたいと、そのように思っていますが、町としてそのような考えはありますか。

○町長（齋藤宏一君）

今回の森川議員の市街地の再建計画、これは私も、御存じのように13年前まで16年間町長やらせていただいて、都市計画税、これを使ったのは新しい市街地、つまり区画整理事業をどんどんやってきた、これが新しい町の住宅地になったよね。今、子供の多いのはそういうところの地域から子供が通学されて、これが現状です。一番大きな問題は、今森川議員から提案してくれた旧市街地です。これをどう新しい市街地に変えていくかということが一番都市計画の基本になります。ここで指摘されているように、山を削り、あるいは農地を市街化区域にする。じゃ、今までの市街化区域はどうなりますか、過疎化ですよ、今。誰も住んでくれない、若い子はみんな新

しいところへ出ていっちゃうじゃないですか。

だから、いかに旧市街地を若い子が住んでいただけるような、これから、あるいは都会の人たちが来ていただけるような地域にするかということが、この消滅市町村と言われる末端の町村の大きな仕事です。私もそれをつくづく思いながら、今ここへ立たせていただいております。

都市整備課の担当者として、どうやったら旧市街地をみんなが車で入れるような道路計画ができるか。これは、今の政策の中、政治の法令の中では非常に難しいでしょう。彼らは言っています、難しいですよこれは。でも、これは本当の意味の旧市街地を持った田舎の大きなテーマです。これは政治の力、法を変える、ここまでの大きな運動にしていかなければならぬ。じゃ、現状でやれることはあるか、これは長期的な都市計画、将来ここへ道路をこういうふうにやりましょう。私のうちでも入っていけないのです車が。ちょっとここを広げてもらえたら入れるようになる、坪数も広い、こんなに大きな坪数要らん。今住んでいる人は半分でいいと言うよ、親子だけでしょ。おじいちゃん、おばあちゃん、別のところにいるのか、みんな。

そういうことを考えると、やはり総合的な新しい、例えばここは旧市街地なら市街地、どういうふうにも道路を造ったら、計画をつくったら、みんなの町はまた新しいうちを建てやすくなるのですかということでしょう。そのためには道路計画を図上でもいい、今ある道路を、これを生かしながらどういうふうにするかを決めて、これは20年、30年までこの計画でいくのですと将来、そうすれば住まない人はみんな壊してってくれる。そのときには安く提供していただけるようにしようと、これに都市計画税を回したらいいじゃない。そう思って私は、都市計画税を公共施設ばかりに使ったのでは駄目だよ、払っている人たちに還元できるための都市計画税でしょう。南知多は取っていないじゃない、うちが取っているのなら、区画整理やらんようになったら銭余ったでしょう、貯金できたでしょう。そういうのをこの市街化区域で長年払ってきた人たちに還元するのが本来の都市計画税じゃないのか。そう思わないか、でしょう。

それを議会の皆さんが声を大にして、国会議員、みんなで動かすのですよ、これが我々のやる仕事。そうすると、旧市街地をここは将来、10年、20年たったら広がるからということが、夢にはっきり図上に分かれれば建ててくれますよ。低いところは埋めますよ、みんな。海岸端で低いところは誰も買ってくれないじゃないですか、もう。ほんで、おじいちゃん、おばあちゃん、俺が終わったらここはしまいだといってみんな言っていますよ。そういうところは個人で高く埋めているからいいじゃないですか。高く建てていただければ、やるでしょう、それが自分なら。いう形をこれから役場の職員も考えなきゃいけない。行政も考えて政治を動かして、田舎のこういうところを、駅前だけじゃないですよ、半田やらあちらのほうに、旧市街地もそうやれるような政策を法律にしてくれということだと私は今思っていますので、その努力をします。また、皆さんでこれをどんどん言って、奥田なんてどれくらい広い面積でしょう、1軒が。3軒ぐらいは建てられる、これからの人は。そういうことを考えていきましょう。お願いします。

○3番（森川元晴君）

もうまさしく町長が言われた、私も同感しております。

ちょっと今、大きな話になっちゃったのだけれども、もうちょっと具体的な細かい話をお聞きしたい。今日はちょっと防災課がいらないかなと思っているのですけれども、先ほど言った例えば旧市街地で、道も緊急車両も入れないようなそんなところ、2017年でしたか、皆さんも記憶にあると思うのですけれども、新潟県糸魚川市か、あそこでラーメン屋から出火した火が、その町をたしか120棟が全焼したと思います。もう大きな大火災が発生いたしました。あれは本当に火事としては、いろいろ条件はあったと思います。風の条件とか、そういうこともあったとは思っているのですけれども、今、そのように先ほど言った緊急車両等が入れない場所は、万が一、そのよう

な消防車もそうだし救急車もそうなのですけれども、お年寄りが特にそういうところが多いです。すぐに行ける、すぐに対応できる、そんなような体制はできているのでしょうか。

○総務部長（杉本康寿君）

緊急車両の問題でございます。当然、常備消防、非常備消防がございますので、そちらで現在対応しているところでございます。

○3番（森川元晴君）

木造が並ぶところであります。やはり危険な、先ほども言いましたように地震等が起きると建物が倒壊したりとか、ブロック塀が崩れたりというような、そういう危険を帯びたところが旧市街地でありますので、ぜひそういうところは、そこに住んでみえる方が本当に安心して暮らせるような、そういうふうな環境をつくっていただきたいと思っております。

もう全てが関連して、今回の質問、関連していることでありますので、何がどこだというふうなことはありません。もう最後に、町長がお答えしていただいて何も聞くことはないのですけれども、先ほど言われました都市計画税を払っている住民の方、やはり自分たちの住んでいる場所をよくしてもらいたい、環境を変えてもらいたいという思いで都市計画税というものを払っていると思っております。財源、厳しい中ではありますけれども、そういうまちづくりとか、旧市街地も含めたそういう整備、インフラも含めてですけれども、進めていっていただきたいということを思っております。

また、最後になりますけれども、この旧市街地の整備ということではありますが、私は一番大事なことは交流人口を増やすということももちろん大事なことでありと思っています。美浜町を知ってもらう、そういう意味でも大事なことだと思っておりますが、やはり今住んでいる人たちが安心して、治安も含めてですけれども生活できる、そんな環境づくりをまず優先的にすることが、僕は交流人口とか何人口、定住人口とかいろいろなそういう表現の仕方がありますが、私は関係人口、要するに人が人を呼ぶという、そういうまちづくり、そんなようなことが既成市街地を中心としてできないかなということを思っております。ちょっと質問というよりも何か自分の思いをしゃべることが長くなってしまいましたけれども、やはりこの既成市街地というものを本当に整備していかないと、美浜町というのは逆に発展していかないのではないかなと思っておりますが、もう一度町長、最後に町長の思いをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

急に私の思いという質問でございますけれども、先ほど言いましたように、市街化区域、旧市街地これは今言ったような形で、いかに旧市街地でも住んでいただけるようなまちづくりは、今の方法しかないです。道路広げなきゃ誰も来ないのです。そういうことをやれる限り範囲で計画をやっていく、これは先ほど言ったように、国も動かさないかん、県も動かさないかんということだと思いますので、大きな仕事だけれども、これは皆さん、政治家の仕事ですよ。やれば、こういうことに国会議員使うのですよ。法令改正、それが一つ。

それから、今の現状で、美浜に魅力があって美浜へ住んだがいいと言う人たちがいかに増えるかということ、私はこれ美浜ほどいいところないと思っています。これから、今言われたでしょう、あんたが。愛知県は、日本、東京を除いて一番ですよ。港、工業、産業、全部トップですよという県の中で、中部新国際空港がもう2本目だ、次は3本目だと言ってもらえるような、ここは場所ですよ、地盤といい。だから今、中部新国際空港の2本目の滑走路を一生懸命に国へ働きかけているけれども、なかなか厳しい。でも、全国的に見たら、伊勢湾しかありませんから、日本の中核空港は太平洋側でね。しかもどうですか、こういうコロナで、そうですよ。輸出も輸入もストップになったらどうしますか、日本。島国でしょう、陸続きじゃないのですよ。いかに港、飛行機、これが

大事かということは、これからのもうこれ日本の一番の命ですよ。そんな近くにあるこの知多半島が、しかも、三河湾持って伊勢湾も持って、郡内で一番緑が多い。

私も暇があると職員連れて、小野浦南部、もう当然オレンジラインからもうこれは通れますから、もうちょっと何とかならないかということで歩いています。今日も昼から南部へ行きます。あんな山の自然が残されたところ、ないですよ。今、何やっているかという、ああいう生態系をどういうふうにするかが、国際的な問題でしょう、SDGsでしょう。自然と共生、これも私たち美浜町は、30年前から言っているじゃないですか。万博でやったじゃないですか、自然と共生のこれから地球環境をやろうやといって、これが見直されてSDGsですよ。維持可能な地球をつくりましょうが世界中の今スローガンでしょう。半田JCもそうですよね、今、はっきり言って。それモデルをやりましょうと言っているのです、美浜町が。一番いい環境で、一番条件のいいところであって、何が消滅市町村ですか、冗談じゃない。

今、ここへ出てこうとしている大変な企業もあります。ぜひそういうのは、本当にここへ来ていただけるように今努力を内々に進めていますから、ぜひそういう地域に、議員の皆様も大きな夢を持って御協力いただきたいと、そう思っておりますので、森川議員もぜひそういう目で、地域の人にも夢を語ってやってください。お願いします。

○3番（森川元晴君）

私も孫が3人います。ぜひこの美浜町を好きになってもらって、ここに住んでももらいたいと、そういうふうに願っております。そのためにはやはり我々が今できること、やらなきゃいけないこと、後に孫や子供たちに負担を残さない、そんなような思いで頑張っていこうというような思いでありますので、また、先ほどの話じゃないですけども、愛知県美浜町はこんないいところなのだと、愛知県は産業でもナンバーワンなのだと。そんな中で、愛知県内でこんな消滅都市が美浜町や南知多が入るような、そんな格差ができるような、そんな県内の市町村、それはあってはならないということは、ぜひ県に陳情していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、森川元晴議員の質問を終わります。森川元晴議員は自席に戻ってください。

〔3番 森川元晴君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

ここで休憩したいと思います。換気のための休憩を取りますので、再開を10時5分といたします。

〔午前9時48分 休憩〕

〔午前10時05分 再開〕

○議長（大岩 靖君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 鈴木美代子議員の質問を許可します。鈴木美代子議員、質問してください。

〔2番 鈴木美代子君 登席〕

○2番（鈴木美代子君）

議長の許可がありましたので、あらかじめ議長に提出しました一般質問通告書に基づいて順次質問をさせていただきます。当局の明確なる答弁を求めるものであります。

1番は、介護保険料の改善についてであります。

お年寄りにとって介護保険料、国民健康保険料などは高くなると大変で、毎日の生活の大きな負担になります。8期の介護保険料については、ぜひ大幅な引上げはしないでほしいとまずもってお願いする次第でございます。8期の保険料の基準額はどれぐらいを予定していますか。現在、基金は幾らありますか。この基金を使って保険料を安くできないでしょうか。介護保険料を算出するその仕組みを教えてください。

美浜町は、高齢化が進み保険料が高くなることが心配です。介護給付費の伸びは、導入時の平成12年度と比べてどのぐらいありますか。次の第8期の事業計画での介護予防はどんなことを考えていますか。筋力アップをさせて体を強くするために何が必要ですか。8期の……

〔発言する者あり〕

○議長（大岩 靖君）

鈴木議員、通告書に基づいて質問してください。

○2番（鈴木美代子君）

はい、通告書を読んでいるのですけれども。

次の8期の事業計画を立てて保険料を算出するのでしょうかけれども、その8期の事業計画での介護予防はどんなことを考えていますか。

次、2番です。国民健康保険税の改善について。

一般会計からの法定繰入れを増やして、国民健康保険税の引上げを行わず、町民が払える国民健康保険税に下げることはいませんか。

最後になりますが、補聴器の問題です。補聴器購入助成制度の実施を。

加齢性難聴者が、難聴のために日常生活上コミュニケーションが困難になり、鬱病や認知症の原因になる危険性も指摘されています。日本での補聴器の使用率は、欧米に比べて極めて低い。補聴器の価格も日本では欧米に比べて極めて高く、これが使用率を低くしている最大の要因となっています。

そこで、本町においての中等度以上の加齢性難聴者を対象とする補聴器購入制度を実施しませんか。

以上で、壇上での質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

答弁を求めます。町長。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

鈴木美代子議員の御質問にお答えします。

鈴木議員、通告書の内容で答弁だけやりますので、また何かあったら追加をお願いします。

初めに、介護保険料の改善についてでございますが、介護保険給付費準備基金の残高につきましては、令和元年度末で約2億8,193万円でございます。

次に、この基金を使って保険料を安くできないかについてでございますが、介護保険の財源構成は、介護サービス総費用のうち50%を公費、23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者で賄うことになっております。介護保険料基準額は、介護サービス総費用のうち第1号被保険者23%分を第1号被保険者が1人当たりで負担する月額でございます。

次期3か年計画においても高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数の増加が見込まれ、介護サービス総費用も増えると予想されますので、美浜町介護給付費準備基金の設置及び管理に関する条例第6条第1項第5号により、第1号被保険者の保険料を軽減するために介護保険給付費準備基金を取り崩して、介護保険料基準額の

大幅な引上げとならないよう保険料の設定をしまいたいと考えております。よろしくお願いします。

次に、国民健康保険税の改善についてでございますが、昨年12月議会において同様の内容の御質問をされ、その際に、本町の財政状況は非常に厳しいことから、一般会計から国民健康保険特別会計への法定外繰入れはできない旨の答弁をしております。

現在、本町の財政状況は引き続き厳しい状況でございます。この状況が改善されない限り、一般会計からの法定外繰入れについては難しいと考えております。したがって、繰入れにより国民健康保険税の引下げを実施する考えはございませんので、よろしくお願いします。

次に、補聴器購入助成制度の実施をについてでございますが、高齢者は、一般的には加齢に伴い身体能力が徐々に低下し、日常生活において様々な支障が生じます。このために、介護保険制度により要介護状態等の高齢者に対し、介護サービスや福祉用具に係る給付等を行っております。介護保険制度の福祉用具としては、車椅子や歩行器、腰かけ便座、入浴補助用具などが貸与等の対象とされておりますが、補聴器につきましては、眼鏡や義足などと同様に体の一部の欠損、または低下した機能の補充を主たる目的とするものであることから、貸与等の対象とはされております。

なお、18歳以上の聴覚障害の身体障害者手帳を所持しておられる方及び難病患者の方については、障害者総合支援法に定める補装具として、補聴器購入等の費用を対象とした国の補助制度がございます。申請手続により補装具の購入等の費用が支給されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、壇上での答弁を終わらせていただきます。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

再質問はありますか。着座のままでいいですよ。

○2番（鈴木美代子君）

介護保険料の算出の仕組みをちょっと分かりやすく教えてください。

○福祉課長（三枝美代子君）

介護保険料の算出でございますが、介護給付費及び地域支援事業費の23%に調整交付金の差額を加え、基金の取崩しを加味した金額が保険料収納必要額となります。保険料収納必要額を予定保険料収納見込率で割り、被保険者数で割った額が1人当たりの保険料になっております。

第7期の介護保険料では、3年間の保険料必要額を約12億8,854万4,000円で見込んでおり、この額に99.4%の保険料収納見込率で割り、3年間の被保険者数の合計2万1,180人で割った金額が1人当たりの保険料6万1,200円となっております。月額12か月で割り、5,100円となっております。

○2番（鈴木美代子君）

そうすると、8期はそれに従って計算をすると、まだもちろん幾らと分からないかもしれませんが、おおよそどのぐらいになりそうですか。

○福祉課長（三枝美代子君）

ただいまの計算方法で、第8期の今、計画を策定中ですが、おおよそ5,200円から5,300円で抑えられるように考えております。

○2番（鈴木美代子君）

5,200円から5,300円にということですか。

それできっと精いっぱいなのだろうと思うのですけれども、一応、町民に説明するところから始めたいと思う

のですが、それ以上は低くすることはもうできませんね。できますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

先ほども町長からの答弁もありましたが、安くするというのではなく、基金の取崩し等で大幅な値上げにならないようにという計画を立ててまいりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

今の話で保険料を下げるのが難しいのは分かりましたけれども、もう一度考えて、保険料を下げる方法はないですか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

繰り返しになりますけれども、何とか大幅な引上げにならないように、今ある基金を取崩しをしながら計画を立てていきたいと考えておりますので、御理解いただきますようによろしくをお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

国保税も美浜町は高いと思うのですが、他の市町と比べてどうですか。

○住民課長（藪井幹久君）

国保税の1人当たりの税額とかそういったもので比較してみましても、知多管内、さらには愛知県内でもすごい高いという部類ではなくて、54市町村ある中の大体20位から30位、そのあたりと、新しく30年度以降でもそのあたりを推移しておりますので、決して高いとは考えておりません。

○2番（鈴木美代子君）

国保税と介護保険料とやっぱり一番お年寄りにとっては負担が大きくなると思うのですが、何とかしてお年寄りの希望というか、安心感を持たせてあげたいと思うのですが、そのためにも今、介護保険でやろうとしている事業、あるいは国民健康保険の事業の中の何とかお年寄りが元気になるための事業を、どんなことを考えてみえますか。

○福祉課長（三枝美代子君）

第8期の介護保険事業計画において、重要・重点施策というところで考えているものですが、今後、高齢者の増加は防ぐことができませんが、高齢者の自立支援や重度化防止に向けた取組の強化により、給付費の増加は抑えることが可能であり、ひいては保険料の急激な増加を抑えることにもつながります。

そこで、今年度末に算定予定の高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画では、次の2点の施策において重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

まず第1点目は、高齢者の生きがいづくり及び社会参加の推進です。農福連携の基盤整備を行い、高齢者の社会参加を推進するとともに、スポーツ教室や老人クラブ活動、ボランティア活動など人と人とのつながりを通じて生きがいや役割を持って生活できる地域づくりを支援してまいります。

2点目は、リハビリ専門職と連携して筋力アップ体操を普及させるなど、効果的な介護予防を推進してまいります。住民主体の通いの場による介護予防活動を促進するために、町内病院の理学療法士や町保健師が中心となり作成をした元気モリモリいきいき体操、こちらの普及や、リハビリ専門職が同行し自立に向けたケアプランをケアマネジャーが作成するなど、地域における介護予防の取組の機能強化に努めてまいります。

本計画におきましては、生涯活躍のまちを目指し、住民が役割を担い健康寿命を伸ばし、できないことを考えるのではなくできることを最大限に生かし、高齢者が生き生きと生活することで介護給付費の抑制につなげていきたいと考えております。

○住民課長（藪井幹久君）

国民健康保険の医療費等を何とかならない、削減できていかないかという施策につきましては、医療費は、一般的には健診、早期に発見をしてということしていくのが、データの的には早期に発見すれば医療費が減っているというようなことがございますので、それを目指していきたいと思っております。

さらには、先ほど介護でも話をされたようなことも医療費の削減にはつながっていきますので、そういった健診から介護の関係ですとか、保健センターの事業につなげていってという形でお願いをしていく、新たにまた今後も考えていきたいとは思っておりますが、財政的に非常に厳しい状況もございますので、そういった効果的なつながりを持って行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

課長が申し上げた全くそのとおりなのですが、齋藤町長に代わりまして、町長が独自に考案しています就寝整体呼吸法という、呼吸で健康になるという体操も展開してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（齋藤宏一君）

職員が一生懸命答弁してくれたわけですが、最後に私のことが出てきましたので。

スローガンはやはり「みんなが健康長寿」です。介護を受けなくてもいい、TPKでと昔よく言ったああいう形をこれから目指そうやということで、厚生部一体で今からやりますので、今、部長もそういったように、私も今、自分なりの健康法、これ平成5年からです。平成5年に私、町長2年目です。そのときに何を入れたか、太極拳です。これを愛知県の国民健康保険連合、そこが推奨していたから。これはいいなと思ってここへ、これ全部、国保連合会の派遣費です。ただで取り入れた。4か月講習を受けました。町民があ頃100人以上いたね。私も参加し、前の梶田収入役、御存じね、彼も参加してくれた。職員は当時の竹本部長もちょっとやったな、皆さんやってくれたけれども、これをずっともう私は二十数年間続けてきた、これが一つの今の健康の基だよ。

実はそれだけじゃない。それによっていろいろなことを勉強させていただいた。健康に対するね。それを、勉強だけじゃあかんよ、だけじゃ駄目。自分で実行してそれを習慣にしなきゃ駄目なのよ。ちょろんちょろんと、ちょろんとやるだけじゃ絶対駄目です。毎日の日課にして初めて、今のもうそこに見える議員の皆さんより、私のほうがよほど軟らかいからです。どこで比べたって私は負けませんからね。はっきり言っておきます。自信あったらいつでもかかってください。

そういうことで、ぜひ町を挙げて、こういうことを職員からやろうよといって、職員の希望者をとって、指導員をやっていただいて、2回、3回やっただけよ、まだ。だからこれからもできるだけ幅広く、寝ながらできるのです。動かなくてもいいです、外で。布団の上、ベッドの上でいいからやれる、誰でもやれることを続けてやって、私の今の健康がある。だから125まで生きると言っているのです。実験だよ、自分の人体実験ですよ。口だけ言っていたって、これを介護出たと言って壊れ出したら終わりでしょう。そうならない実験を今やっているものだから、これまで以上に皆さんに広がることを願って、何とか幅広く健康になってほしいなと、こちら職員みんなそうですよ。健康になろうと、副町長も軟らかいです、結構。この間、ここを折っちゃったけれども、だから仕事をみなさん折らないようにやれやと、世話をやいている。一緒にやりましょうね。

○議長（大岩 靖君）

質問内容がちょっと。明確にお願いします。

○2番（鈴木美代子君）

町長のこうしたいというのは分かりました。職員にもいろいろ言っていると思うのですが、福祉の関

係の職員も町民に広げていくにはどうしていますか、何か町民みんながやれるように、どういうことをやっていますか。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

今の体操ということではなくてということでもということで、よろしいですか。

実は、先ほど課長から、リハビリ専門職が同行して自立に向けたケアプランをケアマネジャーが立てるというような取組もしていくということを御案内したかと思うのですが、実際には、その取組はケアマネジャーの方が要支援だとか、事業対象者に対して、新規にそういった方が認定された場合に御自宅に行っておアセスメントということをするのですが、そこにケアマネだけではなくて理学療法士の方、リハビリの専門職の方が同行して行くことで、視点をケアマネだけではなくて理学療法士の視点を取り入れて、例えば自分でお風呂に入れない方が入れるように、少しでも、入るのになかなか難しい場面があったりすると、ここに例えば手すりをつけたほうがいいのか、そしたら自分でお風呂に入れるようになるだとか、そういったような取組もしながら、できるだけ御自分の力で、介護に頼らないで、サービスに頼らないでやれるような形で、自分でできるようにしていくような取組を進めているということでございます。

○2番（鈴木美代子君）

今の町長はじめ、部長さんにもいろいろこうしたらいいというような話を聞きましたが、本当に町民が大勢で一生懸命やる、何とかこういうふうにして、そういう気持ちさがすごく伝わってくる話だからいいかなと思うのです。

次に、補聴器について話を進めたいと思います。

補聴器については、欲しいという人は私聞くと何人かいるのですが、補聴器はなかなか高いのです。85歳ぐらいになるかな、年寄りの方ですが、補聴器を買っても使えなくて、そのとき思ったのです。補聴器の使い方を役場の人がばかりじゃなくて、病院の人も、何かその使い方がいようにならんかなと思ったのです。実は、補聴器は20万円以上するのです。高いものは本当に高いのです。私は今回、補聴器について、導入について、助成制度をやってもらえないかなと思って提案しました。難しいという話ですが、町長にお願いで、何とか補聴器を年齢八十何歳とか、85歳以上の人とか年齢もあるでしょうし、いろいろあると思うのですが、補聴器、耳が聞こえないということは本当につらいことです。何とか補聴器を購入する助成制度ができないものでしょうか。

○福祉課長（三枝美代子君）

補聴器の購入助成ということですが、現在、近隣の市町村ではまだ実施されているところがございませんでした。身体障害者手帳保持者で、6級以上の方の補聴器の購入につきましては、医師の意見書によって基準額以内であれば1割の個人負担となり、非課税の方につきましては個人負担はございません。6級程度の聞こえといたしましては2つの状態があり、まず、両耳の聴力レベルが70デシベル以上、これは40センチメートル以上の距離で発生された会話を理解し得ないというものになります。次に、一方の耳の聴力レベルが90デシベル、こちらは大声の会話程度以上です。もう一方の耳の聴力レベルが50デシベル、こちらは普通の会話以上のものとなっておりますので、加齢性難聴者の方については、現在ニーズの把握等はできておりませんが、医師の意見書、こちらをもって障害者手帳の申請をしていただき、手帳を取得し補聴器の購入助成の手続きをお願いしたいと考えております。

医師の意見書と、あと補聴器の見積書も必要なのですが、その際にきちんとした取扱い方法だとか、補聴器の調整はすごく難しいと聞いておりますので、簡単に手に入れるのではなく、きちんとした手続で専門の方の知識

を持って助成の手続をしていただいたほうが、福祉課としては一番いいと思っております。障害者の方への補装具としての補聴器の購入の助成につきましては、手帳の申請の際等、窓口で助成についての説明や広報、ホームページ等で周知するように努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○2番（鈴木美代子君）

補聴器については、本当に補聴器がつくことによって、そのお年寄りの笑顔が出るというのか、顔色が明るくなってすごくいいのです。私、そういう方を知っているものだから、ぜひ補聴器がもっと安くというのか、町の助成がもう少したくさんもらえるようにならないかなと思って取り上げたのですけれども、いかがですか、町長。

○厚生部長（高橋ふじ美君）

町から助成が少しでもあればという御質問だと思いますけれども、昨日も美浜町の財政が大変厳しいということとは議員も御理解いただいております。ですから、なかなかそういったことを今することが難しいというところでございます。

○2番（鈴木美代子君）

分かりました。本当に難聴の方は、ちょっと苦しんでいる方を知っていますので、その方たちが毎日明るい笑顔になるように、これから補聴器購入の導入制度をぜひ考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上で終わりです、返事をもらって。

○町長（齋藤宏一君）

私も81、あとちょっとすると82です。耳はちょっと、片方はそういう体験をしました。私の同級生みんな耳が遠いのよ。本当に年を食うとそうなる。でも、私は今、これをやるのよ。耳を挟んで、ここのマッサージ、これで全然ここが今、調子がいいのよ。ここに全部つぼがあるから、耳に。これをやるだけで非常に効果がある。だから、自分で少しでもそういう、耳はちょっと不自由だよ、それをいかにして楽しく生活をするか、そういうものをやれば聞こえないほうがいいこともあるのです。本当に悪口は聞こえないほうがええ。

だから、そういう生き方を、楽しんで生きていけるような心構えを持って楽しく生きる。もう80過ぎは、耳は遠くなりますよ、みんな。そういうことのほうが、補助ばかりよりも私は大事だと、だから元気で明るく長生きできるようにやっていただいたら、今、日本中の厚生費が莫大に増えているのです。これじゃ日本やっつけられない。ましてやこのコロナで1,000兆円を超えているのです、借金が、国家の。これを国へ出せといって誰が出せますか。当然厳しくなります、今から。やろうと思ったら個人のみんなの努力です。これが一番私は大事じゃないのかと。鈴木議員もやって。それで健康になって。お願いします。

○2番（鈴木美代子君）

じゃ、終わります。ありがとうございました。

○議長（大岩 靖君）

以上をもって、鈴木美代子議員の質問を終わります。鈴木美代子議員は自席に戻ってください。

〔2番 鈴木美代子君 降席〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって、町政に対する一般質問を終わります。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。議事の都合により、12月5日から12月7日までの3日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、12月5日から12月7日までの3日間を休会することに決定しました。

来る12月8日は午前9時より本会議を開き、提出議案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前10時50分 散会〕

令和 2 年12月 8 日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 2 年 12 月 8 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 4 号）

- 日程第 1 議案第 64 号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 2 議案第 65 号 知多南部衛生組合規約の変更について
- 日程第 3 議案第 66 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第 4 議案第 67 号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 68 号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第 69 号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 70 号 指定管理者の指定について
- 日程第 8 議案第 71 号 指定管理者の指定について
- 日程第 9 議案第 72 号 指定管理者の指定について
- 日程第 10 議案第 73 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 11 議案第 74 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 12 議案第 75 号 令和 2 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 76 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 77 号 令和 2 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 発議第 8 号 防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 崎 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（19 名）

町 長	齋 藤 宏 一 君	副 町 長	八 谷 充 則 君
教 育 長	山 本 敬 君	総 務 部 長	杉 本 康 寿 君
厚 生 部 長	高 橋 ふじ美 君	産 業 建 設 部 長	鈴 木 学 君
教 育 部 長	夏 目 勉 君	総 務 課 長	大 松 知 彰 君

秘書課長 中村 裕之 君
住民課長 藪井 幹久 君
健康・子育て課長 宮崎 典人 君
産業課長 三枝 利博 君
水道課長 夏目 明房 君
生涯学習課長 谷川 雅啓 君

防災課長 小島 康資 君
福祉課長 三枝 美代子 君
環境課長 富谷 佳宏 君
都市整備課長 宮原 佳伸 君
学校教育課長 近藤 淳広 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日比 郁夫 君

主幹兼議会係長 森 秀雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

今朝の新聞、皆さん、御覧になったでしょうか。今朝の新聞には、知多市で西知多道路のいよいよ工事が始まるという記事が載っておりました。常滑市は常滑市で県と常滑市共同で国に対してりんくうの前島及び埋立ての島を特区指定していただくという記事も載っておりました。東海岸を見れば、皆さんも御存じのように武豊町で大きな工事が始まっております。我々美浜町も今、大きな事業が動いております。他地域に後れを取らないように、そしてまた、この先の美浜町の未来を我々も全力前進で突き進んでいかなければ、なかなか事業は到達できません。行政も我々議員も一丸となってこの事業を邁進していきますよう、皆様に御協力をお願いいたします。

それでは、会議に先立ち、お願いします。お手持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスク着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更について

○議長（大岩 靖君）

日程第 1、議案第64号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第64号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第65号 知多南部衛生組合同約の変更について

○議長（大岩 靖君）

日程第2、議案第65号 知多南部衛生組合同約の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第65号 知多南部衛生組合同約の変更についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

举手全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

議案と一緒に配られました資料のところで質問させてください。4つぐらいあります。

自動車の費用として、当然、例えば借りるのではなくて自分で持っている宣伝カーとかには補助は出ないと思う。それは確認させてください。

それと、3段目の運転手、1日1万2,500円とあります。当然、例えば午前中、昼から、夜と3人で運転するようなこともあろうかと思いますが、これは1万2,500円を3人で割るような運用の仕方ではよかったのかの確認です。

それから、下にありますポスターの作成の補助ですけれども、ここに1枚当たり1,283円とあります。その下に計算方式があるのですが、66か所で1枚当たり、この1枚当たりはどこの市町に聞いても同じと聞いていますが、プラス5万円というものの算出の基準は、人口割なのか、あるいは投票所の数のことなのか、算出の基礎を教えてください。

その下の候補者に係る供託物が没収される場合のことですけれども、今度から供託金を払うわけですが、供託金が幾らになるのか。それから、没収される条件、単純に言うと、計算して何票以下は没収されるということになるのか。何票というかパーセンテージが分かりません。その数字を、算出基準を教えてください。

○総務部長（杉本康寿君）

まずは、車の借り上げでございます。こちらにつきましては、あくまでも契約をいたします。この議案にもありますように、親族の場合は対象にはなりません。

あと、運転手の雇用でございます。これも雇用契約が生じてきます。この場合は、複数の人と契約することになりますけれども、あくまでも1日につき1人の分の積算ということになります。ですので、例えば5人の方と雇用契約を結ぶ場合があろうかと思います。その中で、例えば8時から9時までをAさん、次に9時から10時までBさんとやった場合、2人いるわけなのですけれども、あくまでも対象になるのは1日の1万2,500円がその人1人分が見てもらえるということになりますので、あくまでも雇用契約のうちのいずれか1人のみが補助の対象になります。

次に、ポスターの5万円につきましては、本町の今までの実績を基にしてその版權の部分の按分したというのですか、平均を取ってつくったものでございます。したがって、各市町によって金額は違ってきます。それは実績に基づいての5万円になってきますので、そうなります。

あと、供託金については、私の記憶にないので申し訳ないのですが、たしか町長選と同じ10%だったのですが、供託金がございます。今回、新たに町議会議員選挙においての供託金につきましては15万円になってきます。町長選につきましては先回と変わらず50万円になってきますので、よろしくお願いいたします。

○1番（山本辰見君）

先ほどの10%というのも正確に調べて、委員会のときで結構ですから、また教えていただきたいと思います。

それと、先ほどの5万円の算出基準、単純に私、近場の方に聞いたら、美浜は5万円でした。それから隣が5万1,000円とか5万3,000円とか。それからもっと人口の多いところでしたけれども、10万円とか基礎もありましたから、先ほど勘案してということですから、それ以上は結構です。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第4 議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第5 議案第68号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第68号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第6 議案第69号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第69号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第7 議案第70号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第70号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第8 議案第71号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議案第71号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第9 議案第72号 指定管理者の指定について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議案第72号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第10 議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（大岩 靖君）

日程第10、議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。1番 山本議員。

○1番（山本辰見君）

私からは4点か5点ほどお願いします。

2款総務費の1項総務管理費、8目電子計算費の中で、ペーパーレス対応型のパソコンを更新するということですが、これまで各職員が使っているのとどのように違うのか。また、合計何台導入するのか。そして、買取りなのかリースなのかをお願いします。

そもそもこのペーパーレス対応型のシステムそのものを説明いただきたいと思います。

それから、もう一点は、同じく2款総務費、4項選挙費の中の選挙管理委員会費ですが、ここに投票所受付システムというのが新たになのか、変更になるのか、あるんですが、その内容について説明してください。

それから、同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費ですが、多分これ、個人番号カードを交付する事務に要する会計年度任用職員が、この間土曜日も発行できるということもあったと思うので、その報酬と時間外手当ではないかと思うわけですが、発行枚数はどのくらい増えたのでしょうか。もともと、この中でも大分論議がありましたが、住民課はこれまではこのマイナンバーカード、あまり積極的に推進していなかったという感覚でございますけれども、町長が、いろいろな討論の中で出た行財政改革の中で費用対効果ということを何度も発言されたと思うのですけれども、こういう面からこのことを検討されたときに、私は率直に、町で使っている予算もさることながら、発行する東京の本部というかセンターにすごい経費がかかる。また、いろいろな形でパソコンのシステムを変更するとか、結構経費がかかっているんじゃないかなと思うのです。今後の考え方、対応について確認させてください。

それから、もう一点は、9款の消防費、4目災害対策費の中に高度情報通信ネットワークシステムというのがあります。これまでなくて新しくなったのか、また変更になったのかも含めて、どういう中身になるのか具体的に説明をお願いいたします。

○秘書課長（中村裕之君）

それでは、補正予算書20、21ページの電子計算費のことについて御質問が3点ほどございましたので、お答えさせていただきます。

まず、これまでのパソコン、端末ですね、とどのように違うのかという御質問でございます。

タブレット端末を購入させていただきたいと思っておりますが、このタブレット端末は、ノート型やデスクトップ端末とは異なりまして、キーボードとマウスがありません。画面部分のみの端末のことをいいます。主に、議員お持ちだと思いますが、スマホを大きくしたようなイメージで思っただけたらと思います。画面を指や付属のペンなどでタッチして操作をいたします。

このタブレット端末を無線LANが利用できる会議室に持ち込みまして、紙資料を使うことなく、予算査定や幹部会議などを行うことができるようになります。

なお、タブレット端末は、気軽に別室に持ち込みまして事務が可能なため、事務の分散化ができますので、コロナウイルス等の感染拡大防止も期待できます。

続きましての御質問ですが、合計何台買いますかと、買取りかリースかというお尋ねでございます。

まず、タブレット端末本体を76台購入させていただきたいと思っております。全て買取りで購入をいたします。このうち61台は拡張クレードルという機器にキーボードやマウスをつなげまして、通常のノート型端末として事務室で使えるようになります。

今回、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、次年度リース切れになる職員用の事務端末を買取りで先行購入をいたしまして、経費の節減を図ってまいりたいと思っております。

それから、最後の御質問です。

ペーパーレス会議システムとは何かという御質問でございます。

ペーパーレス会議システムといいますのは、通常、紙で配付される会議資料を電子化しまして、先ほど申しましたタブレット画面に表示させます。それで、紙を使うことなく会議を行うシステムでございます。

導入のメリットといたしましては、庁舎内の会議、例えば予算査定ですとか、実施計画の査定あるいは幹部会議、こういった会議の資料をペーパーレス化することで、会議におけます紙資料の削減、印刷コストや作業手間、

資料差し替え等の人的コストが軽減できるところがメリットとなります。

なお、ペーパーレス会議では、参加者はタブレット端末を持ち込みまして、参加者が同時に同じ画面が見えまして、ページめくり等もできまして、タッチペンで資料への書き込みもできるようなシステムになっております。

このシステムは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして経費の節減を図っていきたいと考えております。

○住民課長（藪井幹久君）

次に、22、23ページでございます戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカードの関係についてお答えをしたいと思います。

土曜日開庁の利用者がどのくらいになっているかということでございますが、個人番号カードの交付の申請・交付・更新の手続について、本年の1月から平日だけでなく、毎月1回、最終土曜日の午前9時から正午まで、3時間でございますが、住民課窓口にてお受けしているという状況でございます。

この最終土曜日の利用件数でございますが、初めて実施した1月末は18件ございました。5月末までは20件に満たないような状況で推移してきたということでございますが、6月末が51件ということで、この頃から増え始めて、7月末が96件となって、この頃から100件程度ということで、以降、9月末が135件です。午前中の3時間でございますので、混雑している状況となります。

直近の11月末は78件と若干少なかったということでございますが、この11月末も100件近くと数えますと、ここ5か月ほどは毎月100件程度の方には利用していただいているという状況になっております。

続いて、今後の対応とか考え方でございますけれども、町は、国からこの制度が始まった当初より、個人番号カードの交付体制の整備とか普及促進を担ってくれるようにとされておりました。

個人番号カードの交付枚数については全国的に、国が想定していたスケジュールを下回っているところが多くて、さらには、国は、現在、積極的に推進をしているという姿勢を表明しておりまして、国自身が今後、集中的な広報をすとか、そういうことが通知されてきているということもございまして、今後、本町の交付件数がさらに増えてくることが想定されるということで、今回、交付体制の整備のために、さらに補正予算を上程させていただいたということでございます。

なお、国は、この交付体制の整備については補助を出すこととしておりまして、今回はその範囲内でございますので、今回の歳出で計上したこの事業の補正の全額を、歳入の個人番号カード交付事務費補助金ということで、全額合わせて計上しているということでございます。

したがって、今回は、町の経費としての負担はない形になります。

今後、個人番号カードの利用で、町民の皆様の生活が便利になる、豊かになる、そういった事業とか施策を本町の町費を使って実施するという場合においては、費用対効果をしっかり検証していくと。また、国は国で検証していく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○総務課長（大松知彰君）

補正予算書24、25ページの当日投票所受付システムについて御説明いたします。

これまで、選挙当日の投票所では各投票所において、男女それぞれで投票所入場券と紙の名簿とを照合して受付をしておりましたが、このシステムを導入すれば、投票所入場券にあらかじめ印刷されているバーコードを読み取ることにより、選挙人名簿の照合作業が可能となります。

これまでより受付時間を短縮することができ、住民の皆様の待ち時間が減り、スムーズな投票が行えるようになる見込みで、当日投票所となる9か所へ配備する予定です。

なお、期日前投票については、既にこのシステムを導入済みでございます。

また、この事業は、密を回避するということで、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっております。

○防災課長（小島康資君）

補正予算書及び予算説明書の34、35ページをお願いします。

御質問のありました高度情報通信ネットワークシステム整備委託料について、説明をさせていただきます。

現在、美浜町が導入している既存の愛知県防災情報システムと接続・連携する形で新規に整備し、市町村の災害対応業務の支援を目的としております。

現在利用しているシステムとの違いは、今までは連携していないため、県への被害報告や避難所設置・廃止等を2度入力しなくてはいけなかったのが、1度でできること、避難勧告等のタイミングを知らせてくれることなど、充実した業務支援、報告業務の負担軽減、簡易なシステム操作ができ、迅速的確な住民対応が可能となります。財源は、地方創生交付金での対応とさせていただいておりますので、よろしくお願いします。

○1番（山本辰見君）

少し補足の質問をさせてください。

ペーパーレス対応型ですが、この台数ですと職員の3分の1ぐらいですから、それぞれの席に置くのではなくて、どこか一括して会議ごとに、ここに10台要るとか15台要るとかということになるんでしょうか。それとも、課長、部長、係長を中心に持ってもらうのか、それも確認したい。

それからもう一点、実は少し情報で、裏話というか情報で、できたら議会にも今後進めていきたいというのが、これはほかの市町でもどこということをつかんでいるわけではないですけども、タブレットの持込み、あるいは質問に使うとか、思い切って、ペーパーレスまでいっているか分かりませんが、そういう流れがあるようですけども、美浜町でもそういう将来的な構想はどの程度検討しているのでしょうか。

それと、住民基本台帳。マイナンバーカード、以前は15%とか19%の方より発行していないということでしたが、正確な集計じゃなくてもいいんですが、どの程度増えたのでしょうか。どの程度の割合になったのでしょうか。

○秘書課長（中村裕之君）

ただいまの御質問でございます。まず、タブレット端末の行き先といいますか、使い先なのですが、まず、76台中、幹部を一応23台分、それから係長用で34台、あと予算査定の担当の係員の部分が3台、その他予備用で十五、六台というところで76台を振り分ける予定でおります。

そして、2番目の御質問で、議会の将来の使用ということなのですが、いろいろな設定の都合がございまして、即議会の対応ができるようなものにはなっておりません。今後また予算化をする必要がございそうですが、試しに使っていただくような分も、先ほど申しました15台の中に含まれますので、一度御使用いただくということは可能かと思います。

○住民課長（藪井幹久君）

本町の個人番号カードの今の交付率ということでよろしいかと思いますが、まだ11月末の時点では、国から報告をもらうということになっておりますので、そこがまだ来ておりませんが、10月31日現在では4,812人で、率にすると22%程度となります。おおむね今、5,000人程度は超えていると思いますので、それよりも1%程度上がっているのかなと、今の現在ではそう推測されます。

○議長（大岩 靖君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

これをもって質疑を終わります。

本案は、お手元に配付しました議案審査付託表のとおり、各担当常任委員会に付託します。

日程第11 議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大岩 靖君）

日程第11、議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 議案第75号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第12、議案第75号 令和2年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第13 議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（大岩 靖君）

日程第13、議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第14、議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

本案は、総務産業常任委員会に付託します。

日程第15 発議第8号 防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書について

○議長（大岩 靖君）

日程第15、発議第8号 防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書についてを議題とします。

本案について、提出者より提案理由の説明を求めます。13番 野田増男議員、説明願います。

〔13番 野田増男君 登壇〕

○13番（野田増男君）

それでは、提案理由を説明させていただきます。

発議第8号 防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書について。

防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書を別紙のとおり提出する。

令和2年12月8日提出、代表提出者は私、美浜町議会議員 野田増男、提出者は、美浜町議会議員 山本辰見、同じく杉浦剛、荒井勝彦、横田全博でございます。

次に、提案理由ですが、この案を提出するのは、国において「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の実施期間終了後においても、中長期的視点から国土強靱化対策を推進するため対象事業を拡充するとともに、必要となる予算を安定的に別枠で確保すること及び十分な地方財政措置の拡充を図ることを強く要望する必要があるからであります。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）であります。

本案は、全会派一致により賛同を得て提案するものでございます。議員皆様の御賛同をいただけますようよろしくお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより発議第 8 号 防災・減災、国土強靱化の推進についての意見書についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、発議第 8 号は原案のとおり可決されました。

○議長（大岩 靖君）

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。付託案件等の委員会審査並びに日程の都合により、12月 9 日から12月14日までの 6 日間を休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、12月 9 日から12月14日までの 6 日間を休会することに決定しました。

休会中に各担当常任委員会を開き、付託案件等の審査をお願いします。

来る12月15日は午前 9 時から本会議を開き、各担当常任委員長に付託案件等の審査結果の報告を求め、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれにて散会します。御協力ありがとうございました。

〔午前 9 時40分 散会〕

令和 2 年12月15日（火曜日）

第 4 回美浜町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 2 年 12 月 15 日（火曜日） 午前 9 時 00 分 開議

◎ 議事日程（第 5 号）

日程第 1 議案第 66 号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 2 議案第 67 号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 3 議案第 68 号 指定管理者の指定について
議案第 69 号 指定管理者の指定について
議案第 70 号 指定管理者の指定について
〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 4 議案第 71 号 指定管理者の指定について
議案第 72 号 指定管理者の指定について
〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 5 議案第 73 号 令和 2 年度美浜町一般会計補正予算（第 7 号）
〔各担当常任委員長 報告〕

日程第 6 議案第 74 号 令和 2 年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 75 号 令和 2 年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 76 号 令和 2 年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
〔文教厚生常任委員長 報告〕

日程第 7 議案第 77 号 令和 2 年度美浜町水道事業会計補正予算（第 3 号）
〔総務産業常任委員長 報告〕

日程第 8 議員派遣の件について

日程第 9 議会閉会中の継続調査事件について

◎ 本日の会議に付した事件

〔議事日程に同じにつき省略〕

◎ 本日の出席議員（14 名）

1 番	山 本 辰 見 君	2 番	鈴 木 美代子 君
3 番	森 川 元 晴 君	4 番	石 田 秀 夫 君
5 番	杉 浦 剛 君	6 番	廣 澤 毅 君
7 番	大 寄 暁 美 君	8 番	中須賀 敬 君
9 番	横 田 貴 次 君	10 番	荒 井 勝 彦 君
11 番	大 岩 靖 君	12 番	横 田 全 博 君
13 番	野 田 増 男 君	14 番	丸 田 博 雅 君

◎ 説明のため出席した者の職、氏名（8 名）

町 長 齋 藤 宏 一 君
教 育 長 山 本 敬 君
厚 生 部 長 高 橋 ふじ美 君
教 育 部 長 夏 目 勉 君

副 町 長 八 谷 充 則 君
総 務 部 長 杉 本 康 寿 君
産 業 建 設 部 長 鈴 木 学 君
総 務 課 長 大 松 知 彰 君

◎ 職務のため出席した者の職、氏名（２名）

議会事務局長 日 比 郁 夫 君

主幹兼議会係長 森 秀 雄 君

〔午前 9 時 00 分 開議〕

○議長（大岩 靖君）

おはようございます。

今朝、大変寒い日を迎えました。本来の12月らしいなと思うのですが、皆様も御存じのように、昨晚、政府から全国一斉にG o T o トラベルの全面一時停止という発表がされました。確かに、国は経済を回さないといけない、そしてまた、コロナ対策も取らないといけないという両方のはざまに挟まれまして、経済を回さないといけないけれども、今のコロナ対応がどんどん後手後手に回っていると。これは我々この美浜町にとっても、この1週間で2名の感染者が増加しました。現在、20名であります。

前回も言いましたが、我々も、行政も、この町内におきましてできる限りの感染予防を進めていかなければ、医療関係の崩壊につながると、その辺をよく認識して、この年末、そして年始、まだまだ先が見えない状態ではありますが、注意をして皆さんに促していただきたいと思います。

それでは、会議に先立ちお願いします。お持ちの携帯電話はマナーモードか電源をお切りいただくよう御協力をお願い申し上げます。

美浜町議会では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う予防対策として、議場内でのマスクの着用を推奨しております。あくまでも予防のための着用であり、傍聴者、議員並びに職員の健康と安全確保を考慮したものです。咳エチケットやマスク着用の感染症予防対策への御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、議会議員及び町執行部の職員においては、マスクを着用したままの発言となりますので、不明確にならないように努めてくださるようお願いいたします。

それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第 1 議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第 1、議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

おはようございます。

総務産業常任委員会は、去る12月9日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてにつきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

車のレンタルの件で、自家用車または親族のものを借りた場合、該当しないのかとの質疑があり、あくまで第三者から借りた部分になる。生計を一にする親族から借りる場合は公費負担の対象とはならない。生計を一にしない親族であれば、契約を結べば対象になるとの答弁がありました。

また、業者でなくても、第三者から賃借の契約を結べば対象になるのかとの質疑があり、契約を結ぶと公費負担の対象となるとの答弁がありました。

また、車のリース代が発生しなくても燃料費は公費対象になるのかとの質疑があり、公費負担の対象となるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第66号 美浜町議会議員及び美浜町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２ 議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（大岩 靖君）

日程第２、議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

それでは、皆さん、おはようございます。

御報告を申し上げます。

文教厚生常任委員会は、去る12月10日午前9時より、役場3階大会議室におきまして、委員全員の出席の下、説明員として各担当部課長の出席を求め、当委員会に付託となりました議案について会議を開会し、慎重に審査いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。

ただいま議題となりました議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてにつきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

条例で定める施設の廃止、長期かつ独占的な利用をさせるときに特別多数議決を適用することがあるが、今回、南部保育所を廃止する議案に対する取扱いはどうになるのかとの質疑があり、条例により、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得ることとなっているとの答弁がありました。

また、南部保育所園児へのサポート体制はどの質疑があり、子供の不安を解消するため、現在、南部保育所に勤務する担任保育士を河和北保育所へ配置することを南部保育所園児の保護者に説明した。保護者の要望で、本年の10月に交流保育を実施いたしました。併せて、河和北保育所について説明会を行い、アンケートを実施したところ、良好な結果であった。再度、令和3年2月に交流保育を予定し、スムーズな移行を目指しているとの答弁がありました。

また、河和保育所へ名称変更される。看板等の変更はどのように行うのかとの質疑があり、名称の表示をしてあるのは保育所入口の金属プレートのみであり、交換に伴う見積りを取っている。その他には、県へ変更申請の手続を行うとの答弁がございました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第67号 美浜町立保育所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての採決に入りますが、本案は地方自治法第244条の2第2項並びに美浜町立保育所設置及び管理に関する条例第7条の規定により、出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。また、この場合は議長も表決権を有しますので、表決権を有するただいまの出席議員数は14名であります。それでは、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大岩 靖君）

ただいまの出席議員は14名であります。その3分の2以上は10名以上であります。起立14名であります。所定の数以上でありますので、よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 指定管理者の指定についてから

議案第70号 指定管理者の指定についてまで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第3、議案第68号 指定管理者の指定についてから議案第70号 指定管理者の指定についてまで、以上3件を一括議題とします。

以上3件に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第68号 指定管理者の指定についてから議案第70号 指定管理者の指定についてまでの3議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

議案第68号の審査において、漁村センターの現在の使用状況はどうかとの質疑があり、矢梨区民の利用があり、会合や各クラブが利用していると聞くとの答弁がありました。

また、矢梨区の事務所としての利用はされているのかとの質疑があり、区の事務所としては、河和南部公民館で3区共同で行っている。漁村センターは公民館と趣旨が違う。区の事務所としての使い方ではないとの答弁がありました。

議案第69号、議案第70号においては、質疑はありませんでした。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第68号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第68号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第69号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号について、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第70号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第71号 指定管理者の指定についてから

議案第72号 指定管理者の指定についてまで2件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第4、議案第71号 指定管理者の指定についてから議案第72号 指定管理者の指定についてまで、以上2件を一括議題とします。

以上2件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第71号 指定管理者の指定についてから議案第72号 指定管理者の指定についてまでの2議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で御報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第71号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第71号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第72号 指定管理者の指定についてを採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（大岩 靖君）

日程第5、議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案に関し、各担当常任委員会委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託となりました部分については、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

歳入において、げんき商店街推進事業補助金はどのような事業を行うのかとの質疑があり、プレミアム付飲食券事業で県より2分の1の補助を受けるものであるとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

次に、文教厚生常任委員会委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）のうち、当委員会に付託となりました部分につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、審査の過程において、次のような質疑がありました。

子ども子育て交付金等過年度返還金は1月から3月の利用者数の減によるものと説明を受けたが、どのくらいの人数と、どのような影響を受けたのかとの質疑があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により施設の閉鎖、利用の自粛が始まり、保育所、児童館、子育て支援センター、児童クラブにてお願いをしてきた。国より、保育所、児童クラブにおいては継続の要望があり、医療従事者の方などのお子さんについては極力預かる対応をし、実施してきたが、感染を心配し自粛されるなど、利用者の減少があった。それにより、指導に関わる教育免許保持者の指導員についても勤務の必要がなくなり、4名体制のところが3名体制となるなど、最終的には人数の変更が生じ、返還となったとの答弁がありました。

また、知多南部衛生組合分担金が減額になった原因は何かとの質疑があり、分担金の中には前年度の繰越金の精算が含まれており、令和元年度の実績に応じて繰越金の精算を行い、減額となったもの。具体的には、ごみ処理費の減によるものと火葬場の利用件数によるものとの答弁がありました。

なお、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降壇〕

○議長（大岩 靖君）

各担当常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの各担当常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第73号 令和2年度美浜町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案に対する各担当常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、各担当常任委員会委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は各担当常任委員会委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から

議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで3件一括

○議長（大岩 靖君）

日程第6、議案第74号 令和2年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上3件を一括議題とします。

以上３件に関し、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔文教厚生常任委員長 荒井勝彦君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（荒井勝彦君）

御報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第74号 令和２年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）から議案第76号 令和２年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第２号）までの３議案につきまして、審査、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

文教厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより順次、ただいまの文教厚生常任委員会委員長の報告に対する議事を進めます。

最初に、議案第74号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第74号 令和２年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第75号 令和２年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号について、文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第76号 令和2年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（大岩 靖君）

日程第7、議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案に関し、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、報告願います。

〔総務産業常任委員長 横田全博君 登壇〕

○総務産業常任委員長（横田全博君）

御報告いたします。

ただいま議題となりました議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、審査、採決の結果、全員賛成により可決しました。

なお、質疑、討論はありませんでした。

以上で報告を終わります。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

総務産業常任委員会委員長の報告が終わりました。

これより、ただいまの総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これより議案第77号 令和2年度美浜町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する総務産業常任委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（大岩 靖君）

挙手全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議員派遣の件について

○議長（大岩 靖君）

日程第8、議員派遣の件についてを議題とします。

美浜町議会会議規則第127条の規定により、今後の議員派遣について別紙としてお手元に配付しました。

お諮りします。別紙のとおり議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

なお、議員派遣の日時、場所、目的、派遣内容など変更が生じた場合、また、別紙以外に派遣の必要が生じた場合は、議長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

日程第9 議会閉会中の継続調査事件について

○議長（大岩 靖君）

日程第9、議会閉会中の継続調査事件についてを議題とします。

議長宛てに各常任委員会委員長より、議会閉会中の継続調査事件の申出がありましたので、一覧表としてお手元に配付いたしました。

お諮りします。各常任委員会委員長より申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大岩 靖君）

御異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査事件とすることに決定しました。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、町長より御挨拶願います。

〔町長 齋藤宏一君 登壇〕

○町長（齋藤宏一君）

令和２年第４回美浜町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案申し上げた案件のいずれにつきましても、慎重審議の上、御承認いただけたことに対し、まずもって厚く御礼申し上げます。

さて、12月も中旬となり、寒さが一段と厳しさを増す中、新型コロナウイルスのほかにインフルエンザの流行も懸念されます。かつてない年の瀬を迎えておりますが、議員の皆さんにおかれましても、体調管理に御留意の上、いい新年をお迎えになられるよう切にお願いし、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

〔降 壇〕

○議長（大岩 靖君）

ありがとうございました。

これにて令和２年第４回美浜町議会定例会を閉会します。御協力ありがとうございました。

〔午前９時43分 閉会〕

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年12月15日

美浜町議会

議長 大 岩 靖

議員 鈴 木 美代子

議員 野 田 増 男